

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－ はじめに－平成12年版厚生白書のねらい

これから戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期に向かうにつれて、我が国の高齢化は更に進んでいくことが見込まれる。

こうした中で、高齢者の介護を国民皆で支え合う介護保険制度も2000（平成12）年4月から新しく導入された。

このような機会をとらえて、今回の白書の第1部では、高齢者をめぐる問題を様々な観点から考察し、新しい高齢者像にふさわしい社会保障システムの創造に向けた議論の素材を提供している。

具体的には、次のようなねらいと特色をもっている。

○ 高齢者と家族、高齢者の経済状況など多様な高齢者の姿と所得保障制度が果たしている機能（第1部 第1章）

今後、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期に向かうにつれて、我が国の高齢化は更に進んでいく。こうした中で高齢者の姿や高齢者をめぐる状況は、現在とは異なったものとなるだろう。

こうした高齢化の現状と見通しについて、都市部に住む高齢者の増加など地域性も含め紹介する。

また、子どもとの同居率の低下など高齢者と家族をめぐる状況も紹介する。

さらに、高齢者は全体としてみると豊かになってきていると指摘されるようになってきているが、高齢者の経済的状況にできる限り迫るべく分析を試みる。その中で、公的年金を中心とする社会保障給付がどのような役割を果たしているのかについても併せて検証する。

○ 高齢者が健康で自立して暮らせる「健康な長寿」の実現と高齢者を支える地域・社会（第1部 第2章および第3章）

長寿社会において、できるだけ長く健康で、自立して生活し、地域や社会において活躍し続けることを希望する高齢者の姿やこうした高齢者の「健康な長寿」を実現するために重要となる生涯を通じた健康づくりについて紹介する。

また、就労、ボランティア、生涯学習、余暇活動などを通じて地域や社会へ積極的に参加している高齢者についても説明する。さらに、多少身体的な機能が衰え始めた高齢者であっても、地域社会において必要なサービスを受けることによって生活の質を維持し、自立した生活を送ることができること、こうした地域社会の支え合いなどについても紹介する。

なお、ここでは、健康づくりに関する研究事例や高齢者の生活を支える各地の取組み事例なども紹介している。

○ 国民皆でより良いものに育てていく介護制度（第1部 第4章）

老後の最大の不安である介護を国民皆で支え合い、高齢者の自立を支援していこうとする介護保険制度が、2000年4月から歩み始めた。

これまでの高齢者保健福祉の歩みを紹介しながら、新しい介護保険制度が何を指そうとしているのか、その特色をわかりやすく解説するとともに、これからの社会保障の新たな方向性も示す介護保険制度をより良い制度に育てていくことが重要であることを説明する。

○ 高齢化の世界的進行と国際交流（第1部 第5章）

高齢化は、我が国だけの現象ではなく、世界的な現象である。先進国はもとより途上国においても高齢化の進行が予測されている。こうした中で、各国における高齢化に関する知見をお互いに共有していくことを通じ、よりよく高齢化に対応していく可能性を探る。

○ 新しい高齢者像とふさわしい社会保障システムを求めて（第1部 第6章）

これまでの知識や経験を生かしながら、多様な生き方を選択する、健康で活動的な高齢者や年齢にとられない高齢者の姿もみられるようになってきている。

こうした中で高齢者に対する画一的な見方を払拭し、高齢者を豊かな能力と意欲をもつ者としてとらえていくことが、より豊かで活力がある長寿社会の実現につながる。

また、こうした新しい高齢者像にふさわしい社会保障制度の創造に向けた視点も説明する。

○ 第2部、第3部においては、平成11年度の主な厚生行政の動きについて説明する。

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

ねらい

今後、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期に向かうにつれて、我が国の高齢化は更に進んでいく。こうした中で、高齢者の姿や高齢者をめぐる状況は、現在とは異なったものとなろう。この章では、このような高齢化の現状と見通しを地域性も含めて紹介する。さらに、変わりつつある高齢者の多様な姿を、高齢世代の移り変わりにも着目しながら、家族や経済状況の観点から、わかりやすく分析する。

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第1節 「高齢者の世紀」の始まり

1 「高齢者の世紀」の始まり

1-1 我が国における高齢化の推移

今世紀の後半、我が国は高齢化の坂を急速に駆け上がってきた。

我が国の高齢化の動向を振り返ってみると、いまから半世紀前の1950（昭和25）年には、65歳以上人口は416万人、高齢化率（65歳以上人口が全人口に占める割合）は4.9%であった。その後一貫して高齢化が進行し、1970（昭和45）年には、65歳以上人口が739万人、高齢化率が7.1%となった。これが、2000（平成12）年現在では、それぞれ2,187万人、17.2%（おおむね人口の6人に1人が65歳以上）と、この30年間に、特に急速な高齢化が進行していることがわかる（図1-1-1）。

高齢化の一方で少子化も進んでいる結果、同じ2000年における0～14歳の年少人口の数は1,860万人（全人口に占める割合は14.7%）と、65歳以上の者の数が14歳以下の子どもの数を上回っている。ちなみに、総務庁の「各年10月1日現在推計人口」によると、1997（平成9）年に初めて65歳以上人口（1,976万人）が0～14歳人口（1,937万人）を上回った。

高齢化の状況を厚生省の国民生活基礎調査（注）の結果を使って、世帯の面からみると、1998（平成10）年では、65歳以上の者のいる世帯は、1,482万2千世帯と、全世帯の3分の1（33.3%）を占めている。これに対し、18歳未満の未婚の者がいる世帯は、1,345万3千世帯（全世帯の30.2%）となっている。1975（昭和50）年からの推移をみると、65歳以上の者のいる世帯は着実に増え続けており、1997年から18歳未満の未婚の者がいる世帯の数を上回っている（図1-1-2）。

（注）「国民生活基礎調査」は、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的事項を調査し、厚生行政の企画および運営に必要な基礎資料を得ることを目的とするものである。1986（昭和61）年を初回として、3年ごとに大規模な調査（中間年は小規模調査）を実施し、世帯および世帯員の状況を総合的に調査している。なお、直近の大規模調査は、1998（平成10）年に行われた。

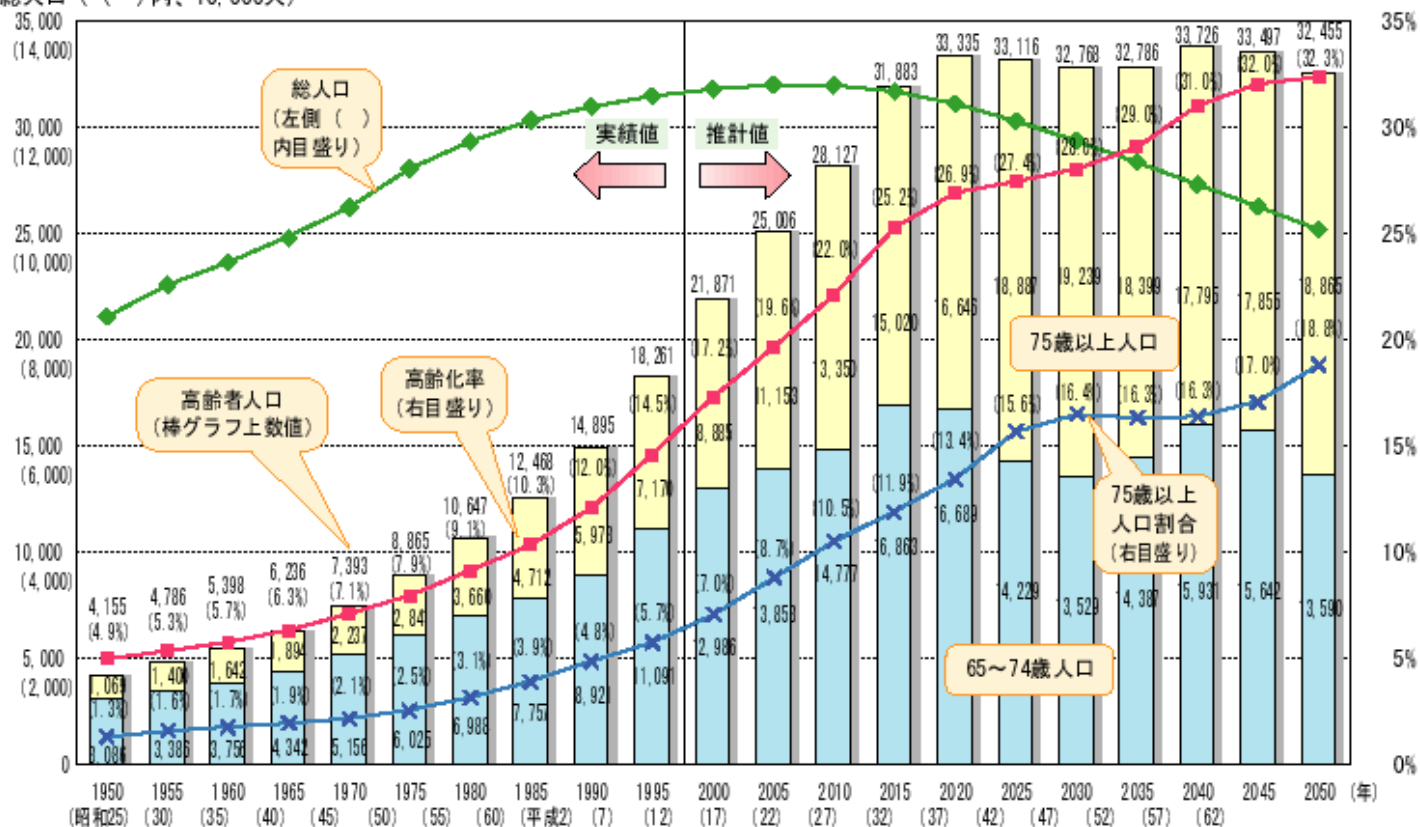
調査は、全国の世帯および世帯員を対象としている。1998年の調査は、世帯および健康に関する事項については、約28万世帯および約78万世帯員を、所得および貯蓄に関する事項については、約4万世帯および約12万世帯員を客体として行われた。

図1-1-1 高齢化の推移と将来推計（1950～2050年）

図1-1-1 高齢化の推移と将来推計(1950~2050年)

高齢者人口、65~74歳人口、75歳以上人口(1,000人)、
総人口()内、10,000人

高齢化率、75歳以上人口割合

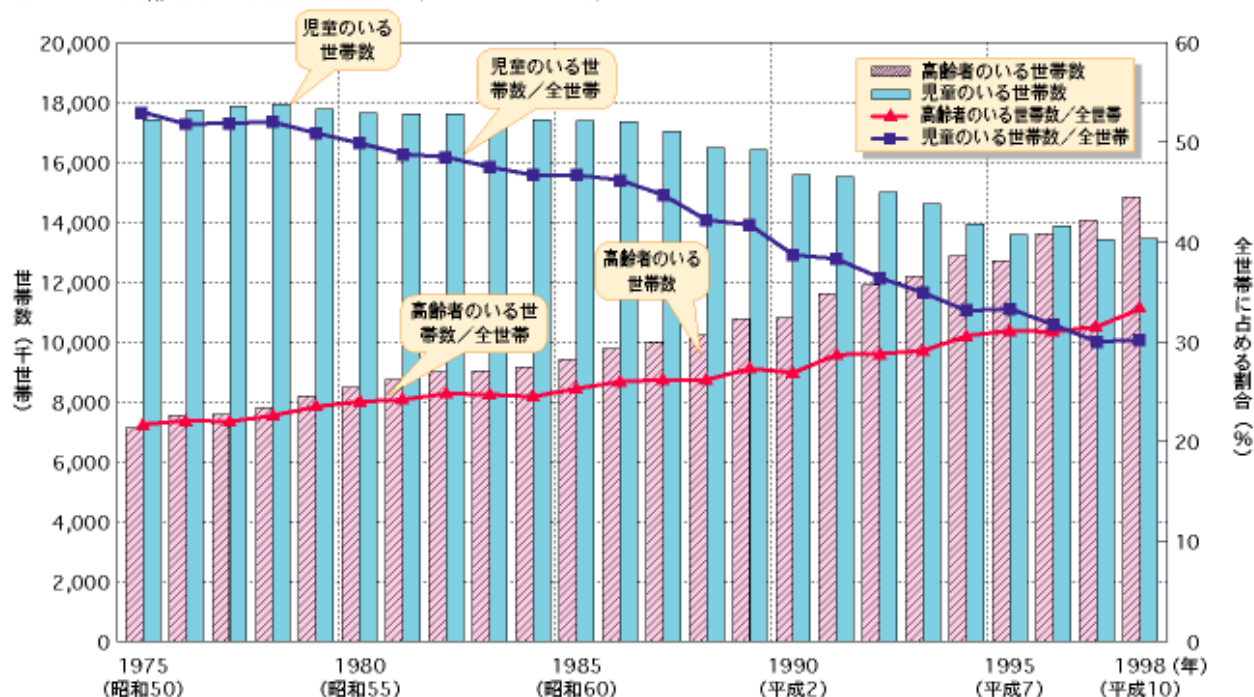


資料: 1995年までは総務庁統計局「国勢調査」、2000年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成9年1月推計)」

(注) 1955年の沖縄は70歳以上人口23,328人を前後の年次の70歳以上人口に占める75歳以上人口の割合を基に70~74歳人口と75歳以上人口に按分した。

図1-1-2 高齢者のいる世帯数の推移(1975~1998年)

図1-1-2 高齢者のいる世帯数の推移(1975～1998年)



資料：厚生省大臣官房統計情報部『厚生行政基礎調査』(1985年以前)および『国民生活基礎調査』(1986年以降)による。
 (注) 1. 高齢者のいる世帯とは、65歳以上の者がいる世帯をいう。また、児童のいる世帯とは、18歳未満の未婚の者がいる世帯をいう。
 2. 1995年の数値は兵庫県を除いたものである。

1-2 今後の見通し

21世紀に入っても高齢化は続くことが予想されている。

国立社会保障・人口問題研究所が1997年に行った将来推計(中位値)によると、2007(平成19)年頃から人口が減少する一方で、65歳以上人口は、当分の間増加し続けると予想される。例えば、2015(平成27)年には、65歳以上人口は3,188万人、高齢化率は25.2%になり、人口の4人に1人が高齢者になることが予想されている。2020(平成32)年には、3,334万人と65歳以上人口は最も多くなり、高齢化率も26.9%となる。65歳以上人口はその後、若干の減少はあるものの、3,200～3,300万人で推移する。高齢化率は2020年の26.9%から緩やかながらも上昇し続け、2050(平成62)年には32.3%と、現在の約2倍に上昇することが予想されている。これからの20年間で高齢者数と高齢化率は、急速に増加し、この間の高齢者の増加数は1,146万人と、現在の東京都の人口(1998年1,183万人)にも匹敵する規模である(図1-1-1)。

国際的に見ても、これから2025(平成37)年にかけて我が国の高齢化率は世界最高の水準に達することも予想されており、まさに、これから「高齢者の世紀」が始まるということが出来る。これは、前例のない挑戦の始まりであると同時に、例えば、生まれた子どもの半数が、男児では80.24歳、女児では86.85歳(「簡易生命表」(1998年))以上の長寿を享受できる社会を達成したということでもある。これは、国民生活の向上と公衆衛生や医学医術の進歩など社会保障の充実の成果であることも忘れてはならない。

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第1節 「高齢者の世紀」の始まり

2 高齢者も多様な世代の集まり

コラム 65歳以上を「高齢者」と考える見方について

先進諸国間で人口構造を比較する場合など、15歳未満を「年少人口」、15～64歳を「生産年齢人口」、65歳以上を「高齢者（老年）人口」とし、65歳以上の者の人口に占める割合を「高齢化率（高齢者（老年）人口割合）」として高齢化の程度をみることが多い。

また、高齢化率が7%を超えた社会を高齢化社会と呼ぶことがあるが、これは1956年の国連の報告書において、当時の欧米先進国の水準を基にしながら、仮に、7%以上を「高齢化した（aged）」人口、4～7%を「成熟した（mature）」人口、4%未満を「若い（young）」人口と呼んだことが始まりといわれているが、必ずしも絶対的な基準ではない。

65歳以上を「高齢者（老年）人口」とみる見方は、現在では一般的であるが、国勢調査においては、1960（昭和35）年までは60歳以上を「老年人口」としており、65歳以上を「老年人口」としているのは1965（昭和40）年からである。ちなみに、1960年においては総人口に占める60歳以上の割合は8.9%、65歳以上は5.8%、1965年の65歳以上人口の割合は6.3%であった。

現在でも、国際機関の統計などにおいて途上国の高齢化を見る際には、60歳以上を高齢者として扱っている例も多い。

このように、生産年齢人口や高齢者人口を見る際の年齢区分は決して固定的なものではなく、人口や社会経済状況によっても変わってくるものと考えられる。

また、現在の我が国の社会保障制度において、主なサービスの対象となる年齢区分をみると、老人医療は原則70歳から、介護サービスは原則65歳から、老齢基礎年金は65歳から（老齢厚生年金は、段階的に60歳から65歳に引き上げ）となっており、制度の趣旨や性格に応じて定められている。

第6章でも紹介するように、現在では、健康で活動的な高齢者が増える中で、70歳以上を高齢者とみる人の割合も増えてきている。「少年」「青年」「壮年」「老年」という年齢区分の見方もあるが、これも現在の長寿社会にはそぐわない表現ともいえるようになっている。

65歳以上の者を一括りに「高齢者」として見ることや「高齢者」と呼称することは、65歳以上人口が少なかった時代の発想とも考えられる。これからの社会保障制度や高齢社会を考えていく上においては、こうした固定的な捉え方には慎重である必要がある。

平成11年版の厚生白書においても、「70歳以上」を従来の高齢者（老年）人口とみなした場合、高齢化率のイメージが異なることを示しているが、今回の厚生白書においても、高齢者を一律にとらえることは難しく、高年齢層の中でも年齢によって違いがあることを示すとともに、固定的な高齢者に対する見方を変えることが重要であることを、第6章において紹介している。

しかしながら、本書においては、こうした点を念頭におきながらも、現時点で一般的に行われている年齢区分や現行の社会保障制度の取扱いを考慮して、高齢者一般を論ずる場合は、「65歳以上」を一つの区分の目安としている。

2-1 高齢者も多様な世代の集まり

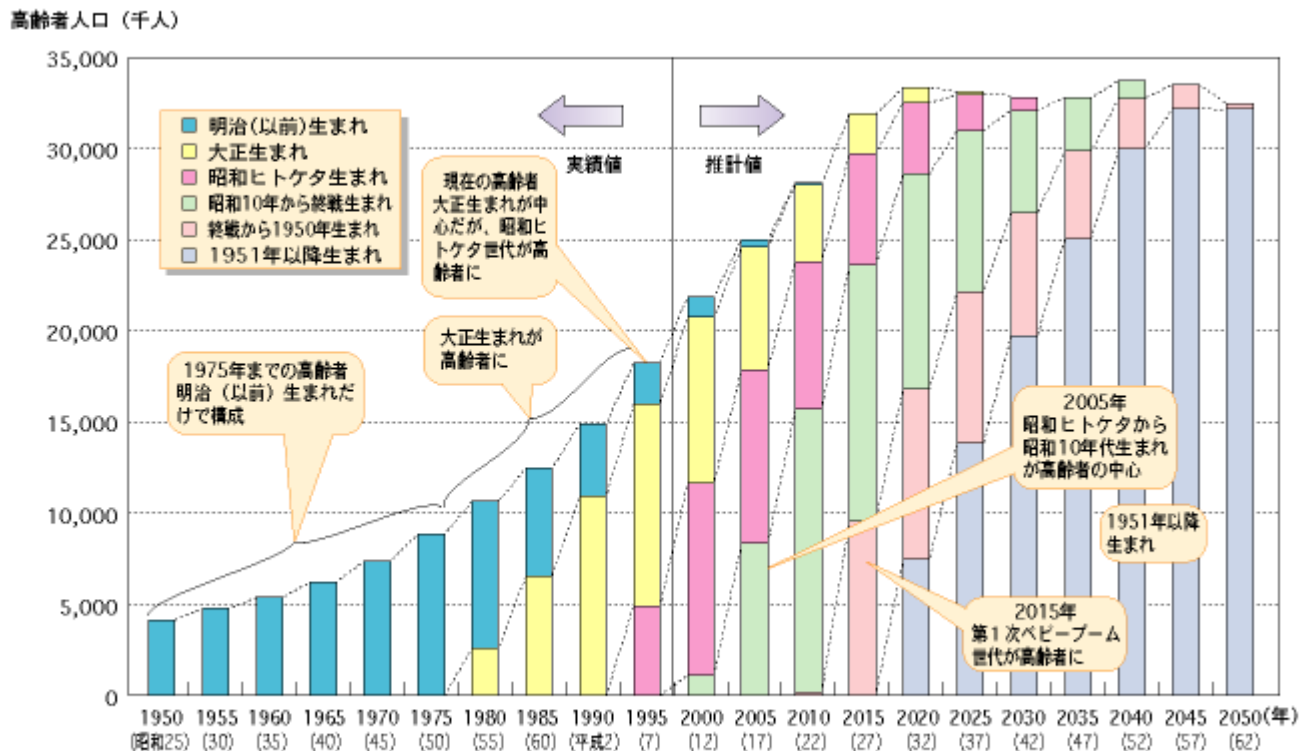
高齢者と一口にいても、2千万人から3千万人にも上る大規模な集団を一括りに論じることはなかなか難しい。

高齢者を65歳以上の者として、その最高年齢階層を100歳以上と仮定すると、その年齢差は40歳近くもあり、これだけを見ても全く違う世代の人間の集団であることがわかる。事実、現在1万人以上いる100歳以上の人々は1899（明治32）年以前の明治生まれであり、青年期（20歳頃）には大正デモクラシーを経験している世代である一方、現在65～69歳の人々は、昭和ヒトケタ後半（1930～1934年）の生まれであり、20歳頃（1950年前後）には、サンフランシスコ平和条約に伴う我が国の独立の回復、経済復興が進みつつあった時期を経験している。その後、高度経済成長の中で労働力の中核となった世代である（図1-1-3）。

これだけを見ても、現在の高齢者は異なる時代環境に生まれ育ち、多様な人生経験と価値観をもつ世代の集まりであることがわかる。

図1-1-3 世代別に見た高齢者人口の推移（1950～2050年）

図1-1-3 世代別に見た高齢者人口の推移（1950～2050年）



資料：1995年までは総務庁統計局「国勢調査」、2000年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」

2-2 これからの高齢世代

現在65歳以上の者は、大正時代から昭和ヒトケタ時代（1934年以前）に生まれた世代が多くを占めているが、今後はこれまでと異なる世代が高齢世代となる。

これからの20年間、昭和10年代に生まれた世代や、さらに戦後のベビーブームの時代に生まれた世代が高齢期を迎える。これは人口規模の非常に大きな世代が高齢期を迎えることを意味することはもちろん

ん、これまでの高齢者とは違って、戦争を経験しておらず、青年期には既に高度経済成長期に入っていたことなど、その時代や文化的背景の中で異なる価値観と行動様式をもつ世代が高齢世代になることも意味する。

その人口規模ともあいまって、現在とは異なる個性ある多様な高齢者が多く現れるものと予想される。

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第1節 「高齢者の世紀」の始まり

3 高齢化の地域性

次に、高齢化の状況が地域によってどのように異なるかを確認する。

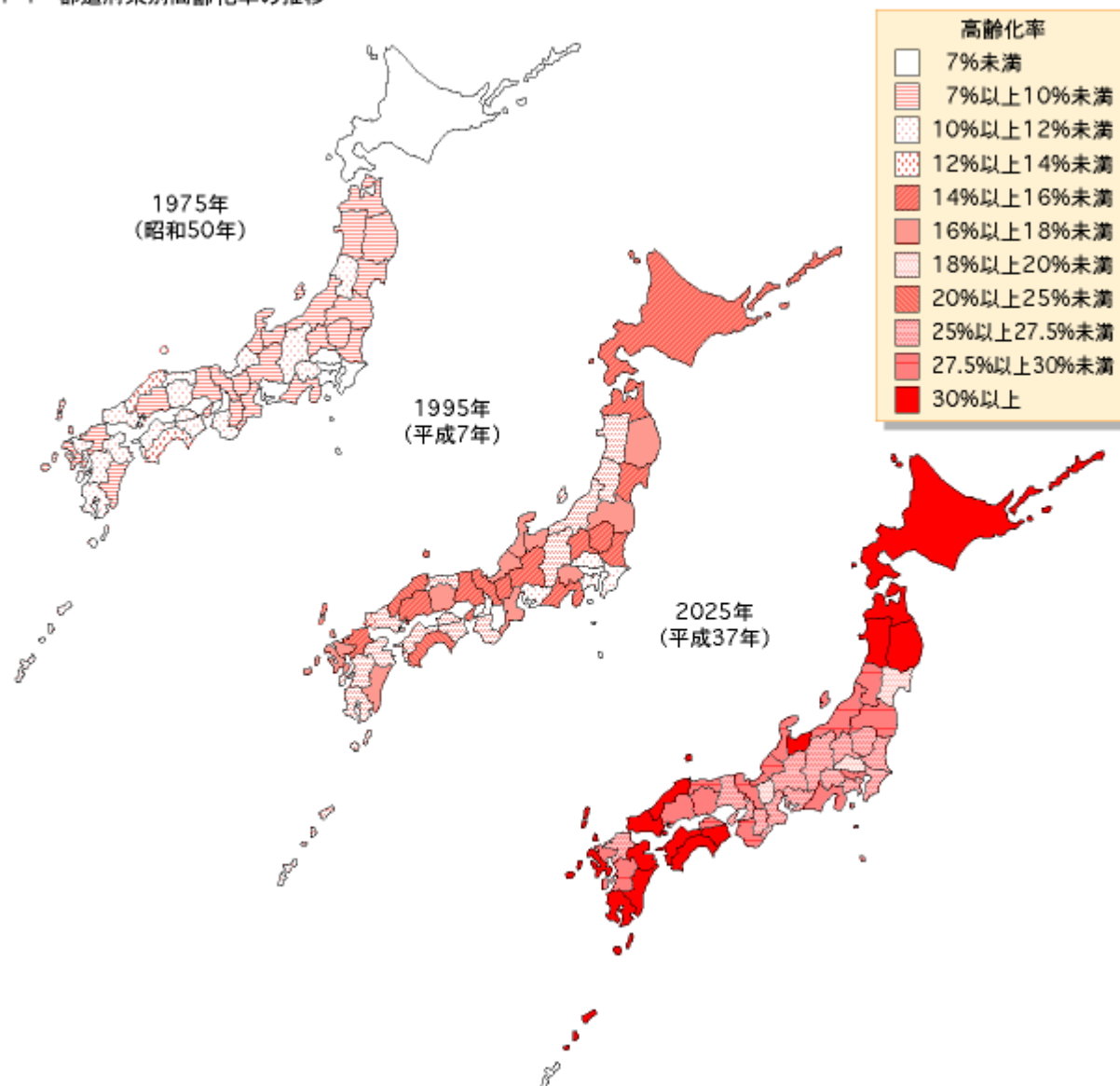
3-1 都道府県別にみた高齢化の動向

都道府県別に高齢化率のこれまでの動きをみると、東京、大阪、名古屋を中心とする三大都市圏に属する都府県では高齢化率が低く、その他の地域では高齢化率が高い。このような地域差を維持しながら、全国的に高齢化率は上昇してきた。今後も、地域差を維持しつつ高齢化が全国的に進行する見通しであり、東北地方の青森、岩手、秋田や中国四国地方の島根、山口、徳島、愛媛、高知、九州地方の長崎、大分、宮崎、鹿児島では、高齢化率が2025年で30%を超えると見込まれている。これは全国平均の高齢化率を約15～20年先取りする形で高齢化が進むことを意味する（図1-1-4）。

また、世帯の観点から見ると、2000年3月に国立社会保障・人口問題研究所が行った推計では、世帯主が65歳以上の高齢世帯が一般世帯に占める割合は、1995年から2020年にかけてすべての都道府県で増加する。その割合は、2020年にはすべての都道府県で30%以上となり、秋田県など7県では40%以上になる。また、東京都や大阪府で大きく上昇し、大都市圏の中心部での高齢化が進むと予測されている（図1-1-5・図1-1-6）。

図1-1-4 都道府県別高齢化率の推移

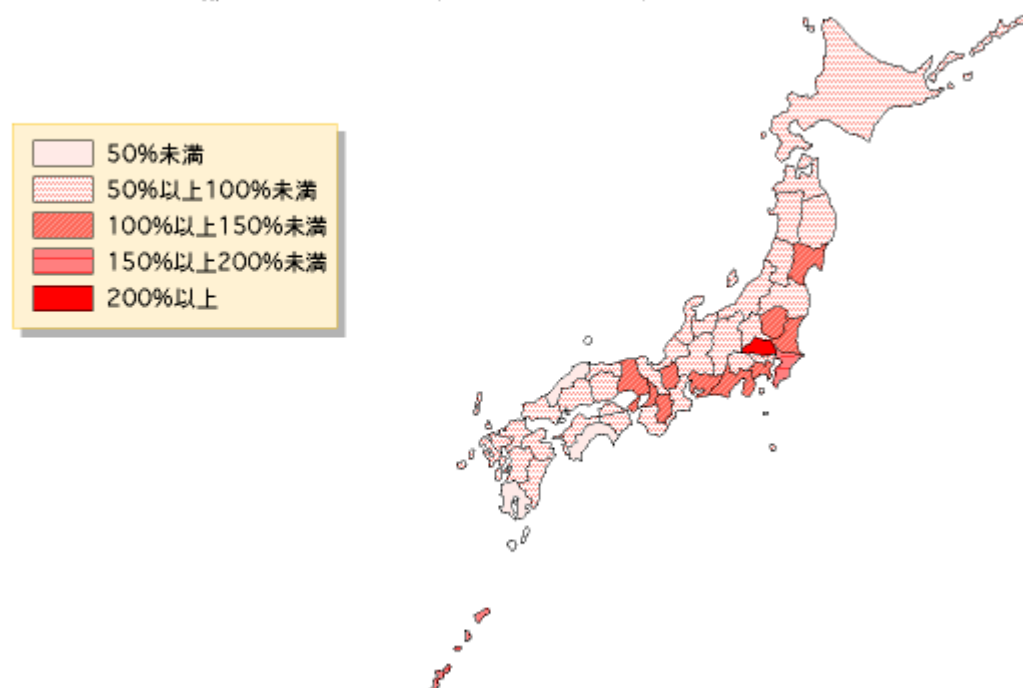
図1-1-4 都道府県別高齢化率の推移



資料：1975、95年は総務庁統計局「国勢調査」、2025年は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（平成9年5月推計）」

図1-1-5 都道府県別高齢世帯総数の増加率(1995年→2020年)

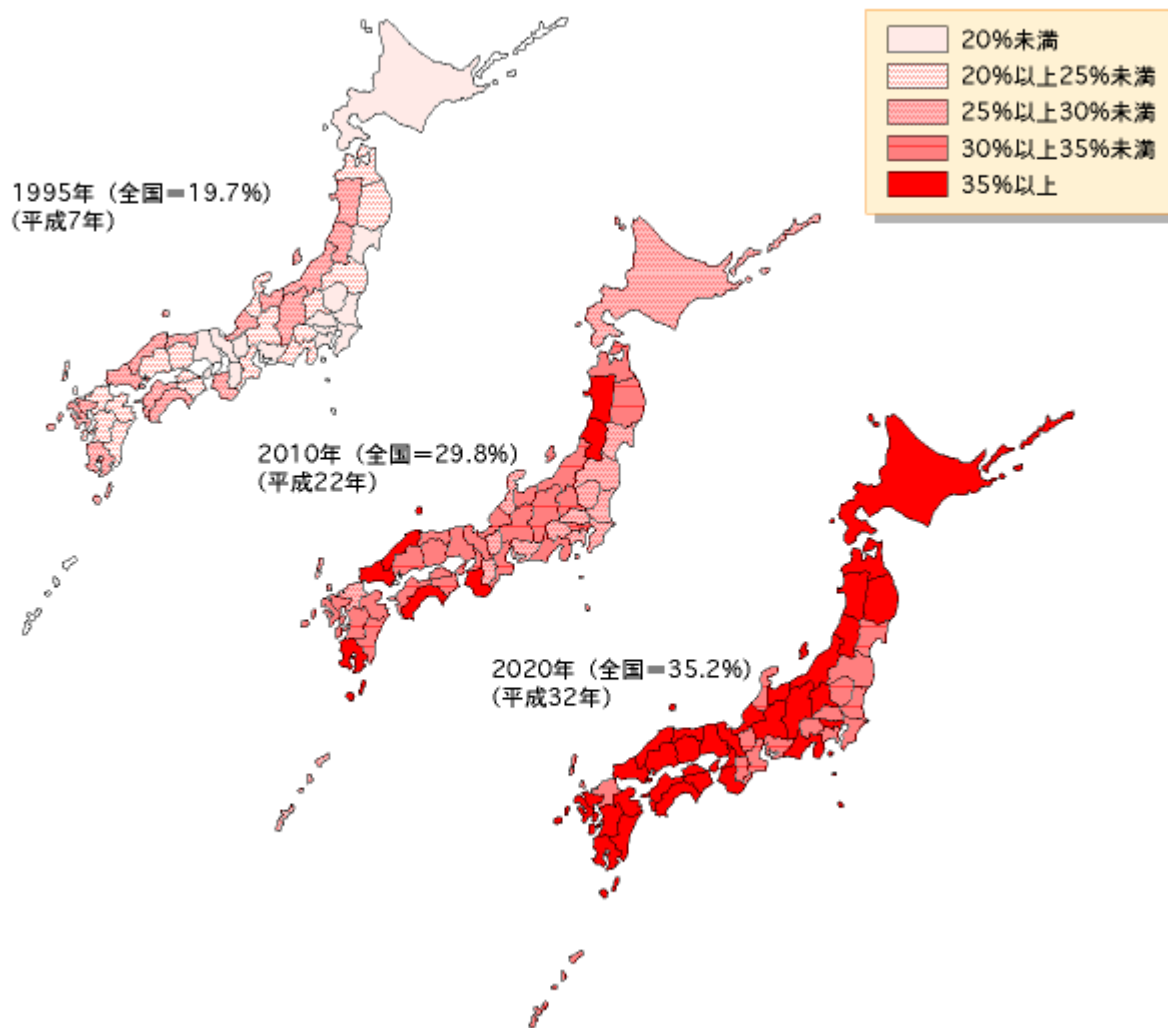
図1-1-5 都道府県別高齢世帯総数の増加率(1995年→2020年)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別世帯数の将来推計(2000(平成12)年3月推計)」

図1-1-6 都道府県別高齢世帯割合の推移

図1-1-6 都道府県別高齢世帯割合の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別世帯数の将来推計（2000（平成12）年3月推計）」

3-2 都市部に住む高齢者の数の増加

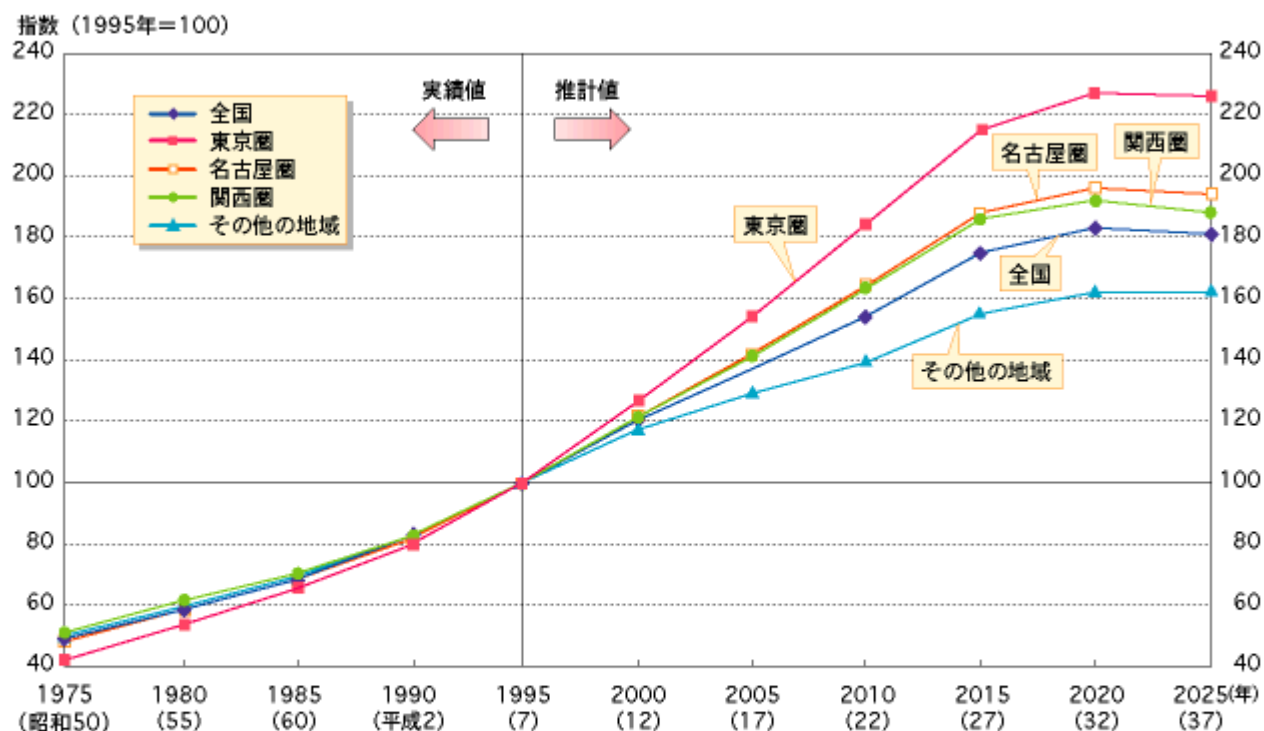
（三大都市圏の高齢化）

三大都市圏の高齢者人口の伸びは、1995（平成7）年を基準とすると、2000年以降は三大都市圏すべてで全国平均を上回ると見込まれている。これまでは三大都市圏の高齢者人口の伸びは全国平均よりも低かったが、今後は逆に三大都市圏で高齢者人口が急速な勢いで大きくなっていくことを意味する。特に東京圏は2020年には1995年の2.2倍を超え、同じ年の名古屋圏、関西圏の指数が1.8～2倍の間にあることと比べると、いかに東京圏で高齢者人口の増加が大きいかが分かる。これに対し、三大都市圏以外の地域における高齢者人口を見ると、三大都市圏および全国の伸びを下回ると見込まれており、今後は高齢者の数という点では、大都市圏における増加が著しいことが一層はっきりする（図1-1-7）。

こうした結果、三大都市圏では高齢化の進展が急速であり、特に、東京圏（1都3県）では、従来、高齢化率は全国平均より低かったが、今後は全国平均との格差が縮小していくことが予想される。例えば、東京都の高齢化率を見ると、1995年には13.0%と全国の高齢化率を1.5%下回っているが、2010（平成22）年には22.8%となり、全国の高齢化率を0.8%上回り、2025年には1.7%上回る。東京圏の他の県では全国平均を上回ることはないが、高齢化率の全国平均との差は縮小する傾向が見られる（図1-1-8）。

図1-1-7 三大都市圏の高齢者人口の推移（1975～2025年）

図1-1-7 三大都市圏の高齢者人口の推移（1975～2025年）

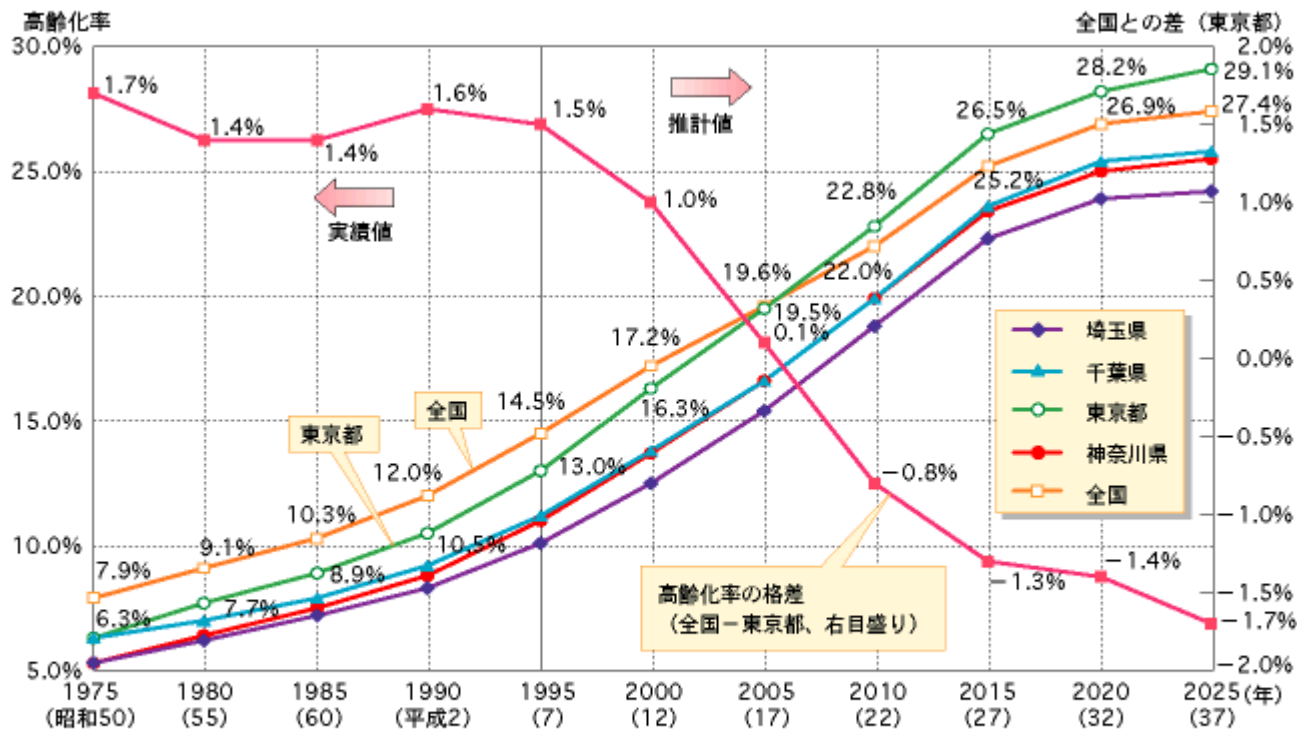


資料：1995年までは総務庁統計局「国勢調査」、2000年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別人口の将来推計（平成9年5月推計）」

(注) 三大都市圏の定義は次のとおり。東京圏：千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県。名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県。関西圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。

図1-1-8 東京圏の高齢化の推移（1990～2025年）

図1-1-8 東京圏の高齢化の推移(1990～2025年)



資料：1995年までは総務庁統計局「国勢調査」、2000年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口(平成9年5月推計)」

(注) 東京圏とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一都三県とした。

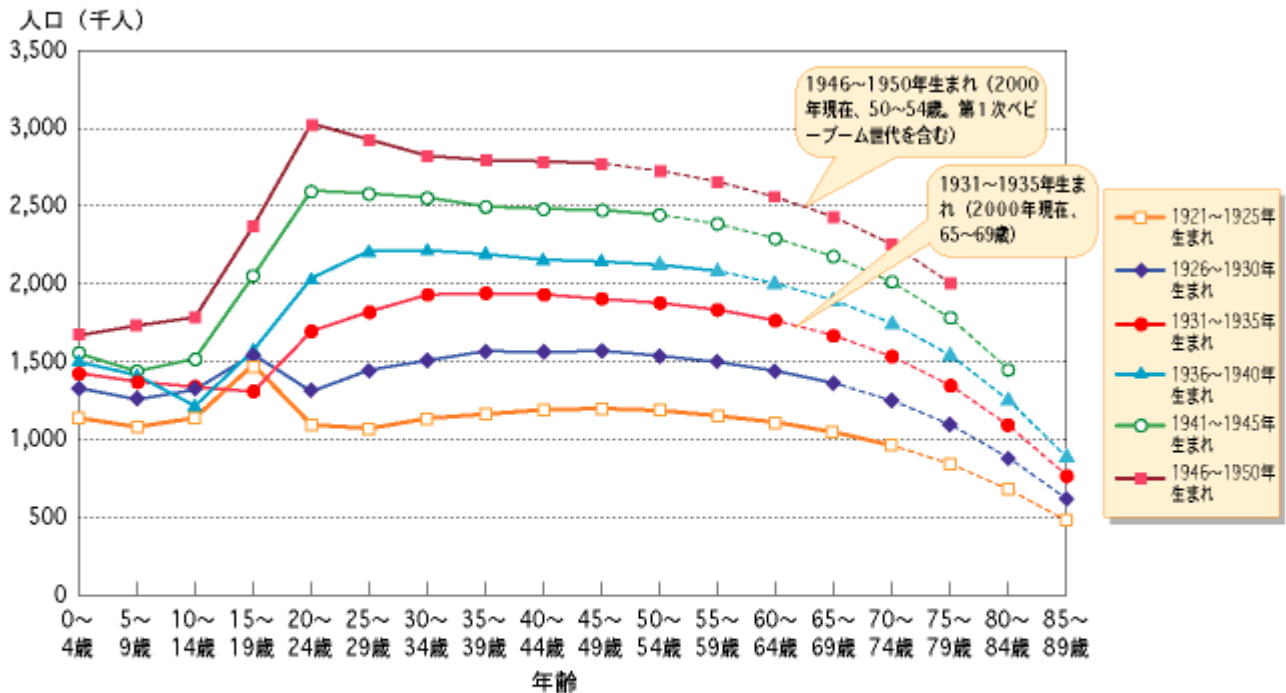
3-3 三大都市圏で高齢化が進む背景と高齢化の例

(三大都市圏で高齢化が急速に進む背景)

三大都市圏で高齢化が急速に進む背景には、終戦直後に生まれた第1次ベビーブーム世代が高度経済成長期に進学や就職の時期を迎え、大量の若年層が地方から東京圏に流入し、そのまま定着してきたことが考えられる。東京圏の人口を世代別に分けて、その推移を見ると、例えば、現在50～54歳である1946～50年生まれの世代では、10代後半から20代前半にかけて120～130万人程度が東京圏に流入し、20歳前半に300万人を超える水準でピークに達した後、250～300万人の間で推移している。この規模は、現在65～69歳である1931～35年生まれの世代を100万人程度多いなど、これまでの高齢者のあらゆる世代の規模を大きく上回っている。今後は、東京圏において多くの人が同時に高齢期を迎えるという過程を経験することが予想される(図1-1-9)。

図1-1-9 同時出生集団(コホート)・年齢別にみた東京圏の人口

図1-1-9 同時出生集団(コホート)・年齢別にみた東京圏の人口



資料：総務庁統計局「国勢調査」、「昭和20年人口調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別人口の将来推計(平成9年5月推計)」

- (注) 1. 点線は将来推計値。
2. 東京圏とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の下3県とした。
3. 同時出生集団(コホート)とは、特定の期間に出生した人々の集まりのことであるが、ここでは、5年間に生まれた人々の集まりを意味する。

(大都市圏内部の高齢化の例)

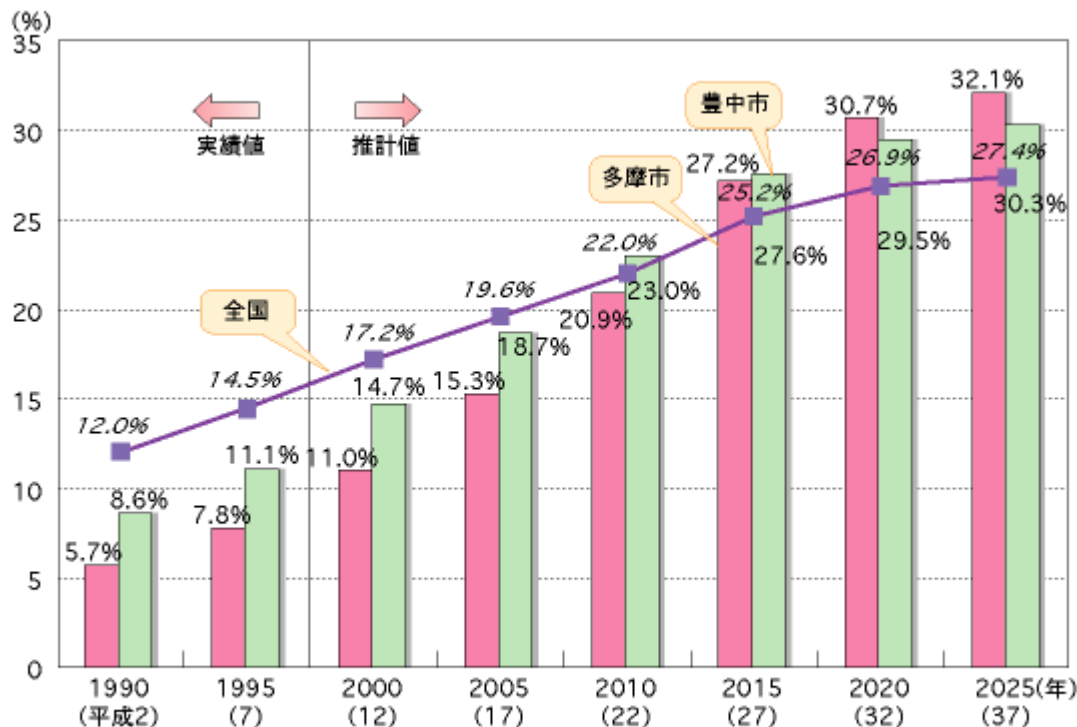
高度経済成長期には、大量に流入した人口の住宅を確保するため、東京の多摩、大阪の千里などのニュータウンの開発が行われた。このような地域に、若い勤労者世帯を主な対象に比較的短い期間で多数の住宅が建設された結果、同年代層が同時期に大量に入居した。このため、今後は、このような地域で一斉に高齢化が進展することが見込まれている。

例えば、多摩ニュータウン、千里ニュータウンを抱える多摩市、豊中市における高齢化率は、1995年には全国の高齢化率(14.5%)をともに下回っていたが、2015年には全国の高齢化率(25.2%)をともに上回り、2025年には多摩市で約32%、豊中市で約30%と、全国の高齢化率を約10～20年ほど先取りする形で高齢化が急速に進む(図1-1-10)。

かつては、保育園や学校の整備がニュータウンにおける課題であったが、住民の高齢化に伴い、高齢者向けのサービスや施設の需要が大きくなり、小中学校の統廃合とともにその施設を活用して高齢者向けの施設の整備が構想される例も見られる。

図1-1-10 ニュータウンのある都市における高齢化率の推移(1990～2025年)

図1-1-10 ニュータウンのある都市における高齢化率の推移(1990～2025年)



資料：1995年までは総務庁統計局「国勢調査」、2000年以降は(財)統計情報研究開発センター「市区町村別将来推計人口(1997年)」。
ただし全国の2000年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成9年1月推計)」

3-4 三大都市圏以外の地域における高齢化

(地方都市などにおける高齢化)

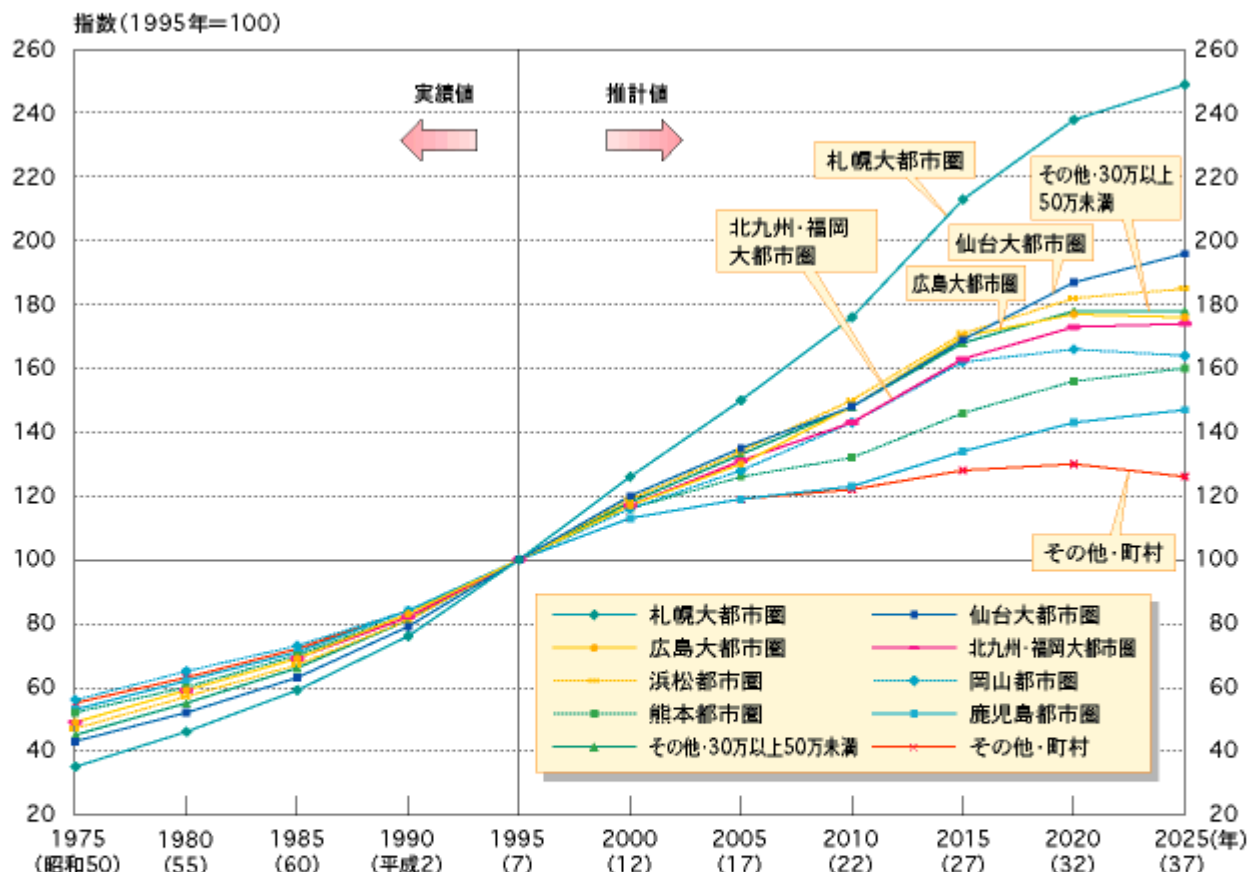
次に、三大都市圏以外の人口の多い地方都市における高齢化の状況を見ることとする。

三大都市圏に関する分析と同じように、その他の地方大都市圏と都市圏における高齢者数を1995年を基準に見ると、政令指定都市を中心とする大都市圏では大きく伸び、2025年には1995年の1.5倍を超えると見込まれている。特に札幌、仙台大都市圏では高齢者人口の伸びが顕著である。都市圏では、浜松、岡山、熊本、鹿児島順で高齢者人口の伸びが大きくなっている。また、大都市圏や都市圏を形成しない人口の多い都市(30万以上50万未満の都市、すべての市が県庁所在地または中核市)の高齢者数の動きを見ると、2025年には1995年の約1.8倍になると見込まれており、これは広島、北九州1)福岡大都市圏に匹敵する水準である。さらに、大都市圏や都市圏に含まれない町村の動きを見ると、2025年には1995年の約1.3倍になると見込まれている。このような地域は、すでに高齢化が進んでいたこともあり、今後は高齢者人口の増える速度はあまり速くないといえる(図1-1-11)。

このように、三大都市圏以外の地域においても、政令指定都市や県庁所在地などの人口の多い都市では、三大都市圏と同様に高齢者の数が急速に増えていくことが見込まれている。

図1-1-11 都市圏別にみた高齢者数の推移(1975～2025年)

図1-1-11 都市圏別にみた高齢者数の推移(1975~2025年)



資料：1995年までは総務庁統計局「国勢調査」、2000年以降は(財)統計情報研究開発センター「市区町村別将来推計人口(1997年)」

(注) 大都市圏、都市圏の定義について

総務庁統計局「国勢調査」の定義による。広域的な都市地域を規定するために行政区画を超えて設定された地域区分であり、「中心市」およびこれに社会・経済的に結合されている「周辺市町村」によって構成される。中心市とは、東京都及び政令指定都市とする(都市圏の中心市は人口50万以上の市)。ただし、中心市が互いに近接しているときには、その地域を連続して一つの大都市圏とする。周辺市町村とは、中心市への15歳以上の通勤・通学者数の当該市町村の常住人口に対する割合が1.5%以上でかつ、中心市と連続している市町村を指す。ただし、この割合が1.5%未満の市町村であっても、その周辺が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、「周辺市町村」とする。

(高齢化率の高い町村の状況)

現在、高齢化率が我が国の中で最も高い山口県東和町などの上位20町村(1995年)の高齢化率の今後の推移を見ると、高齢化率が頭打ちになる町村もあるが、緩やかながらも上昇傾向にある町村もみられる。このような地域では、人口規模は小さいながら高齢化率が極めて高いため、これからの地域のあり方等の課題に対応していかなければならないであろう(表1-1-12)。

表1-1-12 高齢化率上位20町村(1995年)における高齢化率の推移

表1-1-12 高齢化率上位20町村(1995年)における高齢化率の推移

上位20町村		実績値		推計値		
都道府県	町村	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
山口県	東和町	41.5%	47.4%	50.3%	50.0%	49.2%
三重県	紀和町	36.6%	44.3%	50.3%	54.2%	55.2%
愛媛県	関前村	35.6%	44.2%	50.7%	55.1%	58.7%
山梨県	芦川村	34.4%	43.0%	49.5%	52.2%	50.1%
山梨県	早川町	33.5%	41.3%	48.4%	52.4%	52.3%
鳥根県	羽須美村	33.3%	41.3%	47.5%	50.7%	52.2%
広島県	作木村	35.2%	41.1%	44.9%	44.5%	43.0%
広島県	神石町	32.7%	40.9%	46.3%	48.6%	48.2%
高知県	池川町	35.7%	40.5%	43.7%	44.8%	45.3%
鹿児島県	大浦町	34.4%	39.9%	43.4%	43.2%	42.5%
愛媛県	柳谷村	31.3%	39.8%	45.9%	50.7%	51.4%
長野県	大岡村	32.5%	39.7%	46.3%	48.6%	48.5%
群馬県	中里村	30.0%	39.6%	46.5%	50.6%	52.8%
岐阜県	坂内村	31.2%	39.5%	46.1%	46.7%	41.2%
鳥根県	知夫村	35.4%	39.5%	41.3%	41.8%	41.9%
愛媛県	大三島町	32.0%	39.5%	45.7%	48.9%	51.0%
福島県	昭和村	28.7%	39.3%	45.2%	49.1%	49.9%
広島県	豊町	29.9%	39.1%	47.3%	52.4%	55.8%
福島県	金山町	31.5%	39.0%	45.3%	50.5%	53.0%
山口県	橘町	33.7%	38.9%	43.7%	46.2%	47.9%
(参考)	全国	12.0%	14.5%	17.2%	19.6%	22.0%

資料：1995年までは総務庁統計局「国勢調査」、2000年以降は(財)統計情報研究開発センター「市区町村別将来推計人口(1997年)」。ただし全国の2000年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成9年1月推計)」

3-5 都市に住む退職した雇用者の増加

高度経済成長期の急速な都市化の過程は、第1次産業から第2次、第3次産業への産業構造の転換と雇用者の増加の過程でもあった。

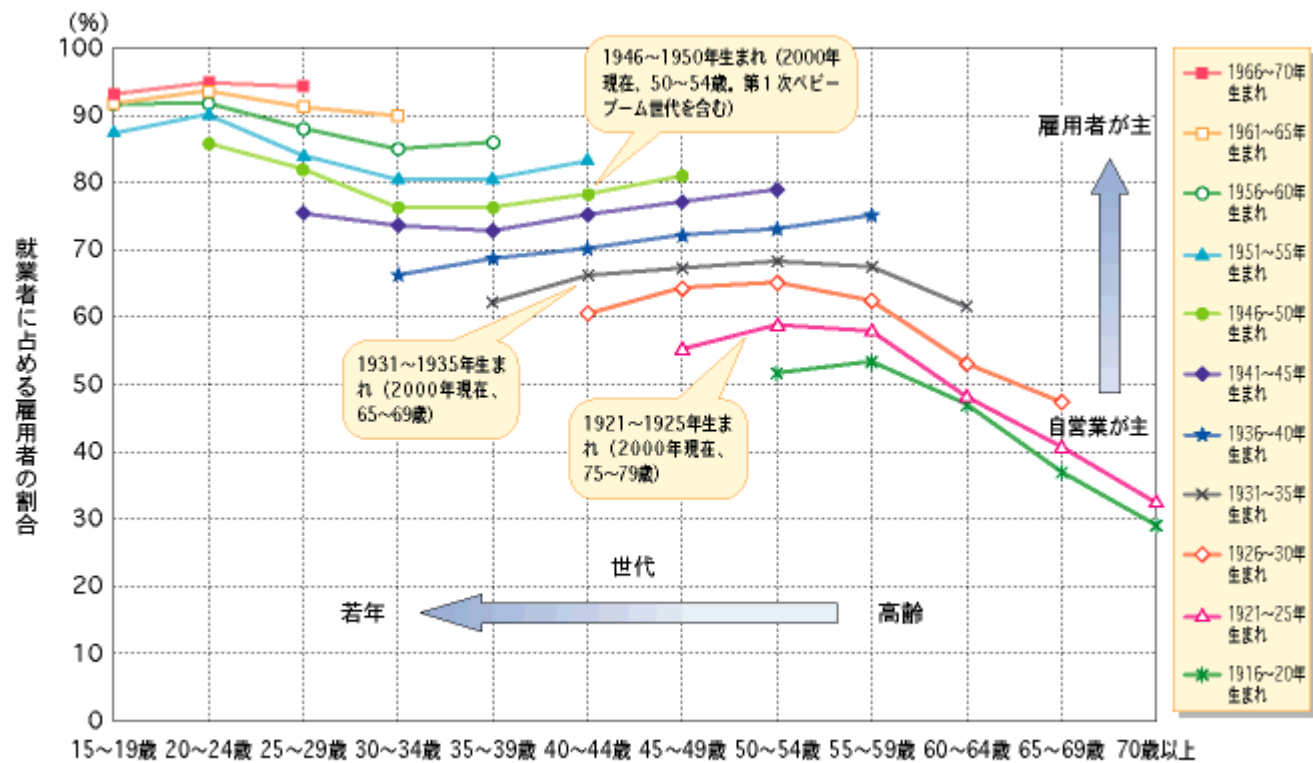
現在65歳以上の世代(1935年以前に生まれた世代)が、働いていた時期に雇用者であった割合は、50～65%程度だが、これから15年間に高齢世代の仲間入りをする1936(昭和11)年～1950(昭和25)年生まれ(現在50～64歳)の世代では、70～85%近くが雇用者である。このように雇用者の割合が一層高くなるため、将来の高齢世代は、退職した雇用者がより多くなってくることが考えられる(図1-1-13)。

こうした都市に住む退職した雇用者は、地域社会との結びつきを持っていないことが指摘されることも多いが、ボランティア活動など地域社会への関わりに対する潜在的な意欲を持つ者がこれから増えていくことも考えられる。また、近年では中高年が自ら起業をする例なども見られる。

こうした退職した雇用者が職場から軟着陸し、それまで高齢者が身につけてきた知識や経験、技能が生かせる場や機会を地域や社会の中で作っていくことは、高齢者自身の生きがいの観点とともに、これからの活力ある高齢社会と社会保障のあり方を考えていく上でも一層重要となろう。

図1-1-13 同時出生集団(コホート)別にみた就業者の雇用者割合の推移(男女総数)

図1-1-13 同時出生集団(コホート)別にみた就業者の雇用者割合の推移(男女総数)



資料：総務庁統計局「労働力調査」

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第2節 高齢者と家族

1 高齢者が属している世帯

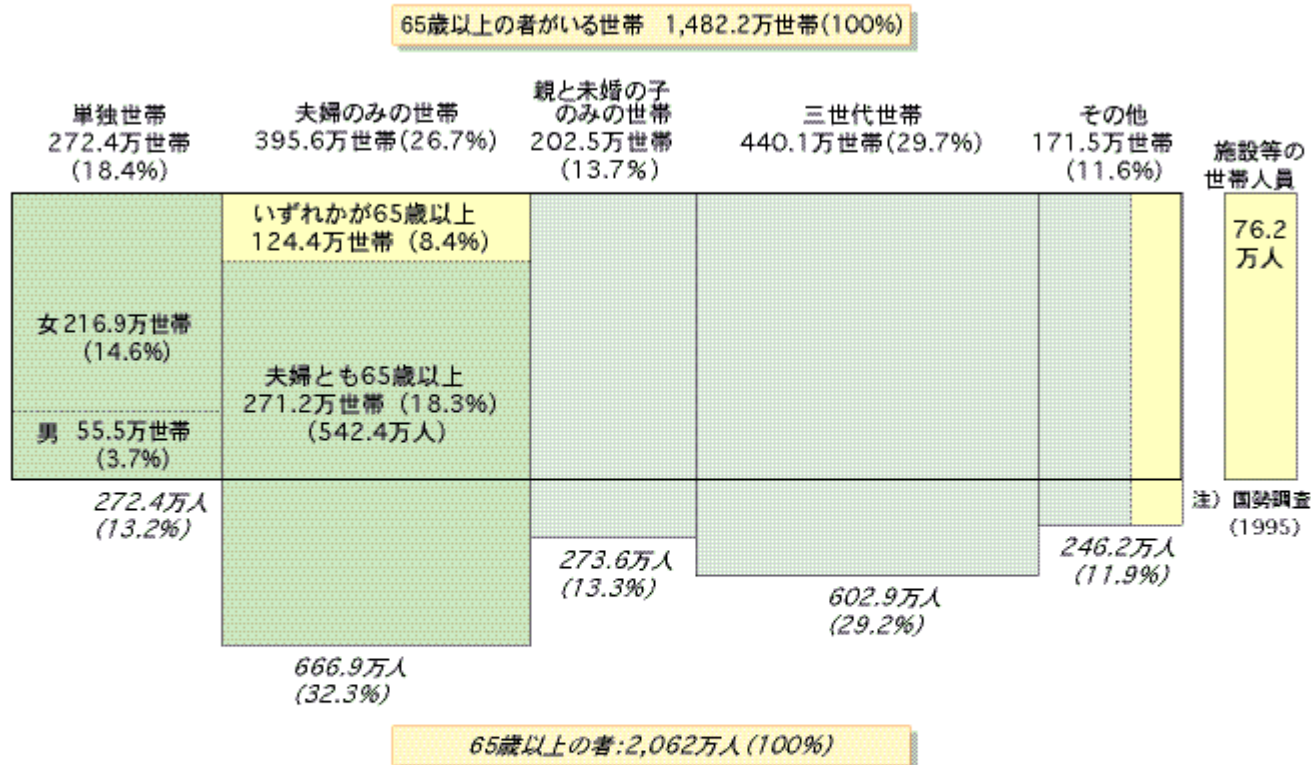
国民生活基礎調査（1998（平成10）年）から、65歳以上の者（約2,062万人）がいる家族（世帯）形態とその世帯に属している65歳以上の人口をみると、下図のようになっている（図1-2-1）。

一人暮らしの高齢者は65歳以上人口の13.2%を占めているが、その8割近くは女性である。夫婦のみの世帯にいる高齢者は約3分の1（32.3%）である。子どもと同居している高齢者は、最も多く50.3%（このうち、子ども夫婦と同居は31.2%、配偶者のいない子どもと同居しているのは19.1%）を占めている。

なお、このほか、施設等に入所している高齢者もあり、その人数は、国勢調査（1995（平成7）年）では約76万人となっている。

図1-2-1 高齢者（65歳以上の者）のいる世帯と高齢者人口

図1-2-1 高齢者(65歳以上の者)のいる世帯と高齢者人口



資料: 国民生活基礎調査(1998年) から大臣官房政策課で作成

(注) 1. 65歳以上の者のいる世帯は、全世帯の33.3%

2. 「高齢者世帯」(=65歳以上の者のみ又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯、561.4万世帯)に属する65歳以上の者(858.5万人)は、65歳以上世帯人員(2,062万人)の41.6%。このほとんど(約95%)は、単独及び夫婦のみの世帯に属する(緑色部分)。

3. 子と同居している65歳以上の者は、1,037.4万人(50.3%)(紫色部分)。うち子供夫婦と同居は、644.3万人(31.2%)、配偶者のない子と同居は、393.1万人(19.1%)。

4. 世帯主65歳以上の世帯(1,045.8万世帯)に属する65歳以上の者は、65歳以上世帯人員の75%。

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第2節 高齢者と家族

2 子どもとの関係

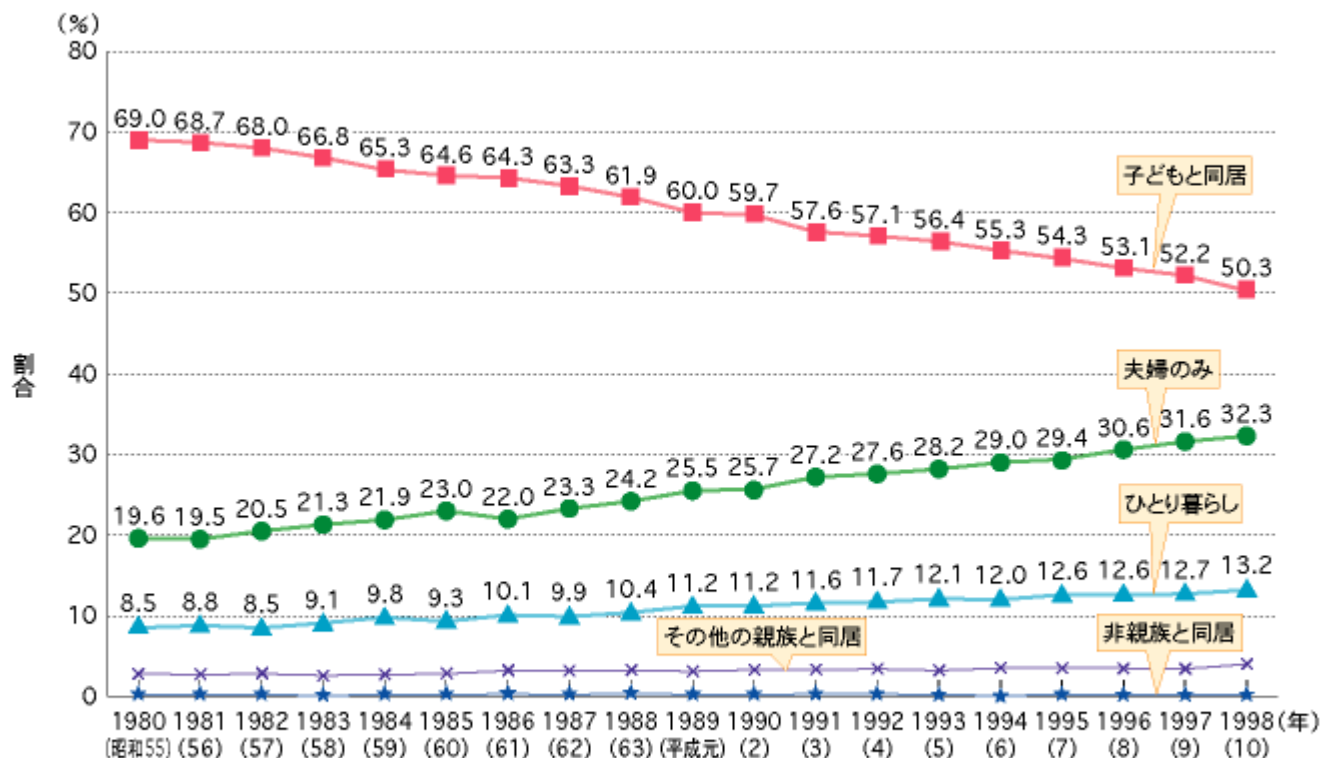
2-1 子どもとの同居率の低下

戦後、都市化の進行や雇用者の割合が増加していく中で、家族の形態も変化してきた。その中で高齢者を取り巻く家族形態も大きく変化してきている。

在宅の高齢者の家族形態を見ると、1998年では、子どもと同居している65歳以上の高齢者の割合（同居率）が約5割と最も多い。しかし、この割合は、これまで年々低下する傾向にあり、1980（昭和55）年には7割程度（69.0%）であった同居率が、その後一貫して低下し現在に至っている（図1-2-2）。

図1-2-2 家族形態別にみた高齢者の割合（1980～1998年）

図1-2-2 家族形態別にみた高齢者の割合(1980～1998年)



資料：1985年以前は厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」、1986年以降は厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」
 (注) 1995年は兵庫県を除いたものである。

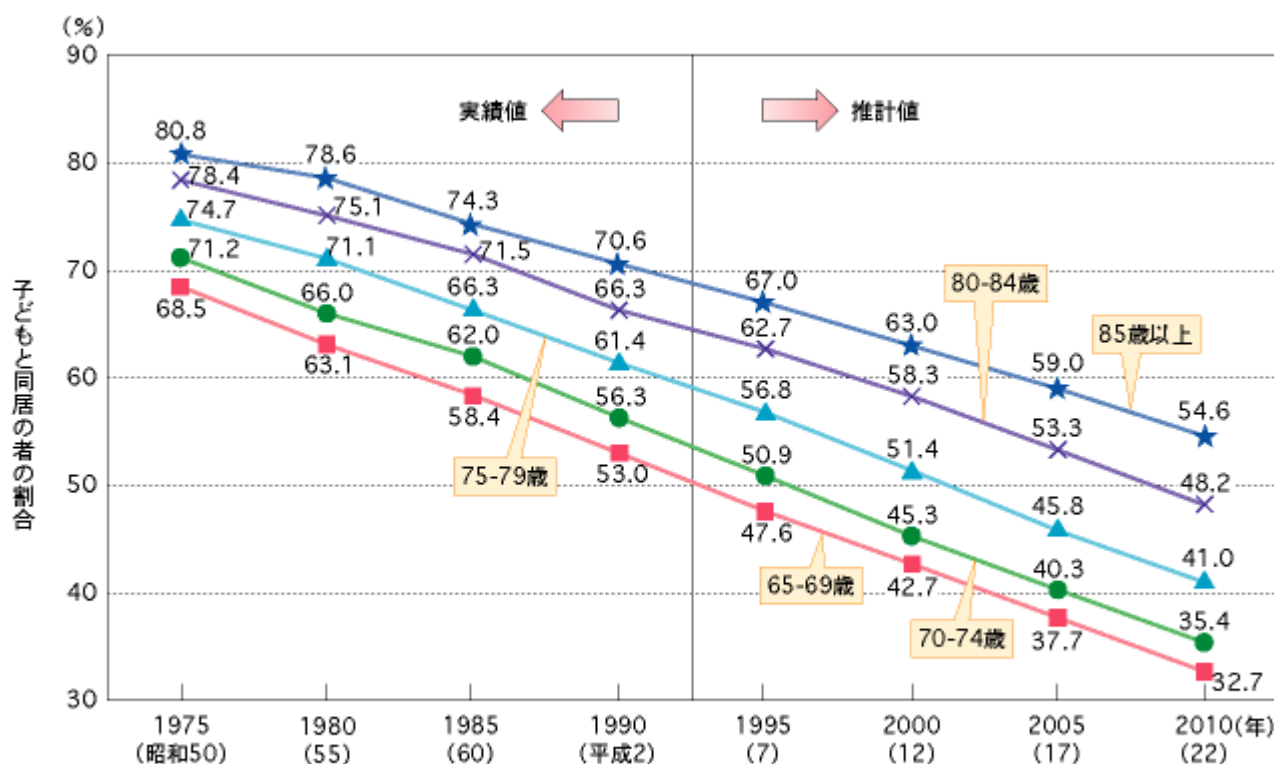
2-2 子どもと同居していない高齢者が増えた背景

(世代による影響)

同居率を高齢者の年齢階層ごとに見ると、年齢が上がるに従って同居率も高くなる傾向がある。これには、比較的若くて元気な間は、夫婦だけでまたは一人で生活しているが、年齢が上がって身体機能が弱くなってきたり、配偶者と死別して一人になったりして高齢者だけで暮らしていくことが困難になると子どもと同居を始める「加齢による影響」が考えられる。その一方で、高齢者の年齢別に同居率の年次推移を見ると、すべての年齢階層で同居率が低下する傾向があることが分かる。世代が替わることにより、家族形態が異なり、子どもとの同居率も低くなるという「世代による影響」も見てとれ、この世代による影響が加齢にとる影響よりも大きいことから、全体としての同居率が年を追うごとに低下してきている(図1-2-3)。

図1-2-3 高齢者の年齢階級別、子どもと同居の者の割合の推移(1975～2010年)

図1-2-3 高齢者の年齢階層別、子どもと同居の者の割合の推移(1975～2010年)



資料：厚生省人口問題研究所「高齢者の世帯状態の将来推計：1975-2010」
(注) 実績値は総務庁統計局「国勢調査」に基づく。

(配偶者のいない子どもとの同居の増加)

子どもとの同居率が低下している反面、配偶者のいない子どもと同居する65歳以上の高齢者の割合は増えている。その割合は1980年には高齢者の16.5%であり、子どもと同居する高齢者の4分の1弱(23%)を占めるに過ぎなかったが、1998年には高齢者の19.1%と、子どもと同居する高齢者の4割近く(38%)を占めている。こうした背景には、婚姻年齢が上昇している中で、独立した世帯を構えず親と一緒に暮らす子どもが増えていることが想像される。

2-3 これからの高齢世代と子どもとの関係

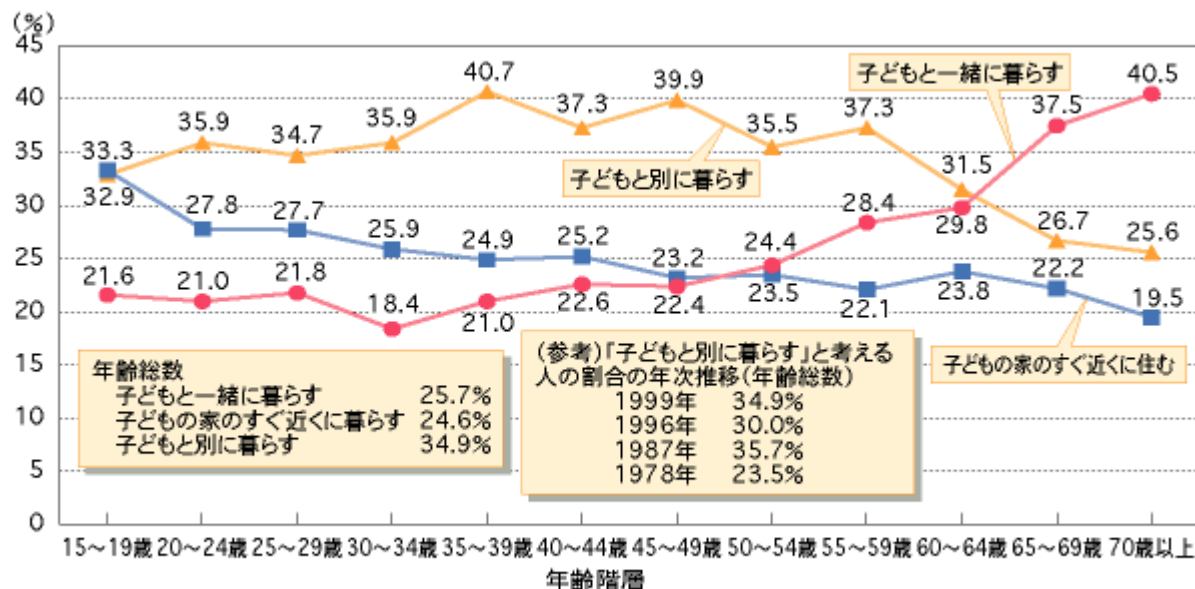
(同居率の一層の低下)

総務庁の調査(「中高年齢層の高齢化問題に関する意識調査」1997(平成9)年)によると、子どもが結婚した後の同別居について、60歳以上の者の52.7%が同居するのがよいと答えているのに対し、40～59歳の者では、35.3%にとどまっている。

また、経済企画庁が行った「国民生活選好度調査」によると、老後を子どもと一緒に暮らすと考える人の割合は、1978年には54.8%であったが、年を追うごとに低下し、1999年には25.7%となっている。一方で子どもと別に暮らすと考える人が1978年の23.5%から1999年の34.9%に増加している。年齢別にみても、現在の高齢層よりも中年層の方が子どもと別に暮らすと考える割合が高い。しかしながら高齢層でも、別居志向が最近3年間をみると増えつつある。これからいわゆる団塊の世代が高齢期を迎える頃には、同居率が現在より更に低下することも予想される。事実、厚生省人口問題研究所(現在の国立社会保障・人口問題研究所)が1994年に行った研究によれば、今から10年後の2010年には子どもと同居する高齢者の割合は約4割になると予測されている(図1-2-4・図1-2-5・図1-2-6)。

図1-2-4 老後働けなくなった場合の暮らし方(1999年)

図1-2-4 老後働けなくなった場合の暮らし方(1999年)

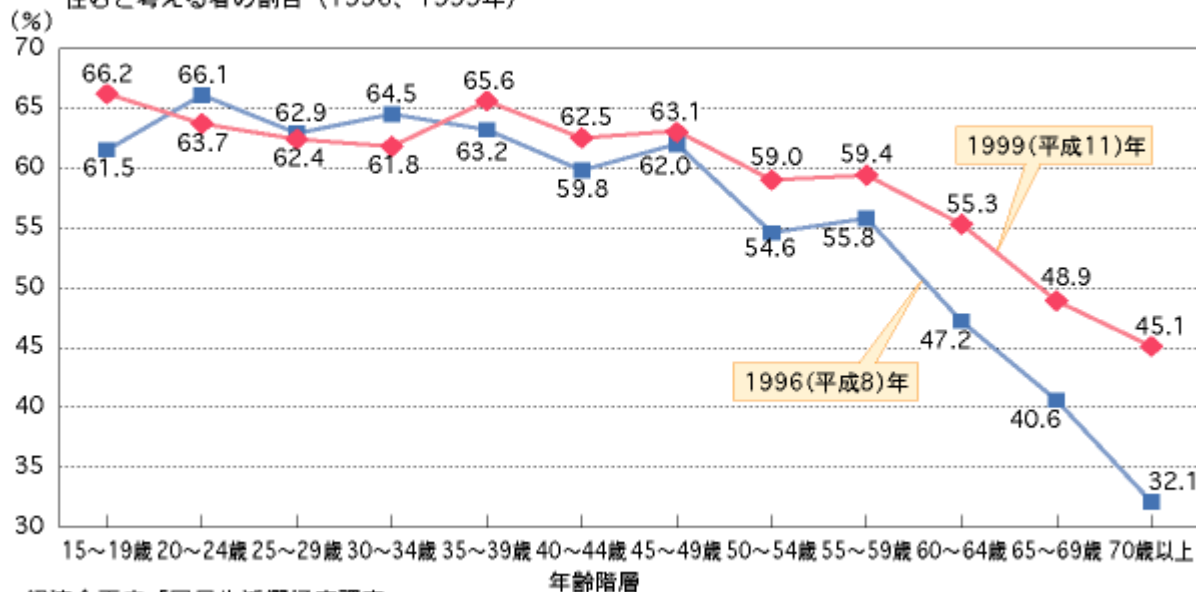


資料：経済企画庁「国民生活選好度調査」

(注) 1990年以降は「子どもの家のすぐ近くに住む」という選択肢が新たに加わっている。

図1-2-5 老後働けなくなった場合でも、子どもと別に暮らすまたは子どもの家のすぐ近くに住むと考える者の割合(1996、1999年)

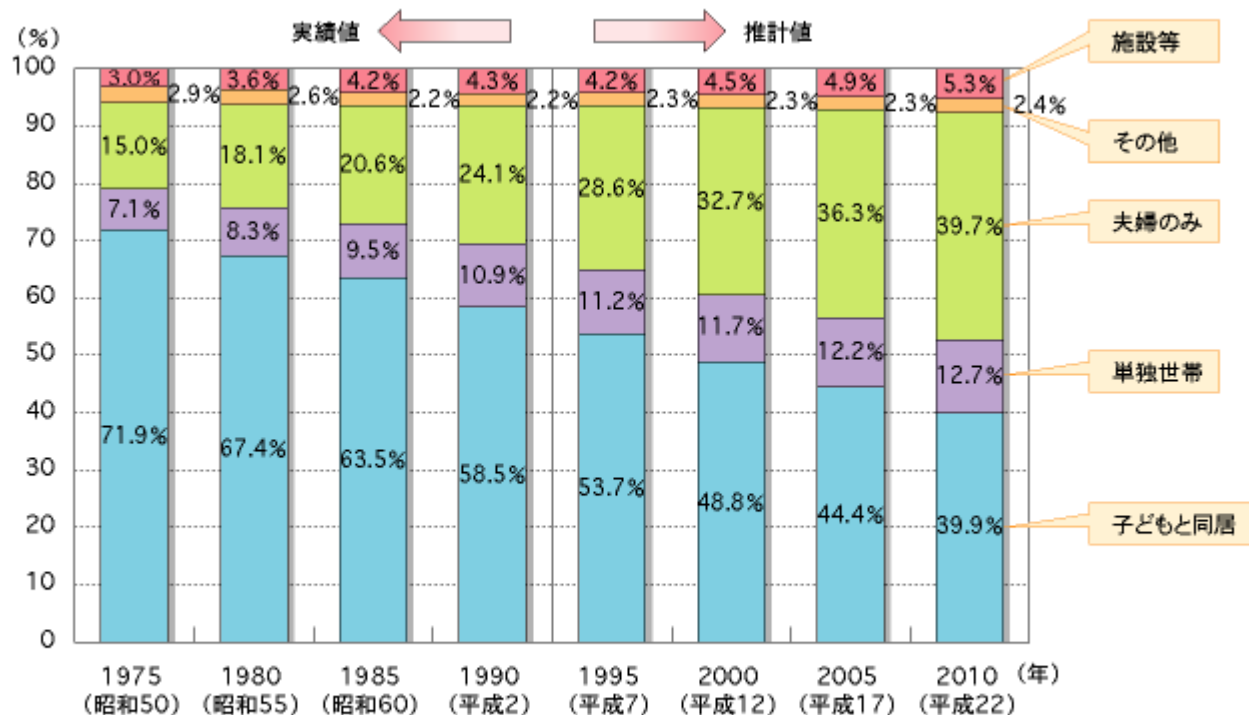
図1-2-5 老後働けなくなった場合でも、子どもと別に暮らすまたは子どもの家のすぐ近くに住むと考える者の割合(1996、1999年)



資料：経済企画庁「国民生活選好度調査」

図1-2-6 居住する世帯の種類別高齢人口の構成比(1975~2010年)

図1-2-6 居住する世帯の種類別高齢人口の構成比(1975～2010年)



資料：厚生省人口問題研究所「高齢者の世帯状態の将来推計：1975-2010」

(注) 実績値は総務庁統計局「国勢調査」に基づく。

(子どもとの距離—準同居・近居の増加)

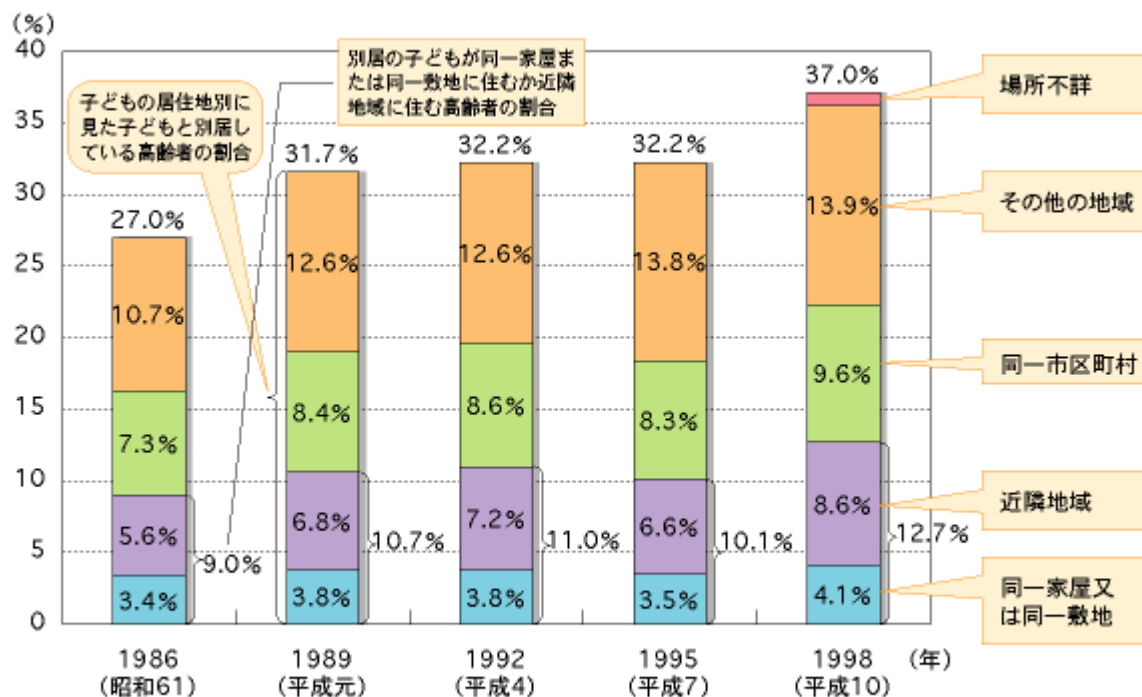
しかしながら、同居率が低下する一方で、同一家屋や同一敷地に住む「準同居」や近隣地域に子どもが居住している「近居」の割合は近年増加している。1998年の国民生活基礎調査では、12.7%（うち準同居は4.1%）の高齢者がこうした形態をとっており、子どもが同一市区町村に居住している場合も含めると、22.2%に上る（図1-2-7）。

こうした背景には、それぞれの地域の土地・住宅事情等、制約条件もあるが、これからの高齢世代は個人としての生活を大切にしながら、精神的なつながりやいざというときの支援を家族に求めるなど、意識や住まい方の変化があるのではないかと考えられる。

また、親の側の要因だけでなく、就労する女性の増加とともに子育てなどに親の支援を受けやすいことから、子どもの側でも近居を志向する例が増えていることも考えられる。

図1-2-7 子どもと別居（子どもの居住地別）している高齢者の割合の推移（1986～1998年）

図1-2-7 子どもと別居（子どもの居住地別）している高齢者の割合の推移（1986～1998年）



資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」から大臣官房政策課で算出。

(注) 1995年は兵庫県を含む。子の別居地とは最も近くにいる別居の子の居住場所を指す。場所不詳とは別居の子はいるが、居住地が不詳の場合をいう。(1998年調査ではじめて表章された。)

2-4 地域による違い

(都市部で低い同居率)

さらに、子どもとの同居率には、地域によっても大きな差が見られる。一部の例外はあるが、おおむね東北日本では子どもとの同居率が高く、西南日本では低い。このように子どもとの同居率には東高西低の傾向が見られるなど、地域によってかなり状況は異なっている(図1-2-8)。

また、東京都区部や人口が集中している都市部は、全国と比較すると子どもと別居している割合が高い傾向にあるが、準同居や近居の割合が高いという特徴がある。ただし、同じく人口が集中している都市でも地域によって多様性がある。

図1-2-8 都道府県別にみた高齢者の子どもとの同居率

図1-2-8 都道府県別にみた高齢者の子どもとの同居率

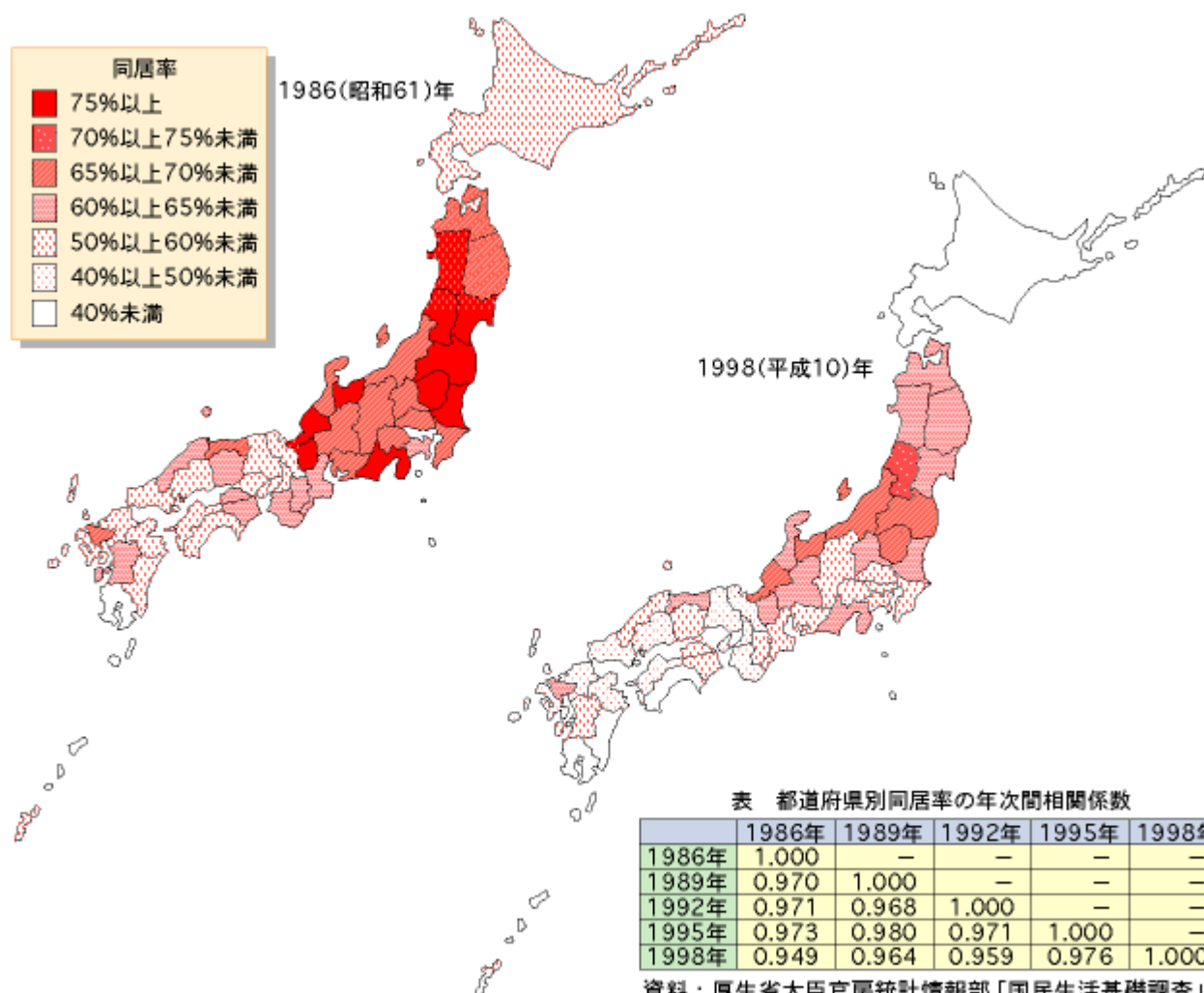


表 都道府県別同居率の年次間相関係数

	1986年	1989年	1992年	1995年	1998年
1986年	1.000	—	—	—	—
1989年	0.970	1.000	—	—	—
1992年	0.971	0.968	1.000	—	—
1995年	0.973	0.980	0.971	1.000	—
1998年	0.949	0.964	0.959	0.976	1.000

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」を
基に大臣官房政策課で算出

(注)：1995年は兵庫県の値を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

(地域による家族形態の違いは維持される)

1986(昭和61)年から1998年にかけての同居率は全国的に低下傾向にあるものの、このような東高西低の傾向は基本的には変化していないように見える(図1-2-8)。

都道府県別同居率の年次間の相関係数を見ると、どの年次間も1に極めて近く、高い相関関係にあることがわかる。つまり、もともと同居率の高かった地域では12年経った後も相対的には同居率は高く、低かった地域では低いという傾向に変化がないということである。こうしたことから、準同居、近居、別居といった同居以外の家族形態が志向されている一方で、地域による家族形態の違いは今後も維持されるのではないと思われる。

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第2節 高齢者と家族

3 夫婦の関係

(夫婦のみの家族(世帯)の増加)

いわゆる三世帯同居の割合が低下する中で、夫婦のみで暮らす高齢者が増加している。先に述べた国立社会保障・人口問題研究所の推計では、夫婦のみで暮らす65歳以上の高齢者は、2000(平成12)年には、32.7%であるが、2010年には、39.7%になり、子どもと同居する高齢者と同じくらいの割合になると見込まれている(図1-2-6)。

(高齢者夫婦の関係)

それでは、夫婦の関係はどのようなになっていくのであろうか。

総務庁の調査(「中高年齢層の高齢化問題に関する意識調査」(1997年))の中で、自分が寝たきりとなったときに介護を誰に頼むかという問いに対し、子どもや子どもの配偶者に頼むと答えている60歳以上の者は31.3%であるのに対し、40～59歳の者では16.2%となっている。特に女性が配偶者に頼むと答えている割合が、60歳以上の者では25.8%であるのに対し、40～59歳では43%に上っている。これは平均寿命の差など他の要因も関係していると考えられるが、介護を子どもに期待するよりも夫婦との関係を中心に考える世代が増えてきているとも考えられる。

また、国立社会保障1)人口問題研究所が行った調査(「第2回全国家庭動向調査」(1998年))をみると、60歳代では若い世代に比べて夫の家事参加の程度が大きい、5年前の調査と比べると全体として家事参加の程度が増加している。高齢期になると退職あるいは退職間近になり、ゆとりが生じ、男性が家庭へ回帰していると考えられる。

その一方で、高齢者夫婦間のコミュニケーションに関しては、夫が定年を迎える頃になる60歳代、70歳代では、大多数が夫婦で夕食をともにとるようになっているが、夫婦の理想的な過ごし方については、「夫婦でできるだけ一緒に行動」と回答する割合が4分の1程度あるのに対し、「お互いに個人としての生活を優先して」と答える割合も2割弱あり、若い世代と比べると大きくなっている(表1-2-9・図1-2-10)。

さらに人口動態統計にみられるように、同居期間が20年を超える夫婦の離婚が増加(1998(平成10)年1年間39,614組、離婚総数の16.3%、前年比13.2%増)しており、年齢別にみても65歳以上の者の離婚が増加傾向にあることにも留意する必要がある。

表1-2-9 年齢階層別に「よくする」と答えた夫婦のコミュニケーションのあり方

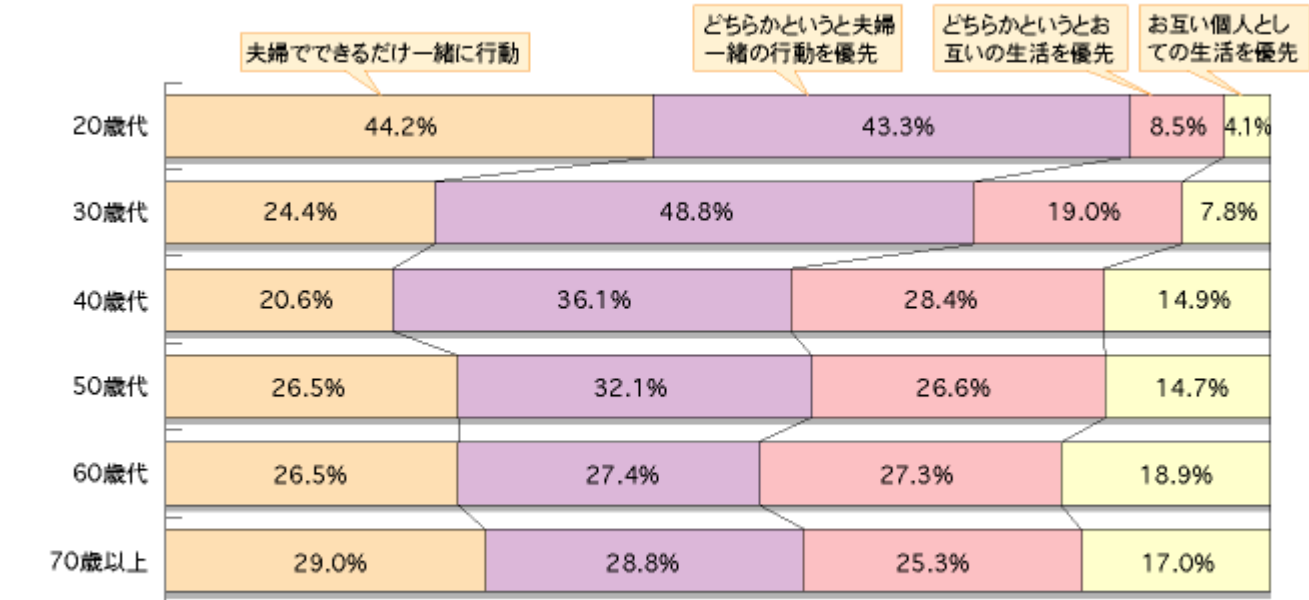
表1-2-9 年齢階層別に「よくする」と答えた夫婦のコミュニケーションのあり方

年 代	夫婦での行動（「よくある」と答えた人の割合）					
	夕食を一緒にする	買い物に行く	旅行に出かける	帰宅時間や週の予定を話す	休日の過ごし方について話し合う	心配事や悩み事を相談する
20歳代	77.9%	48.5%	28.4%	70.6%	58.5%	50.4%
30歳代	59.7	38.5	20.6	54.9	45.4	38.2
40歳代	62.9	28.2	14.3	45.3	30.9	33.1
50歳代	80.3	30.3	20.8	47.0	30.1	37.1
60歳代	87.1	28.1	22.2	39.8	24.0	37.0
70歳以上	89.3	23.0	17.5	37.4	21.9	37.9

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第2回全国家庭動向調査」（1998（平成10）年7月調査）

図1-2-10 年齢階層別理想の夫婦の過ごし方

図1-2-10 年齢階層別理想の夫婦の過ごし方



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第2回全国家庭動向調査」（1998（平成10）年7月調査）

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第2節 高齢者と家族

4 一人暮らし高齢者の増加

夫婦だけの高齢者世帯の増加とともに、一人暮らしの高齢者の割合も増加している。

特に女性の一人暮らし高齢者（単独世帯）の数が増加している。1998年の国民生活基礎調査では、65歳以上の者の一人暮らしは272.4万人（世帯）であるが、女性の一人暮らしは約80%を占め、216.9万人（世帯）となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、これが2010年には306万人（世帯）になることが予想されている（図1-2-1）。

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

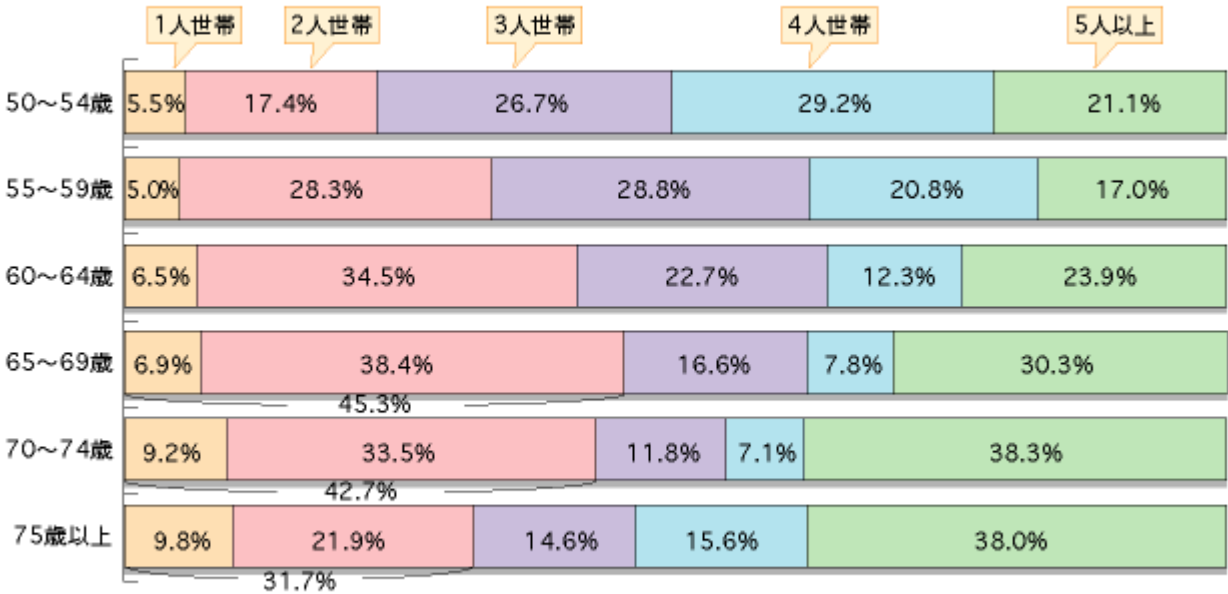
第2節 高齢者と家族

5 小家族化の進行

三世代同居世帯の減少、夫婦世帯や一人暮らし世帯の増加にみられるように、高齢者を含む家族の小規模化が進行している。1998年の第2回全国家庭動向調査によれば、65～69歳までの45.3%、70～74歳までの42.7%、75歳以上の31.7%が、一人または二人世帯である。こうした高齢者の家族形態の変化は、高齢者介護など今後の社会保障施策の展開を考える上で重要な要素となる（図1-2-11）。

図1-2-11 高齢者の所属世帯人員別割合

図1-2-11 高齢者の所属世帯人員別割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第2回全国家庭動向調査」（1998（平成10）年7月調査）

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第3節 高齢者の経済的実像～所得保障制度はどのような役割を果たしてきたか

1 高齢者は豊かになっているのだろうか

高齢者は、全体としてみると豊かになり、その所得水準は勤労世代と比べるとひけをとらないものとなり、もはや経済的な弱者とはいえないと指摘されるようになってきている。平成11年版白書で取り上げた20～50歳代を対象とした世論調査「社会保障制度に関する生活者の意識調査」（1999年1月）においても、高齢者は「経済面では弱者でない」と考える人が4割を超えている。その反面、同じ調査の中で「高齢者は経済的弱者である」と考える人の割合が約36%と3分の1以上あったことも事実である。また、高齢者の経済状況に関しては、高齢者の間での格差が大きく平均的な姿で高齢者全体を語ることは難しいともいわれている。

高齢者は本当に豊かになっているのだろうか、また、高齢者の中の格差は大きいのだろうか。この節では、こうした高齢者の経済的な実像にできるだけ近づいてみたい。加えて、こうした高齢者の経済状況に関して、公的年金を中心とする社会保障給付はどのような機能を果たしているのか、についても併せて検証を試みる。

現在、社会保障制度をめぐり、高齢者に対する負担と給付の問題が様々な場面で議論されるようになってきているが、高齢者の経済的な姿と社会保障給付の機能についての現状をできるだけ把握することは、これからの社会保障のあり方についての議論にも資するものと考えられる。

分析に当たって、最初に断っておかなければならないのは、高齢者が本当に豊かになっているかどうかを調べることは決して簡単ではない、ということである。

通常、人々は家族を一つの単位として、世帯を作り、家計を共にしながら、収入を得たり消費をしたりという経済的な暮らしを営んでいる。高齢者も、一人暮らしや夫婦世帯のように高齢者だけから家族（世帯）を構成している場合もあれば、子ども夫婦と同居し生計を共にしている場合もあり、一口に高齢者のいる世帯といってもその規模も様々である。高齢者だけで暮らしている場合と高齢者が若い世代と一緒に暮らしている場合とで、一人一人の高齢者の経済的な状況は異なり、これを比較することはそれほど簡単ではない。

したがって、ここでは、通常よく分析される高齢者が世帯主となっている家族（世帯）だけでなく、高齢者が属する家族形態ごとの比較や高齢者個人にも着目しながら、いくつかの角度から分析を試みてみた。

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第3節 高齢者の経済的実像～所得保障制度はどのような役割を果たしてきたか

2 高齢者の経済的実像（主な分析結果）

詳しい分析に沿って説明する前に、高齢者の経済的実像に関する分析の結果、わかった主な点をまず紹介する（注）。

（注）なお、ここでは特に断らない限り、国民生活基礎調査を使った分析である。

2-1 高齢者の経済的な状況

（1）高齢者のいる家族の1人当たり所得

- 1) 65歳以上の高齢者のいる家族（世帯）の1人当たり所得は、全体としてみると、すべての家族（世帯）の平均の1人当たり所得よりも若干下回るが、おおむね遜色ない水準となっている。
- 2) 「世帯主65歳以上の世帯」の1人当たり所得は、近年、「世帯主が40～49歳の世帯」を上回るか同程度の水準となっている。高齢世帯主の年齢が低くなるほど1人当たり所得は上がっている。これは公的年金への加入期間が長くなっていることや、就労による所得が大きいことが現れているものと考えられる。
- 3) 世帯主65歳以上の2人以上の家族（世帯）の1人当たり消費支出水準について、1985年から1998年にかけての伸び率は、全年齢層を通じて最も大きく、高齢者の経済力が向上してきていることが推察される。

（2）高齢者が属している家族形態によって異なる所得

- 1) 65歳以上の高齢者が属している家族形態ごとに、高齢者だけの1人当たり所得を高いほうから並べてみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」、「男性の一人暮らし世帯」、「夫婦のみの世帯」、「女性の一人暮らし世帯」、「一人親と未婚の子のみの世帯」、「三世帯世帯」の順となっている（なお、それぞれの家族形態に属する高齢者の割合は図1-3-1のとおり）。

しかしながら、高齢者以外の家族（世帯員）の所得を含めて、1人当たり所得を比較すると、この家族形態の違いによる所得の差は小さくなる。

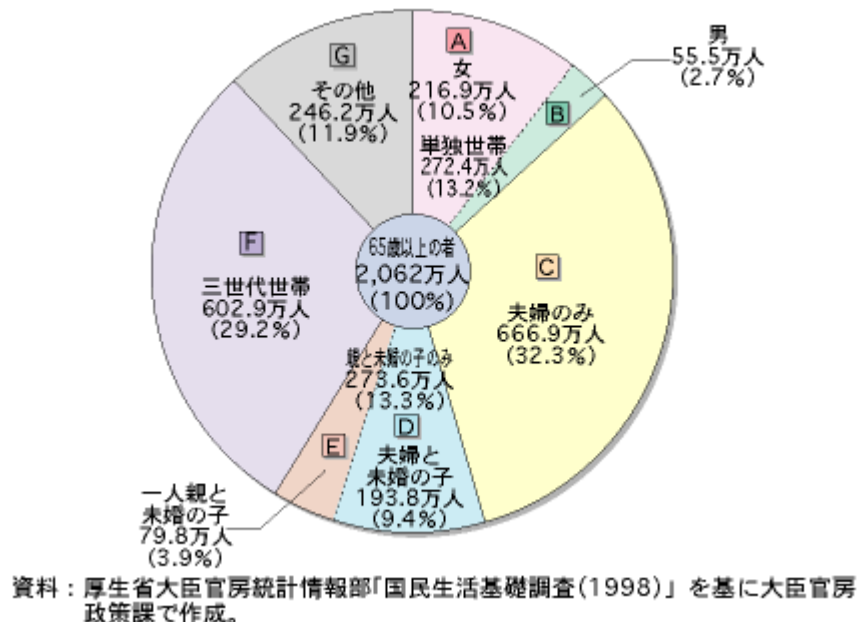
いかえると、高齢者の所得が低い「一人親と未婚の子のみの世帯」や「三世代世帯」は、高齢者の所得よりも他の家族（世帯員）の所得が大きく、高齢者以外の家族（世帯員）が高齢者を支えている面もあることが推測される。一方で、例えば、成人して働いている子どもと暮らしている高齢者も含まれると考えられる「夫婦と未婚の子のみの世帯」では、高齢者の方がほかの家族（世帯員）よりも所得が高く、高齢者がほかの家族（世帯員）を支えている面があることも推測される。

2) 「女性の一人暮らし世帯」の所得は、「男性の一人暮らし世帯」や「夫婦のみの世帯」の1人当たり所得と比べると低い。しかしながら、一人暮らしの高齢女性の平均所得は、1985年には、夫婦で暮らしている高齢者1人当たりの平均所得の6割程度であったが、1997年には、7割程度となり、格差は小さくなってきている。

3) 祖父母、父母と孫からなる、いわゆる「三世代世帯」は、高齢者以外の家族（世帯員）の所得の方が高齢者の所得よりも高い。こうした背景には、三世代世帯の中には、比較的所得が低い年齢の高い高齢者の割合が大きいことも関係があると考えられる。また、因果関係をはっきりさせることは難しいが、子どもと同居する高齢者の割合が下がってきていることは、扶養意識の面だけでなく、経済的に自立している高齢者が増加してきていることも背景の一つとして推察される。

図1-3-1 65歳以上の者がいる世帯

図1-3-1 65歳以上の者がいる世帯



(3) 高齢者個人の所得の多様性

先にも述べたように、高齢者もほかの家族と生計をともにしている場合も多く、高齢者個人の所得が、そのまま高齢者のおかれている経済状況を表しているわけではない。しかしながら、今後、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加が予想されるため、高齢者個人の所得状況を把握しておくことも有意義であろう。高齢者個人の所得状況について紹介すると、

・

比較的に所得の低い高齢者の割合は低下している。

・

比較的に所得が低い高齢者は、三世代世帯など他の家族（世帯員）と世帯をともにしている割合が高い。

といったことがわかる。

2-2 高齢者の所得が多様である要因と社会保障給付が果たしている機能

1) 高齢者の間では、比較的に所得が高いグループから所得が低いグループまでの相当幅がある。

高い所得を持つグループでは、雇用者所得や事業所得などの勤労所得と利子、配当などの財産所得がその所得の多くを占めており、特に勤労所得の大きさが高齢者層の中での所得格差の主な要因と考えられる。

2) 公的年金などの社会保障給付は、特に中間的な所得層以下にある高齢者の所得の相当部分を占めており、高齢者の所得の安定に大きな役割を果たしてきている。15年前と比べると、特に中間的な所得層に属する高齢者の所得に占める社会保障給付の割合が増しており、社会保障の充実がうかがわれる。

所得が低いほど所得に占める社会保障給付の割合は大きくなっている。

3) 社会保障給付があることによって、家族形態による所得の違いは小さくなっている。

家族形態ごとにみると、高齢者の所得が比較的高い「男性の一人暮らし世帯」、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と未婚の子どものみの世帯」よりも、所得が低い「女性の一人暮らし世帯」、「一人親と未婚の子のみの世帯」、「三世代世帯」の方が、所得に占める社会保障給付の割合が大きい。

高齢者の所得が高い家族では、高齢者の稼得所得の割合も大きい。

4) 「給与所得者と専業主婦の夫婦世帯」と「自営業の夫婦世帯」を比べると、公的年金の額は、給与所得者世帯の方が多いが、所得全体を比べるとあまり差がなく、自営業世帯は高齢になっても稼得能力が高いことがうかがえる。

これまで高齢者の経済的な実像に関する分析について、主な結果を紹介してきたが、次に、より詳しくみってみる。



第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第3節 高齢者の経済的実像～所得保障制度はどのような役割を果たしてきたか

3 高齢者のいる世帯の経済的状況

3-1 高齢者のいる世帯の所得

3-1-1 「高齢者世帯」

まず、「65歳以上の高齢者のみ、またはこれに18歳未満の未婚の子が加わった世帯」である「高齢者世帯」（注）について、その所得状況をみてみる。この高齢者世帯に属しているのは、65歳以上の者の約4割と推計されるが、そのほとんど（約95％）は、「一人暮らし世帯」と「夫婦のみの世帯」である。

1997（平成9）年の「高齢者世帯」の1世帯当たり所得は323.1万円と全世帯平均の、657.7万円の半分程度であるが、1人当たり所得は、207.0万円と全世帯平均222.7万円と比べて遜色のない水準にある。このように、「高齢者世帯」は世帯規模が小さいことから1世帯当たり所得では全世帯平均よりも低い、1人当たり所得では全世帯平均と比べて遜色のない水準であることがわかる（表1-3-2）。

表1-3-2 65歳以上の高齢者のいる世帯の所得（1997年の所得）

表1-3-2 65歳以上の高齢者のいる世帯の所得（1997年の所得）

世帯の種類	65歳以上 世帯人員に 占める割合	1世帯当たり		世帯人員1人当たり		有業人員1人 当たり平均 稼働所得金額 （万円）	平均世帯 人員 （人）	平均有業 人員 （人）
		平均所得金額 （万円）	平均可処分所得 金額（万円）	平均所得金額 （万円）	平均可処分所得 金額（万円）			
高齢者世帯	約40％	323.1	284.9	207.0	182.9	277.5	1.56	0.31
世帯主65歳以上の世帯	約75％	519.7	440.6	203.1	175.0	293.1	2.56	0.95
65歳以上の者のいる世帯	100％	634.5	533.8	203.2	173.9	328.5	3.12	1.29
全世帯		657.7	549.9	222.7	187.4	387.8	2.95	1.42

資料：厚生省大臣官房統計情報部「平成10年国民生活基礎調査」
(注) 1. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
2. 「65歳以上世帯人員に占める割合」は、国民生活基礎調査から大臣官房政策課で算出。

(注) 65歳以上の高齢者の経済状況を見る際、国民生活基礎調査では、通常、
(1) 「高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成する世帯か、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）」、

- (2) 「世帯主65歳以上の世帯」、
- (3) 「65歳以上の者のいる世帯」

といった分類を用いている。

3-1-2 「65歳以上の者が世帯主である世帯」

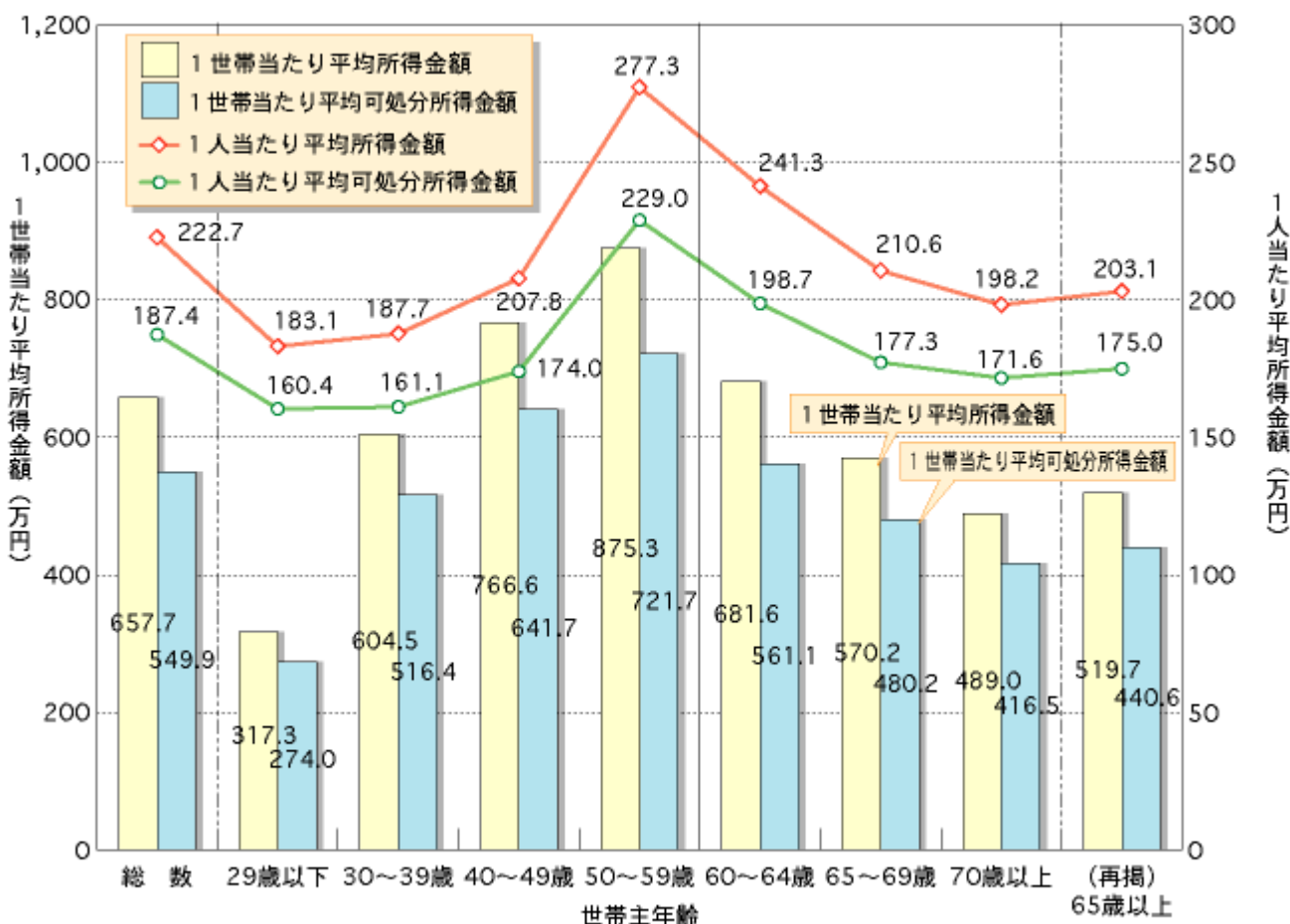
次に、「65歳以上の者が世帯主である世帯」の所得を見てみる。この世帯に属する65歳以上の者は、65歳以上人口の約75%と推計される。

1997年の1世帯当たり平均所得は、519.7万円と世帯主年齢30～39歳の世帯を下回っている。しかし、世帯員1人当たりの平均所得は、203.1万円で、全体の平均である222.7万円を若干下回る程度である。世帯主年齢30～39歳、40～49歳の現役世代の世帯と比べても65歳以上の者が世帯主である世帯の1人当たり所得は遜色のない水準にあるといえよう。これは、高齢者が世帯主になっている世帯では、平均世帯人員が2.56人と全世帯平均の2.95人を下回っていることも影響している(図1-3-3・表1-3-2)。

この傾向を、1人当たりの可処分所得(税や社会保険料の負担をした後の所得)でみると、一層顕著である。世帯主が65歳以上の世帯の1人当たり可処分所得は、175.0万円であり、全体の平均可処分所得187.4万円との差は、65歳以上の者が世帯主である世帯の1人当たりの平均所得と全世帯の1人当たり平均所得との差よりも小さくなる。

図1-3-3 世帯主年齢別1世帯当たりおよび1人当たり平均所得金額(1997年の所得)

図1-3-3 世帯主年齢別1世帯当たりおよび1人当たり平均所得金額(1997年の所得)



資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」を基に大臣官房政策課で算出。

3-1-3 「65歳以上の者のいる世帯」

「65歳以上の者のいる世帯」について所得をみると、1世帯当たり所得は1997年で634.5万円と、全世帯の平均所得を約23万円下回る程度である。1人当たり所得を見ても、203.2万円と全世帯平均の222.7万円と遜色のない水準にある。「65歳以上の者のいる世帯」と全世帯とを比べると世帯の規模(世帯人員数)や働いている人数(有業人員)ともにあまり差がない。こうしたことから平均的にみるとあまり差がないものと思われる(表1-3-2)。

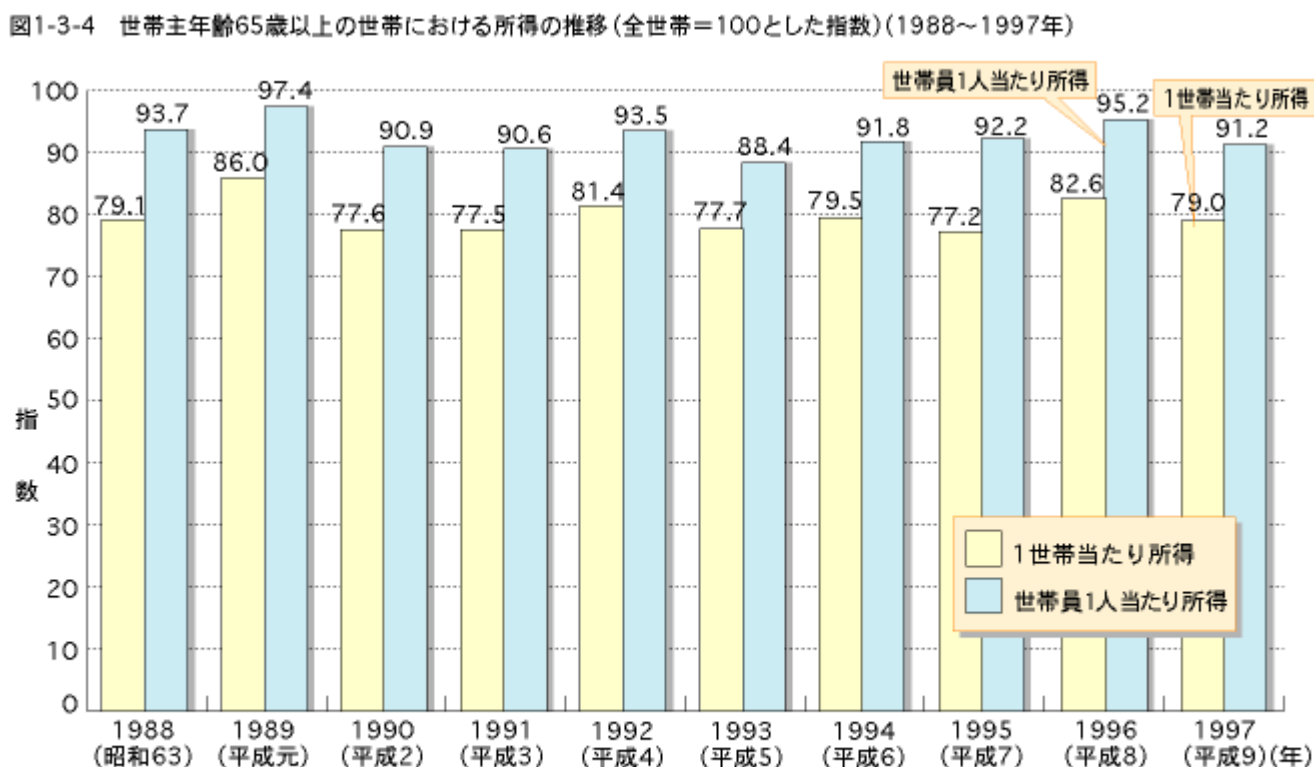
3-2 高齢世帯主の年齢階層別の所得水準

65歳以上の高齢世帯主の年齢階層別に所得をみると、世帯主年齢が65～69歳の世帯では、1世帯当たりの平均所得は570.2万円と世帯主30～39歳の世帯を若干下回る水準である。1人当たりでは210.6万円と、世帯主50～59歳の世帯を除いた若い世代の水準を上回っている。世帯主が70歳以上の世帯では、1世帯当たり所得は489.0万円と世帯主65～69歳の1世帯当たり所得を80万円近く下回るが、1人当たり所得では198.2万円と世帯主65～69歳の世帯と比べてあまり差がない(図1-3-3)。

(経年変化)

世帯主65歳以上の世帯の所得を、全世帯の所得や40～49歳が世帯主となっている世帯と相対的に比較した年次推移をみると、1世帯当たり所得、世帯員1人当たり所得ともに、この10年おおむね安定的に推移してきている。1993年以降をみると、65歳以上の高齢者の1人当たり所得は上昇しており、世帯主40～49歳の世帯の水準を上回っていたときもある(図1-3-4・図1-3-5)。

図1-3-4 世帯主年齢65歳以上の世帯における所得の推移(全世帯=100とした指数)(1988～1997年)

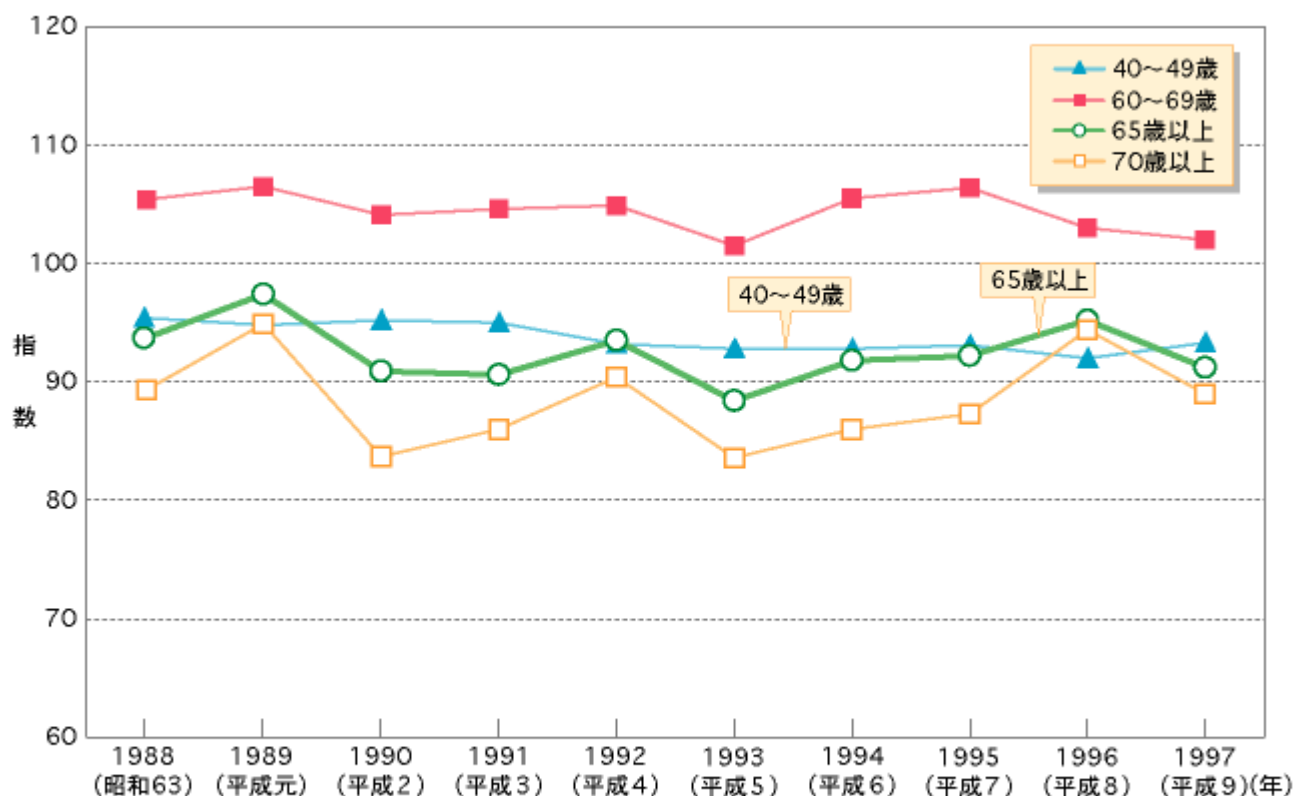


資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」を基に大臣官房政策課で算出。

(注) 各調査年における前の年の所得を調査。1994年(1995年調査)の所得は兵庫県値を含まない。

図1-3-5 世帯主年齢65歳以上の世帯における1人当たり所得の推移(全世帯=100とした指数)(1988～1997年)

図1-3-5 世帯主年齢65歳以上の世帯における1人当たり所得の推移(全世帯=100とした指数)(1988~1997年)



資料：厚生省大臣官房統計情報部『国民生活基礎調査』を基に大臣官房政策課で算出。

(注) 各調査年における前の年の所得を調査。1994年(1995年調査)の所得は兵庫県値を含まない。

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第3節 高齢者の経済的実像～所得保障制度はどのような役割を果たしてきたか

4 高齢者が世帯主である世帯の消費

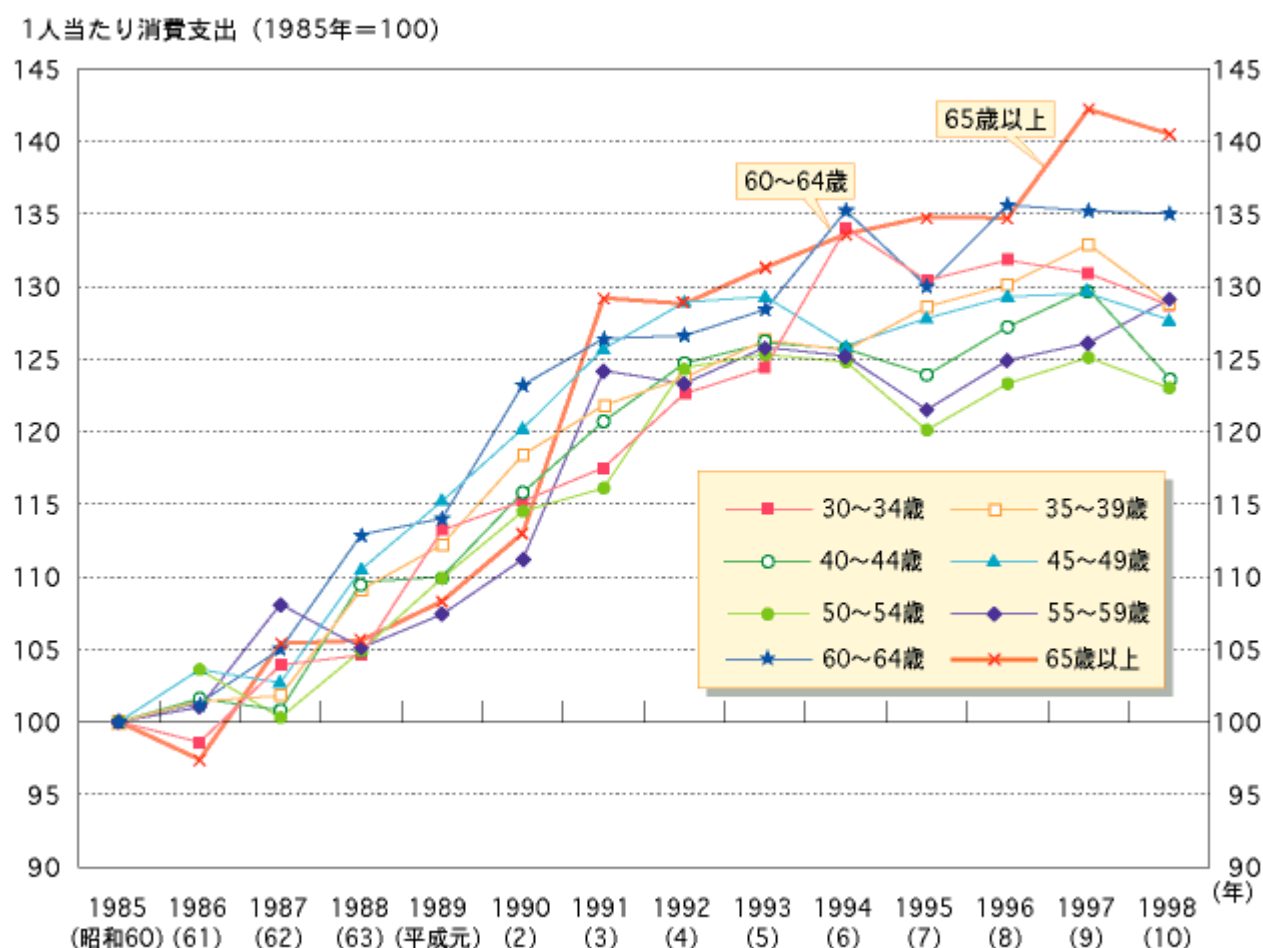
(消費水準の推移)

次に、総務庁統計局の家計調査を使って、世帯主が65歳以上の世帯（世帯員2人以上）の1人当たりの消費支出水準について、若い世代が世帯主となっている世帯（世帯員2人以上）と比較してみる。

1985（昭和60）年のそれぞれの消費水準を100として、年次推移をみると、世帯主60～64歳と世帯主65歳以上の世帯は、1998（平成10）年にはそれぞれ135、141と35%、40%程度の伸びを示しているのに対し、35～59歳までが世帯主の世帯では、24%から29%の伸びにとどまっている。この間の物価上昇率が約17%であることを考えると、高齢世代は、ほかの年齢階層に比べ相対的に高い消費水準の伸びを享受してきたことがわかる（図1-3-6）。

図1-3-6 世帯主年齢階層別にみた1人当たり消費支出の推移（1985年=100とした指数）（1985～1998年）

図1-3-6 世帯主年齢階層別にみた1人当たり消費支出の推移(1985年=100とした指数)(1985~1998年)



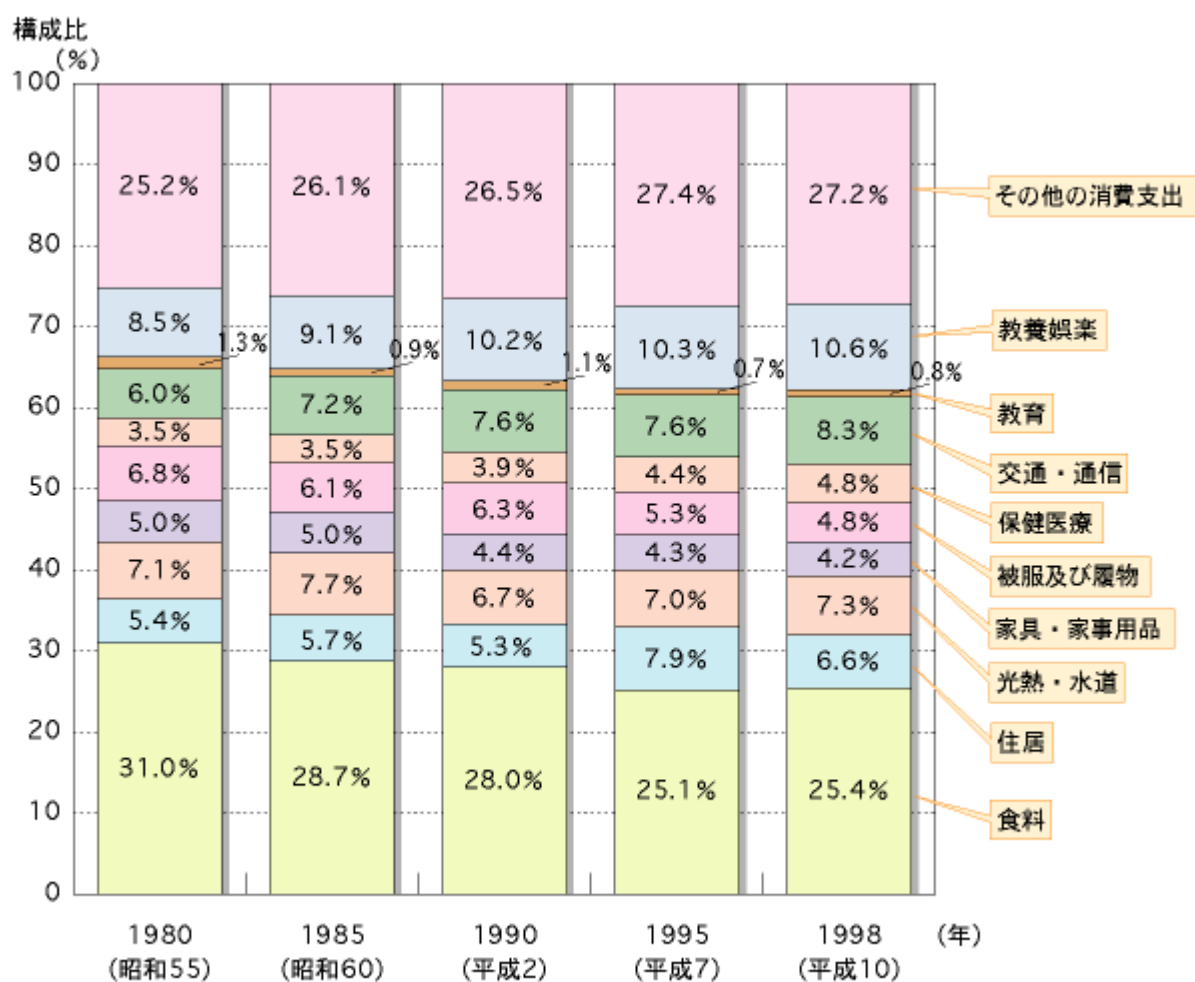
(消費支出の内容)

世帯主65歳以上の世帯の消費支出の内容をみると、1985~1998年にかけて、食料費の割合は減っている(28.7%から25.4%へ)のに対して、教養娯楽費(9.1%から10.6%へ)、交通・通信費(7.2%から8.3%へ)の割合が増加している(図1-3-7)。

また、食料費、教養娯楽費、保健医療費の消費支出に占める割合について、世代ごとに年次推移を分析してみる。食料費は、高齢期になるにしたがってその割合は下がる傾向にあるが、所得水準の上昇等の影響もあり、最近の高齢世代は昔の高齢世代に比べ食料費の占める割合は低い。これに対し、教養娯楽費は、最近の高齢世代ではその支出割合が高くなっており、消費支出の面から活動的な高齢者の姿も垣間見える。保健医療費は、高齢期になると若干増える傾向にある(図1-3-8)。

図1-3-7 世帯主65歳以上の世帯における消費支出構成比の推移(全世帯)(1980~1998年)

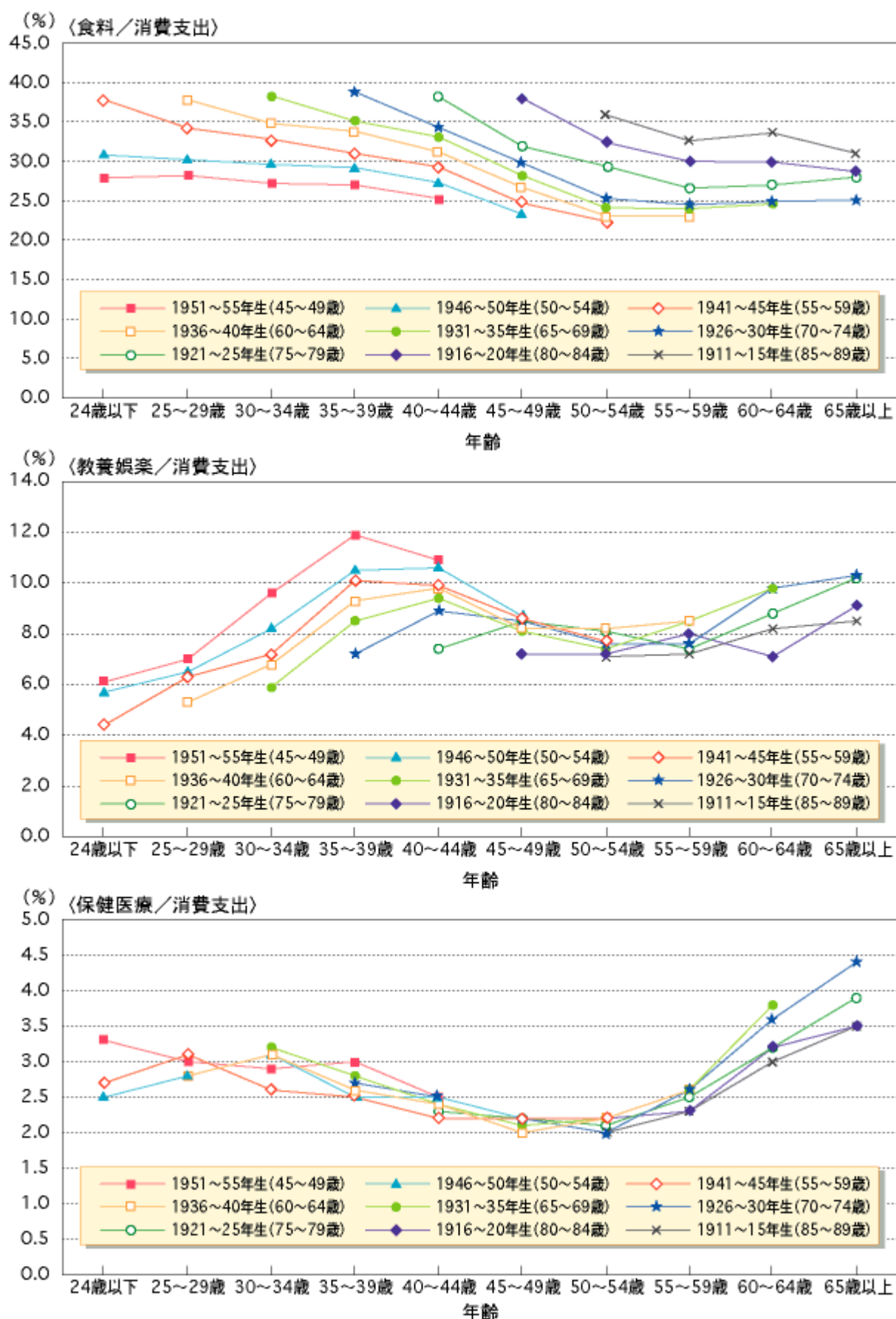
図1-3-7 世帯主65歳以上の世帯における消費支出構成比の推移(全世帯)(1980～1998年)



資料：総務庁統計局「家計調査」

図1-3-8 世帯主の同時出生集団(コーホート)別にみた消費支出割合

図1-3-8 世帯主の同時出生集団(コホート)別にみた消費支出割合



資料：総務庁統計局「家計調査」より作成。

(注) () 内は2000年現在の年齢。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第3節 高齢者の経済的実像～所得保障制度はどのような役割を果たしてきたか

5 高齢者のいる世帯の所得分布の多様性

高齢者に限らず、所得の分析を行う際には、平均的な姿だけではとらえられない側面がある。例えば、所得の平均値が同じでも、平均値付近に多数分布している社会と、高額所得者も低所得者も同じくらいいる社会とでは、平均値で見た所得が同じであるといっても所得格差の面では大きく異なる。

ここでは所得階層別の世帯の分布について見ることにする。

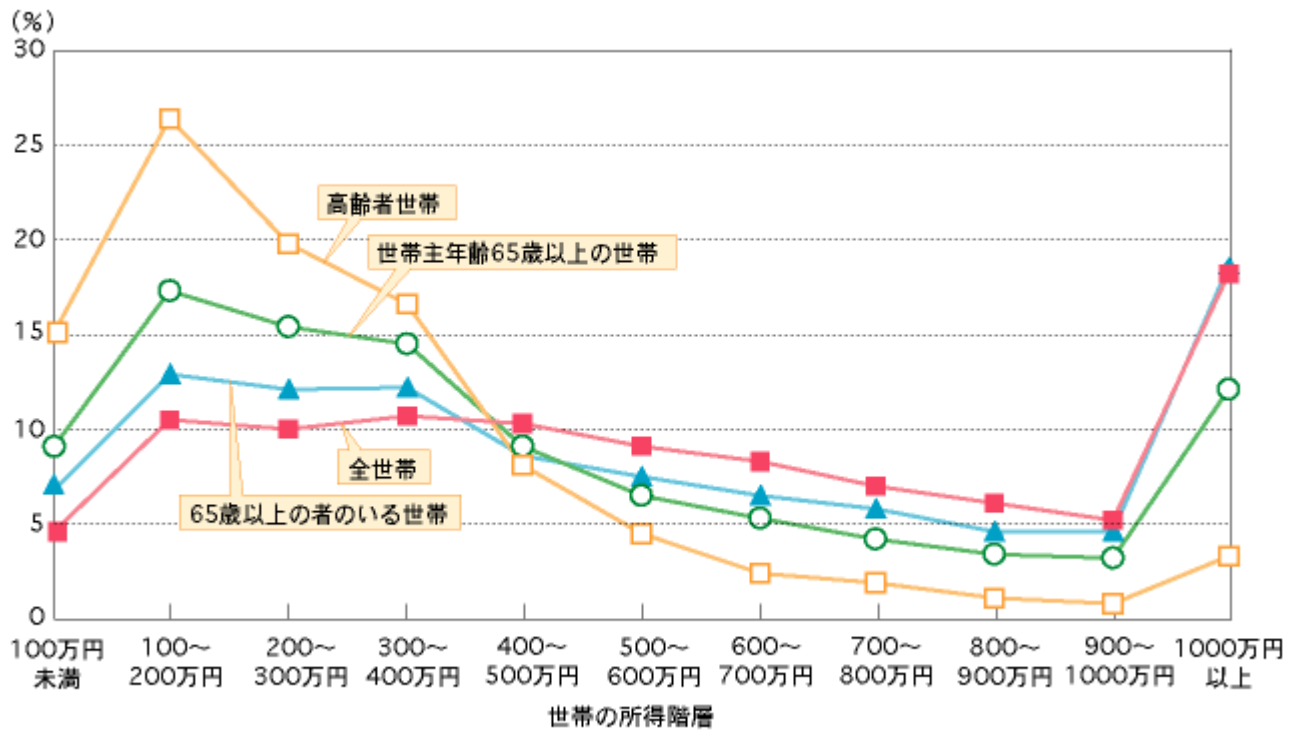
「65歳以上の者のいる世帯」、「世帯主65歳以上の世帯」、「高齢者世帯」について、世帯の所得階層別の分布を全世帯の所得階層別の分布と比較をしてみる。

「65歳以上の者のいる世帯」では、1世帯所得の平均が400万円以下である世帯が若干多いが、比較的全世帯の所得階層別分布に近い分布をしている。一方、「世帯主65歳以上の世帯」では、全世帯と比べて世帯所得400万円以下の階層に多く分布する一方で、高い所得の世帯も見られる。「高齢者世帯」の所得分布を見ると、全世帯の分布に比べて年間所得500万円以下の階層に多く分布することがわかる（図1-3-9）。

「65歳以上の者のいる世帯」では、平均世帯人員や働いている人数（平均有業人員）が一般の世帯に近いので、比較的一般の世帯と同じような所得階層別の分布をしているが、若干所得が低い割合が大きいものと考えられる。これに対し、「世帯主65歳以上の世帯」や「高齢者世帯」では一般の世帯に比べて平均世帯人員が小さく、所得を得る人が少ないこと、高齢者自身の就業率がその他の年齢の人々に比べて低いことから、一般の世帯に比べて低い所得層に多く分布していると考えられる。その一方で就業等により相当程度の所得のある高齢者もいることが示唆される。

図1-3-9 高齢者の世帯における所得階層別にみた世帯分布（1997年の所得）

図1-3-9 高齢者の世帯における所得階層別に見た世帯分布(1997年の所得)



資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第3節 高齢者の経済的実像～所得保障制度はどのような役割を果たしてきたか

6 高齢者の所得に関する分析

これまでは、世帯の観点から分析を進めてきたが、次に、65歳以上の者を含む世帯の1人当たり所得や65歳以上の高齢者個人の所得に着目して分析してみることとする。

これによって、高齢者自身の経済力とその属している家族の中での経済的な役割も明らかになる。

また、高齢者間での所得格差、高齢者はその所得をどこから得ているのか、特に公的年金を中心とする社会保障給付の効果についても述べることにする。

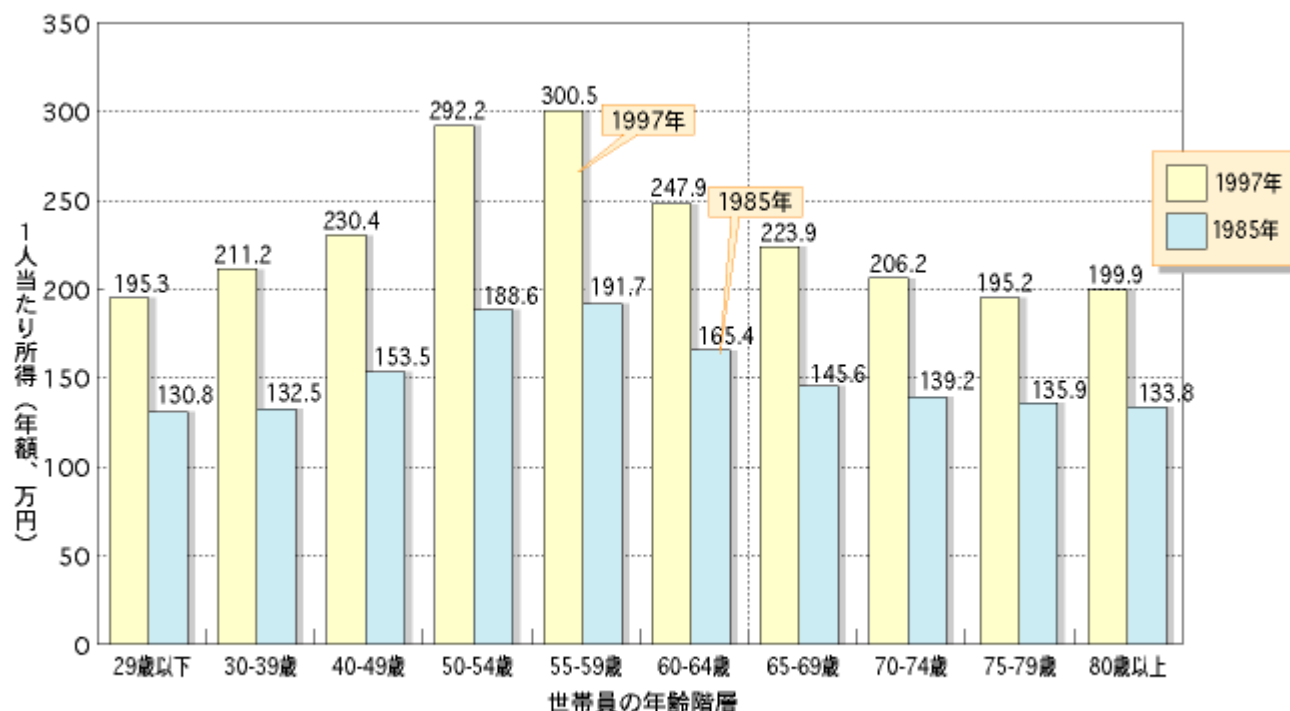
6-1 高齢者の所得－現役世代との比較－

世帯全体の所得を世帯人員で割った1人当たり所得をその世帯員の所得と見なして、年齢階層ごとに比べてみると、おおむね、55～59歳を頂点に、年齢が上がるにつれて1人当たり所得は低くなっていく。65～69歳では、40～49歳を若干下回る程度、70歳以上では30～39歳を若干下回る程度となっている（図1-3-10）。

次に、世帯員の年齢階層ごとに、1人当たりの所得がどのように分布しているかをみてる。図1-3-11のように、50歳代は、他の年齢階層と比べて、相対的に低所得の割合が小さく高所得の割合が高い傾向がみられるが、65歳以上では、他の年齢階層と比べて大きな違いはみられない。

図1-3-10 世帯員の年齢階層別にみた1人当たり所得

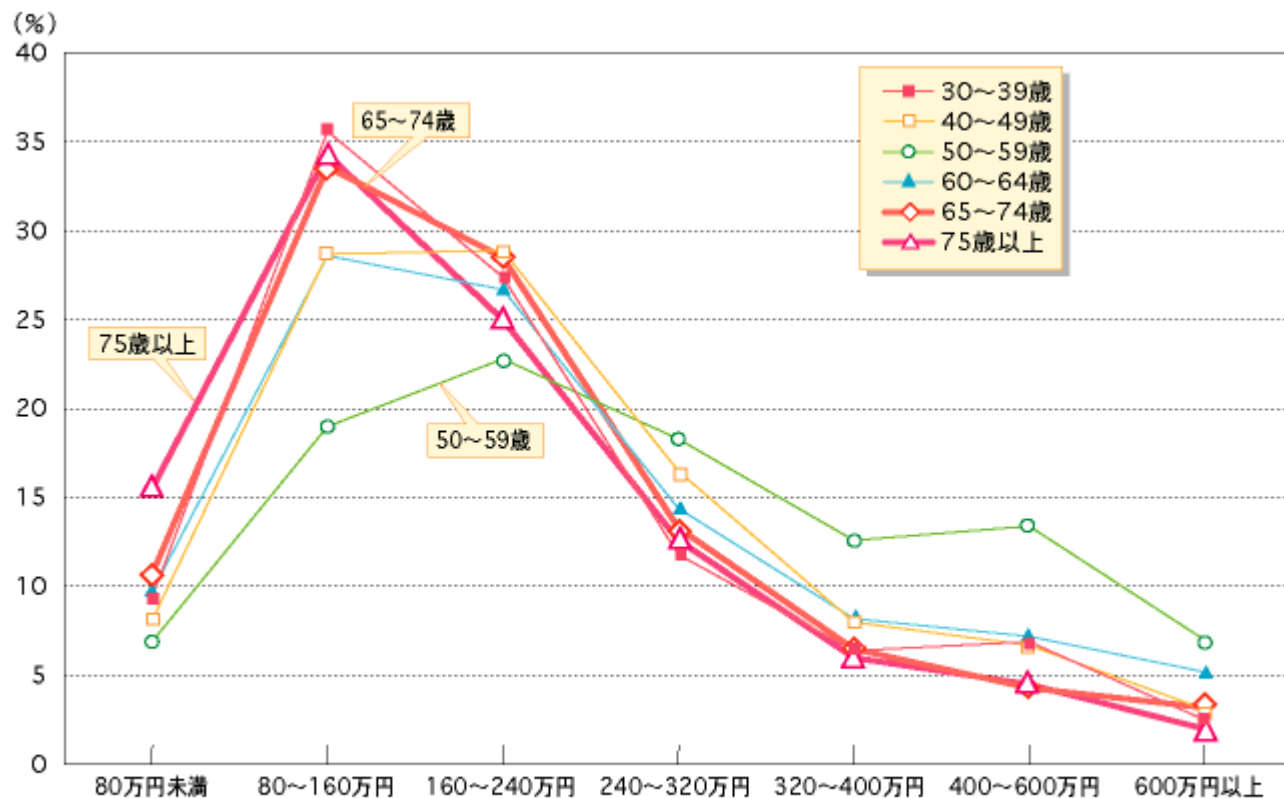
図1-3-10 世帯員の年齢階層別にみた1人当たり所得



資料：平成11年度厚生科学研究(政策科学推進研究)「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

図1-3-11 世帯員の年齢階層・1人当たり所得階層別世帯員分布(1997年の所得)

図1-3-11 世帯員の年齢階層・1人当たり所得階層別世帯員分布(1997年の所得)



資料：平成11年度厚生科学研究(政策科学推進研究)「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

6-2 高齢者個人の所得

(高齢者個人の所得の階層分布)

高齢者個人がそれぞれ自らどのくらいの所得を得ているかを見てみよう。もちろん、専業主婦のように、自ら稼がずに配偶者の所得の下で生計を共にしている場合もあることから、個々人の直接的な所得そのものが経済力をそのまま表しているとみなすことができないことには留意する必要がある。

65歳以上の高齢者全体の所得分布を30～64歳層の分布と比べてみると、高所得層の割合は30～64歳の方が高くなっている。比較的中間から低い所得層の占める割合は、65歳以上の方が高い(図1-3-12)。

また、男女別に見ると、男性は幅広く分布しているのに対し、女性は比較的低い所得層の割合が高い。

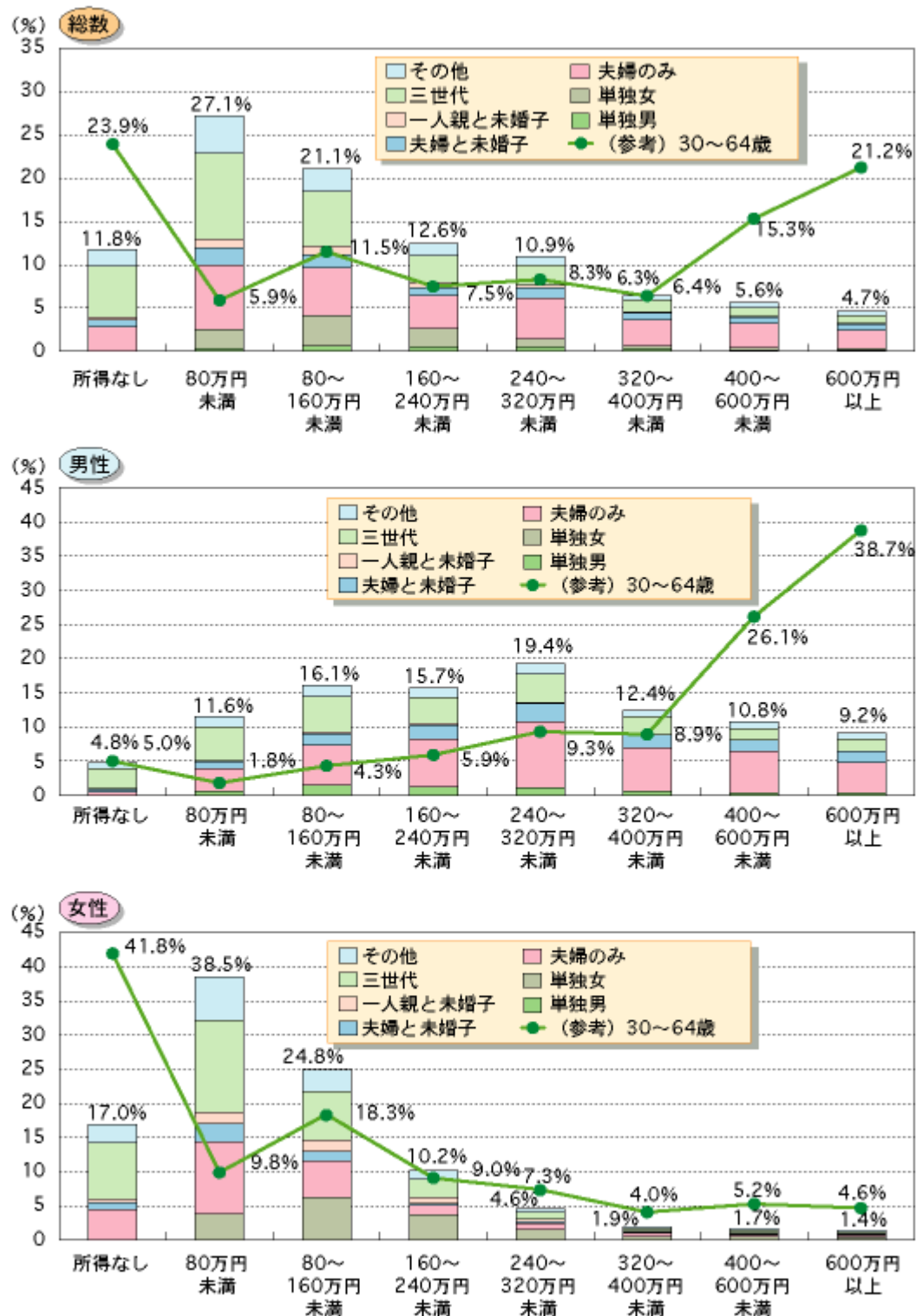
女性について所得が低いグループが大きいのは、専業主婦あるいはかつて専業主婦であった人が多くいるためと推測される。所得なしのグループの割合が、30～64歳層よりも高齢者層の方が低いのは、かつて国民年金に任意加入していた者がいるため、また基礎年金を受給できる世代においては、女性自身も年金を受給しているためでもあろう。

さらに比較的低所得の高齢者は、「三世帯世帯」や「その他世帯」に属する割合が大きい。「その他世帯」には、子どもがいない夫婦と同居する高齢者など三世帯世帯に近い家族形態が含まれているものと考えられる。男性では所得の高い層は、夫婦世帯が多い(図1-3-12)。

なお、全く所得のない高齢者の割合は、1985年の19%から1997年の11.8%へ大きく低下しており、この面からも経済的にも自立した高齢者が増えてきていることがうかがえる(図1-3-13)。

図1-3-12 個人の所得階層別にみた高齢者の分布(1997年の所得)

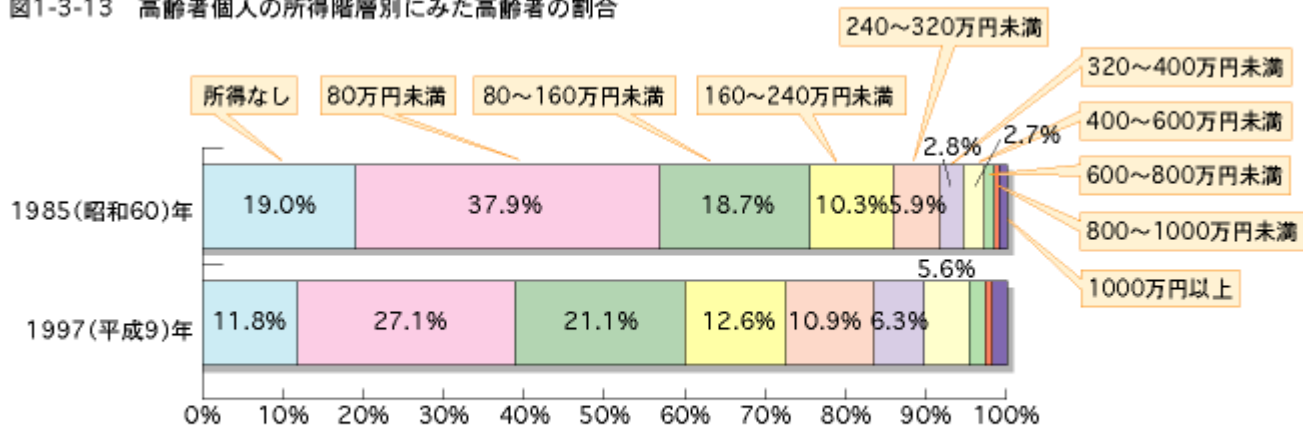
図1-3-12 個人の所得階層別にみた高齢者の分布(1997年の所得)



資料：平成11年度厚生科学研究（政策科学推進研究）「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

図1-3-13 高齢者個人の所得階層別にみた高齢者の割合

図1-3-13 高齢者個人の所得階層別にみた高齢者の割合



資料：平成11年度厚生科学研究（政策科学推進研究）「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

6-3 家族形態からみた高齢者個人の所得と他の家族（世帯員）の所得の比較

65歳以上の高齢者が属する家族形態ごとの高齢者の所得をみる。

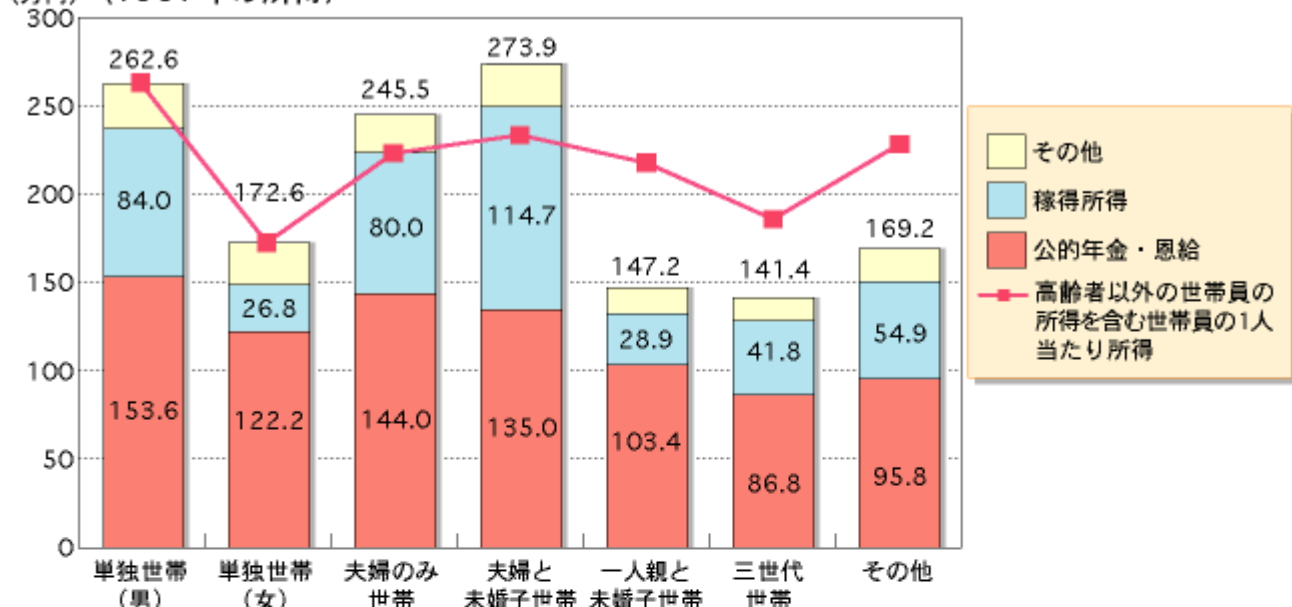
「夫婦と未婚の子のみの世帯」、「男性の一人暮らし世帯」、「夫婦のみの世帯」に属する高齢者の所得が相対的に高く、「女性の一人暮らし世帯」、「一人親と未婚の子のみの世帯」、「三世代世帯」に属する高齢者の所得が相対的に低いことがわかる（図1-3-14）。

高齢者の平均所得と他の家族を含む世帯全体の平均所得を比べてみると、例えば、既に働き始めた子どもと同居している高齢者の世帯も相当含まれていると考えられる「夫婦と未婚の子のみの世帯」では、子どもなど他の家族の所得よりも、高齢者の所得の方が高いことがわかる。これに対し、「三世代世帯」や「一人親と未婚の子のみの世帯」では、高齢者の所得は他の家族の所得よりも低く、高齢者以外の家族が高齢者を支えている面もあることが推測される。また、因果関係を論ずることは困難であるが、三世代世帯が低下している背景には、扶養意識の変化とは別に、年金の充実などにより経済的にも自立した高齢者が増えてきていることも考えられる。

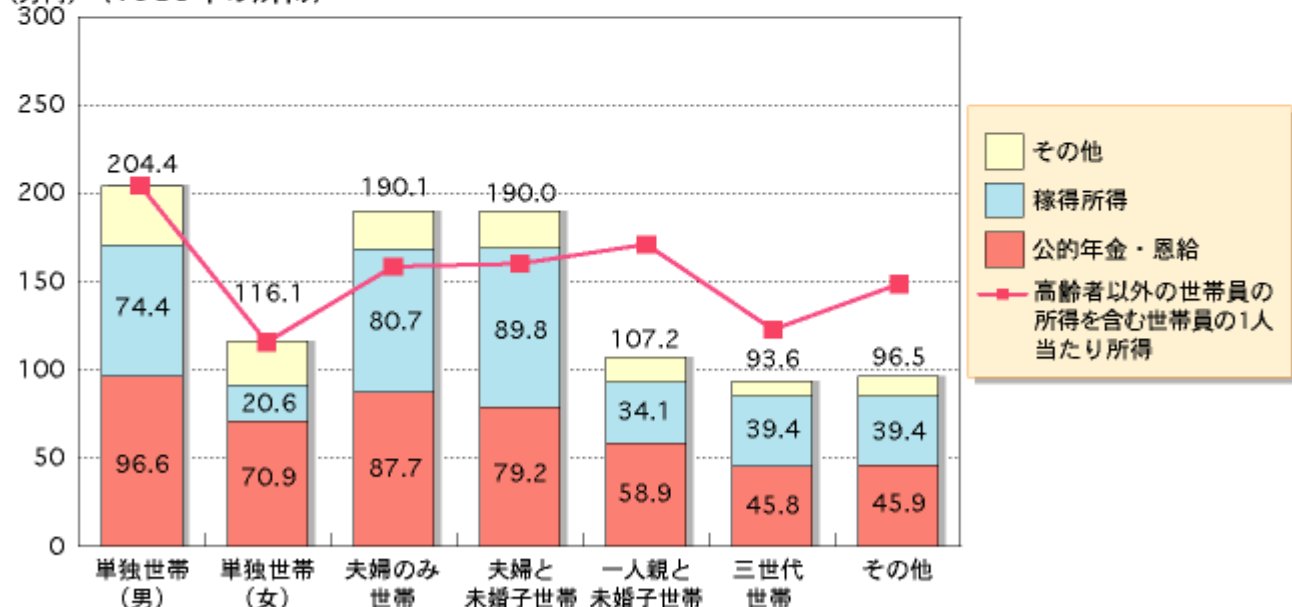
図1-3-14 高齢者（65歳以上の者）が属する世帯構造別にみた高齢者個人が得ている所得と世帯員1人当たり所得

図1-3-14 高齢者(65歳以上の者)が属する世帯構造別にみた高齢者個人が得ている所得と世帯員1人当たり所得

(万円) 〈1997年の所得〉



(万円) 〈1985年の所得〉



資料：平成11年度厚生科学研究(政策科学推進研究)「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

(注) 所得の定義は同調査における所得の種類を基に以下のように定義した。

稼得所得＝雇用者所得＋事業所得＋農林・畜産所得＋家内労働所得

その他＝家賃・地代の所得＋利子・配当金(1985年の前2者は財産所得)＋公的年金・恩給以外の社会保障給付金＋仕送り＋その他の所得

6-4 夫婦世帯のそれぞれの所得

夫婦世帯において夫婦のそれぞれの所得をみると、夫は200～400万円の所得層に該当する者が約45%、妻は0～100万円の層が約46%と最も多いが、組み合わせとしては夫200～400万円、妻0～100万円が約22%と最も多くなっている。夫400万円以上、妻100万円以上の世帯は1997年では8.0%となっているが、1986年の5.3%と比べると徐々にではあるが増加しており、共働き夫婦の増加が推察される(表1-3-

表1-3-15 夫・妻の所得階層の組み合わせ別にみた世帯数（夫婦のみ世帯）

表1-3-15 夫・妻の所得階層の組み合わせ別にみた世帯数（夫婦のみ世帯）

夫妻の所得階層の組み合わせ	1986(昭和61)年	1998(平成10)年
総数	100.0%	100.0%
夫(所得なし・200万未満)×妻(所得なし)	12.7%	4.6%
夫(所得なし・200万未満)×妻(100万未満)	32.4%	16.0%
夫(所得なし・200万未満)×妻(100万以上)	6.4%	8.7%
夫(200～400万未満)×妻(所得なし)	14.6%	12.5%
夫(200～400万未満)×妻(100万未満)	13.0%	21.5%
夫(200～400万未満)×妻(100万以上)	4.8%	11.3%
夫(400万以上)×妻(所得なし)	7.2%	9.0%
夫(400万以上)×妻(100万未満)	3.6%	8.3%
夫(400万以上)×妻(100万以上)	5.3%	8.0%

資料：平成11年度厚生科学研究（政策科学推進研究）「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

第3節 高齢者の経済的実像～所得保障制度はどのような役割を果たしてきたか

7 高齢者の所得格差の要因と社会保障給付の果たしている機能

コラム 高齢者に対して公的年金制度が果たしている役割～年金受給者からみた分析

(自営業者と給与所得者の年金制度の違い)

我が国の年金制度は、全国民に共通した「国民年金(基礎年金)」を基礎に、「被用者年金」が上乗せされる体系となっている。日本に居住する20～59歳の者は、すべて国民年金制度の被保険者となるが、民間給与所得者や公務員などについては、同時に被用者年金の被保険者(第2号被保険者)となり、被用者であった期間については被用者年金給付と基礎年金を合わせて受給することになる。また、被用者の被扶養配偶者については、配偶者の加入している被用者年金制度から基礎年金の費用の負担が行われることにより、その期間について基礎年金を受けることができる。これら被用者とその被扶養配偶者(第3号被保険者)以外の者(第1号被保険者)は国民年金制度の被保険者として、その期間に対応する基礎年金給付のみを受給する。

国民年金の被保険者期間は40年と長いため、その間に職業の変更などがおこり、40年間すべてを同じ年金制度で過ごすとは限らない。したがって、年金受給者を「元給与所得者」「元自営業者」などに単純に分けることは難しい。また、第1号被保険者とは通常「自営業者等」の集団と呼ばれているが、本来は第2、3号被保険者以外の者という性格のものである。これらは、医者、弁護士から無職の者まで含む多彩な特色をもった集団である。

こうした面があることは考慮した上で、被用者に対しては二階建ての給付、それ以外の者には基礎年金給付という制度設計をしている公的年金制度の果たしている機能をみるために、ここでは、あえて大まかに自営業者等の集団あるいは被用者の集団のそれぞれについての公的年金の受給状況を見てみたい。

(現役世代の経歴による受給世代の年金額と収入額)

厚生省年金局が、1997年に行った「老齢年金受給者実態調査」によれば、現役時代の経歴類型は、男子では「給与所得者中心(21年以上給与所得者であった者)(63.0%)」、「自営業中心(21年以上自営業(農家を含む)またはその家族従業者であった者)(24.7%)」となっており、女子では「自営業中心(30.3%)」、「仕事をしていない期間中心(28.0%)」、「給与所得者中心(15.5%)」の順となっている。また、これを年齢階層ごとにみると、若い世代ほど「給与所得者中心」が多くなっており、現在までに給与所得者が増えてきたことを反映している。

また、現役時代の経歴別に受給している公的年金の平均額を見ると、男子では「給与所得者中心」が247万円、「自営業中心」が90万円となっている。また、女子では「給与所得者中心」が137万円、「自営業中心」が66万円、「仕事をしていない期間中心」が74万円となっている。

これに対し、現役時代の経歴別に公的年金を含む平均収入額を見ると、男子では「給与所得者中心」が342万円、「自営業中心」が226万円となっている。また、女子では「給与所得者中心」が191万円、「自営業中心」が101万円、「仕事をしていない期間中心」が85万円となっている。

特に男子の平均収入額をその中の平均年金額と比べてみると、「給与所得者中心」では95万円の差であるのに対して、「自営業中心」では、136万円の差となっており、「自営業中心」の方が高齢期においても年金以外の収入が多くなっていることがわかる。

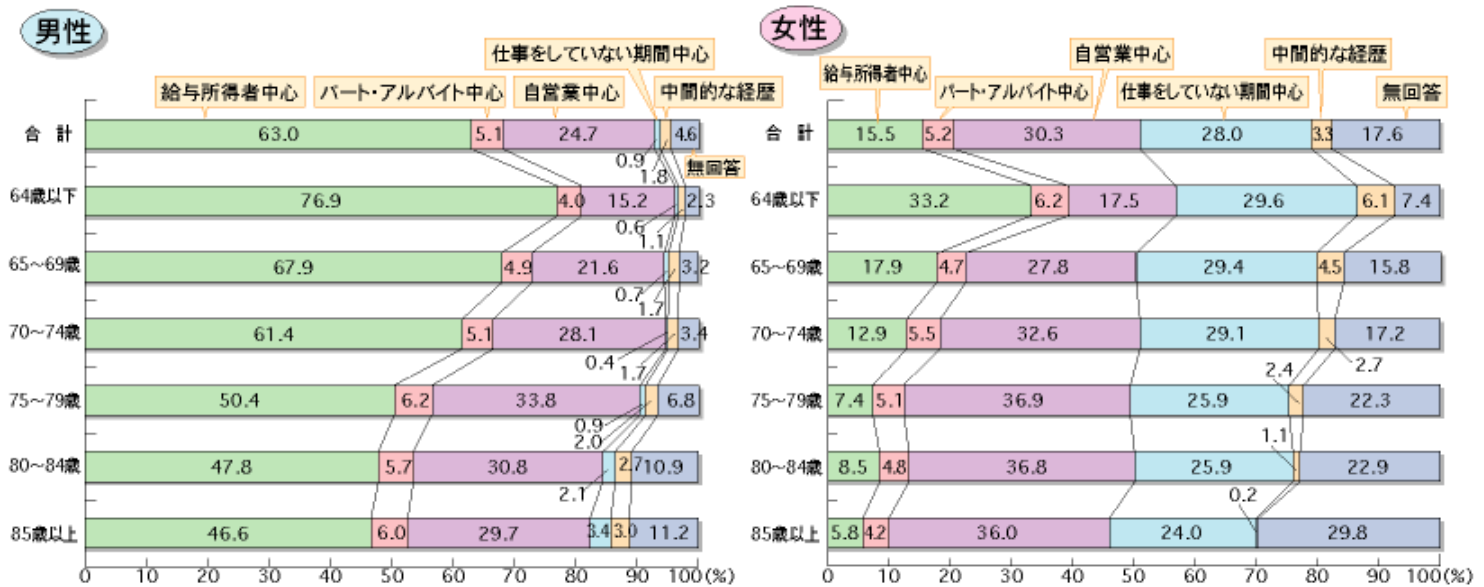
受給者全体のうち、夫婦のみからなる世帯(夫婦世帯)は34.3%、単身者世帯に属するものは12.2%となっているが、このうち夫婦世帯の夫婦の現役時代の経歴別の状況(無回答を除く)を見ると、夫が「給与所得者中心」、妻が「仕事をしていない期間中心」の世帯が32.7%と最も多く、次いで、夫婦ともに「自営業中心」の世帯が13.6%、続いて夫婦とも「給与所得者中心」(12.5%)となっている。

これらの世帯タイプの公的年金の平均年金額を見ると、夫が「給与所得者中心」で妻が「仕事をしていない期間中心」の世帯では301万円であるのに対して、夫婦ともに「自営業中心」の世帯は151万円と約半分となっている。一方、平均収入額では、夫が「給与所得者中心」で妻が「仕事をしていない期間中心」の世帯では415万円であるのに対して、夫婦ともに「自営業中心」の世帯では389万円と大きな差がなくなっている。自営業世帯における年金以外の稼得能力の大きさがうかがえる。

また、双方とも「給与所得者中心」の夫婦では、平均収入額が482万円と最も高いが、平均年金額では300万円であり、妻が仕事をしていない世帯とあまり変わらない額となっている。

このように、現状では給与所得者と自営業者に対する年金制度の違いはその目的に応じた一定の機能を果たしていると考えられる。

図1-3-18 年齢階層別・現役時代の経歴類型別 構成割合



資料：厚生省年金局「老齢年金受給者実態調査」(1997(平成9)年)

表1-3-19 性別・現役時代の経歴類型別 公的年金の平均年金額と平均収入額

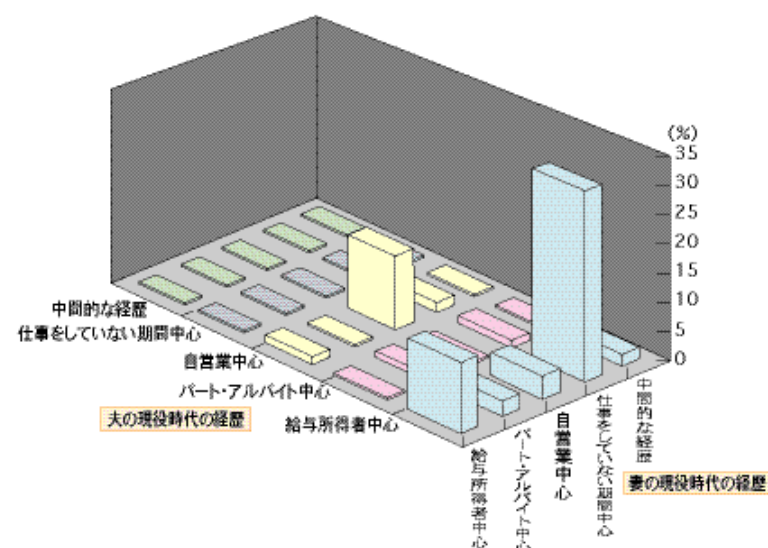
表1-3-19 性別・現役時代の経歴類型別 公的年金の平均年金額と平均収入額

	男 性		女 性	
	平均年金額	平均収入額	平均年金額	平均収入額
経歴類型別合計	190万円	288万円	80万円	106万円
給与所得者中心	247	342	137	191
パート・アルバイト中心	99	147	78	96
自営業中心	90	226	66	101
仕事をしていない期間中心	114	136	74	85
中間的な経歴	149	187	88	112
無回答	121	144	68	76

資料：厚生省年金局「老齢年金受給者実態調査」(1997(平成9)年)

図1-3-20 夫の現役時代の経歴・妻の現役時代の経歴類型別 構成割合

図1-3-20 夫の現役時代の経歴・妻の現役時代の経歴類型別 構成割合



資料：厚生省年金局「老齢年金受給者実態調査」(1997(平成9)年)

(注) 無回答の者は除いている。

表1-3-21 夫婦の現役時代の経歴類型別 夫婦の平均年金額・平均収入額

表1-3-21 夫婦の現役時代の経歴類型別 夫婦の平均年金額・平均収入額		平均年金額	平均収入額
夫・給与所得者中心	妻・仕事をしていない期間中心	301 万円	415 万円
夫・自営業中心	妻・自営業中心	151	389
夫・給与所得者中心	妻・給与所得者中心	300	482

資料：厚生省年金局「老齢年金受給者実態調査」（1997（平成9）年）

(年金受給者の所得)

国民生活基礎調査から1997年の所得をみる。65歳以上の公的年金の受給額階層分布を見ると、40～60万円のところに1つ山があるほか、300万円以上も多くなっている。これを男女別に見ると、低い山は男子もある程度ピークがあるが、大部分は女子によるものである。一方、300万円以上は大部分が男子によるものとなっている。低い層は基礎年金給付を中心に受給している者であるのに対し、高い層は被用者年金給付を併せて受け取っている者が多いと考えられる。現行制度で第1号被保険者である自営業者等の期間や、第3号被保険者である給与所得者の被扶養配偶者であった期間は、給付は基礎年金給付のみとなるため、女子が低い層に多くなっているものと考えられる。

次に、これらの者の公的年金以外の所得構成を男女別に見ることとする。男子については、受給額が100万円を境におおよそ受給額階級から見た低い層と高い層に分かれていると考えられるが、100万円以下についてはサンプルの少ない20万円未満の階層を除くと、公的年金1)恩給の占める割合はそれほど小さくなく、雇用者所得や事業所得の割合は大きくなっている。一方、100万円以上の層では、雇用者所得や事業所得の割合は比較的少なく、受給額階層が高いほど小さい。なお、300万円以上の層では雇用者所得の額が高くなっている。女子については、大部分を公的年金が占めており、受給額による違いは少ないと考えられる。

図1-3-22 65歳以上の者の公的年金・恩給受給額階層分布（世帯人員10万対）

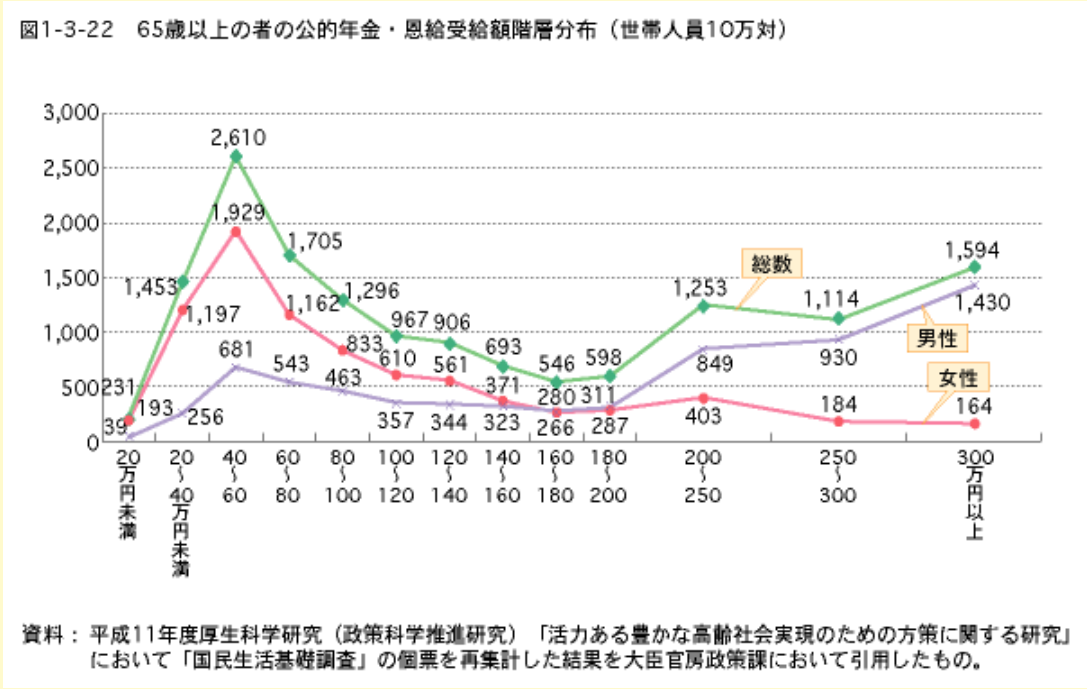
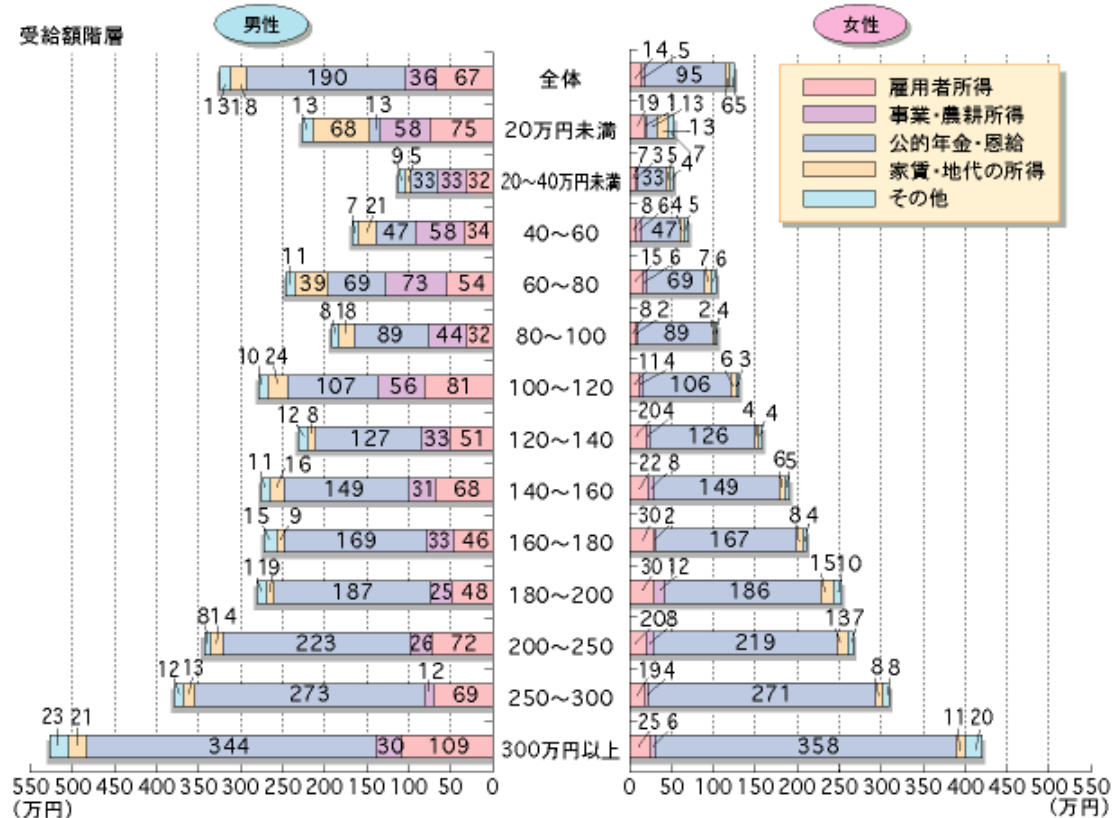


図1-3-23 65歳以上の者の公的年金・恩給受給者の所得構成

図1-3-23 65歳以上の者の公的年金・恩給受給者の所得構成



資料：平成11年度厚生科学研究（政策科学推進研究）「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

7-1 高齢者の所得階層と社会保障給付

～所得の安定に寄与してきた社会保障給付、高所得の要因は雇用者・事業・財産所得

公的年金が現在の高齢者の所得に対して果たしている機能はどのようなものであろうか。

ここでは、高齢者の所得階層別にどのような種類の所得を得ているかを見てみる。これにより、所得の多様性を生み出している背景とその中で公的年金を中心とする社会保障給付が果たしている機能を明らかにできる。

65歳以上の者について、その属する世帯全体の所得を世帯人員で割ったものをその高齢者の所得とみなして、所得の高低に応じ10区分に分けた所得分布とその所得の種類を見てみる。

所得の高いグループと低いグループとの間には相当程度格差が見られる。

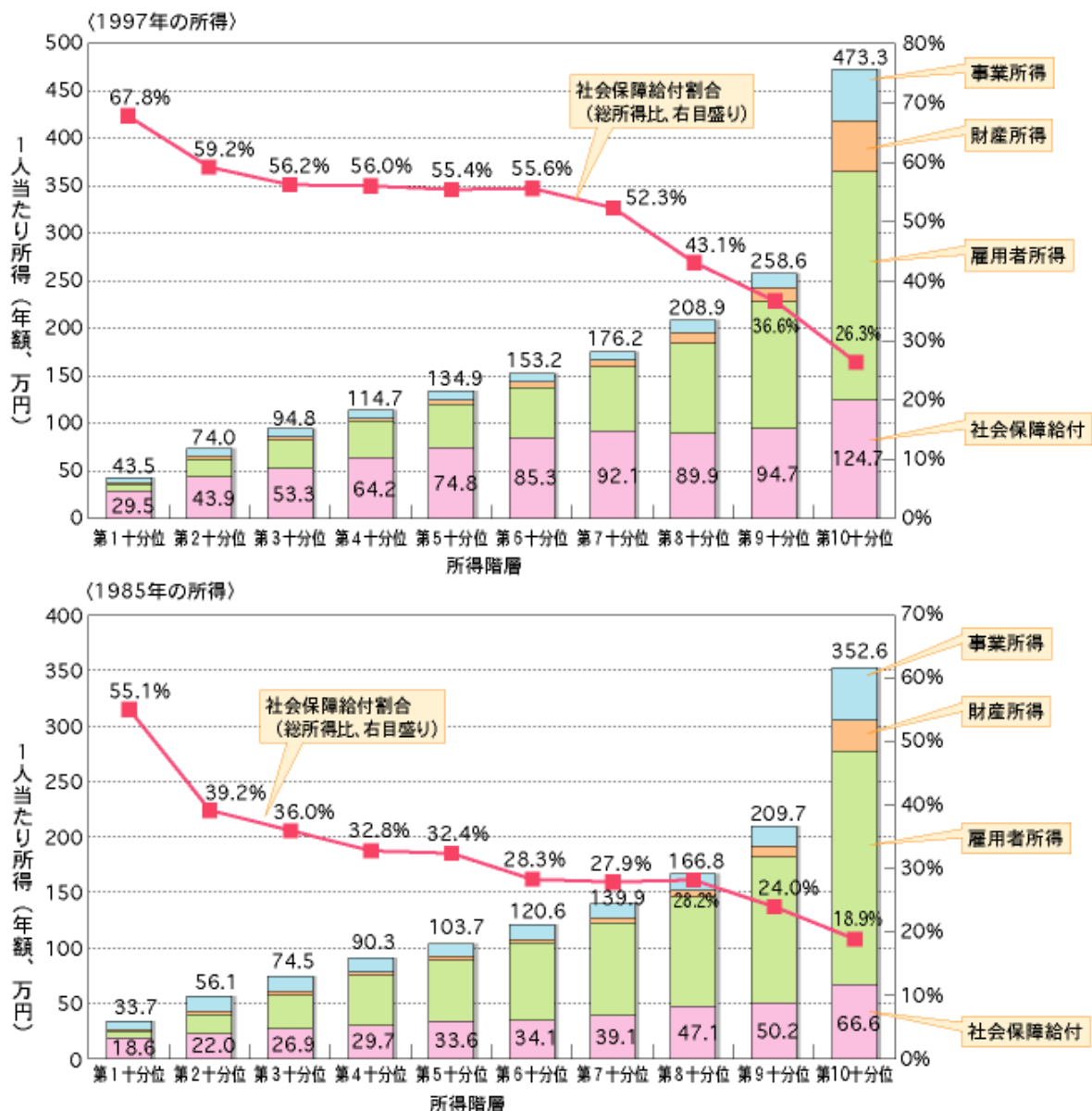
特に、高所得者層では、所得にしめる雇用者所得や事業所得の割合が非常に大きいことや利子¹⁾配当金などの財産所得の割合も所得階層が高くなるほど大きくなるのがわかる。こうした勤労所得等の大きさが、高齢者層の中の所得格差を生み出している要因と考えられる（図1-3-16）。

この中で、公的年金を中心とする社会保障給付が果たしている機能を見てみると、第7分位以下（全体の70%）の層では、社会保障給付が所得に占める割合は、1997年で約5割から7割近くを占め、所得が低い層ほど社会保障給付の占める割合が大きくなっている。言いかえると、中間層以下では、社会保障が高齢者の所得の多くを支えており、仮に社会保障給付がない場合と比べると、所得格差の是正に大きく寄与しているとともに、高齢者の所得保障に重要な役割を果たしていることがわかる。

また、1985年と1997年とを比較すると、第7分位までの中間層の社会保障給付の割合が大きく増加し、社会保障制度の充実が、こうした層の所得の安定化に大きく寄与しているものと考えられる。

図1-3-16 高齢者の所得階層・所得の種類別所得の状況

図1-3-16 高齢者の所得階層・所得の種類別所得の状況



資料：平成11年度厚生科学研究(政策科学推進研究)「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

- (注) 1. 棒グラフの上の実数は総所得。1人当たり所得は世帯の所得の合計を世帯員数で割って求めた。
2. 1人当たり所得は1985年価格で表示。

7-2 家族形態からみた所得と社会保障給付

家族形態ごとにみると、「男性の一人暮らし世帯」、「夫婦のみの世帯」、「夫婦と未婚子のみの世帯」では、高齢者の所得も高いが、平均的に受給している公的年金等の額も比較的高い。これに対して、「女性の一人暮らし世帯」や、「一人親と未婚の子のみの世帯」、「三世帯世帯」では、平均的には夫婦世帯等と比較すると受給している公的年金の額はやや低いが、年金が所得に占める割合は大きい。また、「女性の一人暮らし世帯」の所得と「男性の一人暮らし世帯」の所得を比較すると、1985年から1997年にかけて、女性の一人暮らし世帯の所得と男性の一人暮らし世帯の所得の格差は改善してきている。また、女性の一人暮らし世帯の所得に占める社会保障給付の割合もこの間増加している(図1-3-14)。

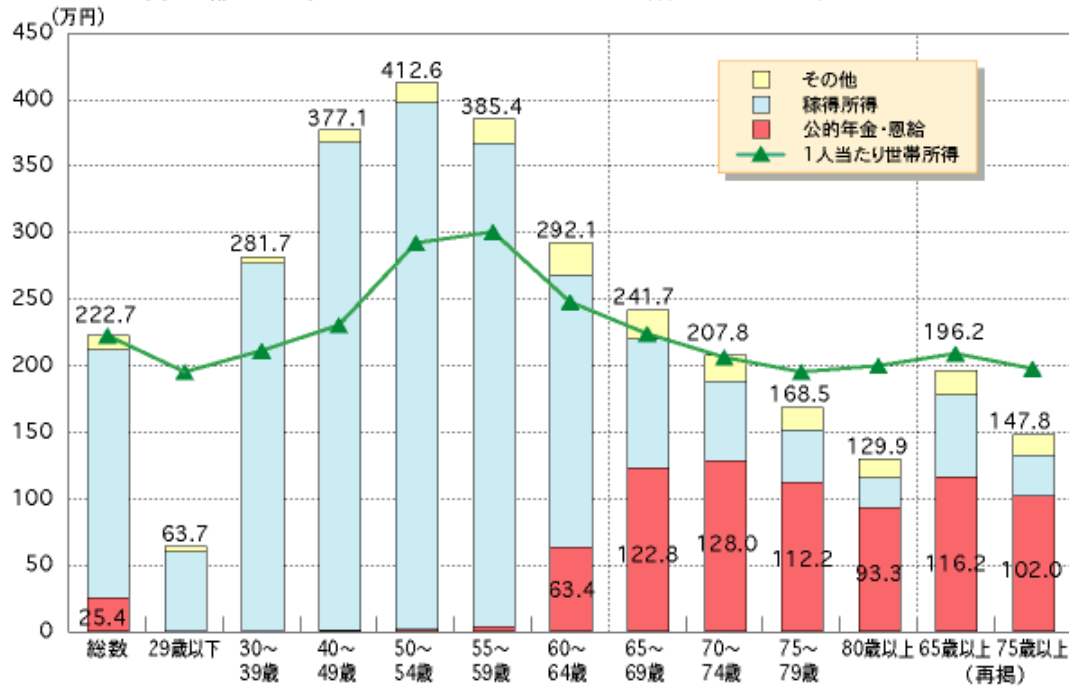
7-3 高齢者の年齢階層別にみた所得と社会保障給付の役割

高齢者の年齢階層ごとに、所得とその中の所得の内訳をみると、所得は高齢者の年齢が低いほど高いが、稼得所得も年齢が低いほど大きい。公的年金の額は、70～74歳層が最も高いが、年齢が高いほど所得にしめる公的年金の割合が高くなっている（図1-3-17）。

また、平均的にみると75歳以上の高齢者は、その属している世帯の他の家族の所得よりも低く、70～74歳では同程度、65～69歳では高齢者の方が他の家族よりも所得が高いこともわかる。

図1-3-17 世帯員の年齢・所得の種類別にみた個人が得ている所得金額（1997年の所得）

図1-3-17 世帯員の年齢・所得の種類別にみた個人が得ている所得金額(1997年の所得)



資料：平成11年度厚生科学研究（政策科学推進研究）「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

（注）所得の定義は同調査における所得の種類を基に以下のように定義した。

稼得所得＝雇用者所得＋事業所得＋農・林・漁業所得＋家内労働所得

その他＝家賃・地代の所得＋利子・配当金＋公的年金・恩給以外の社会保障給付金＋仕送り＋その他の所得

第1編

第1部 新しい高齢者像を求めて－21世紀の高齢社会を迎えるにあたって－

第1章 多様な高齢者

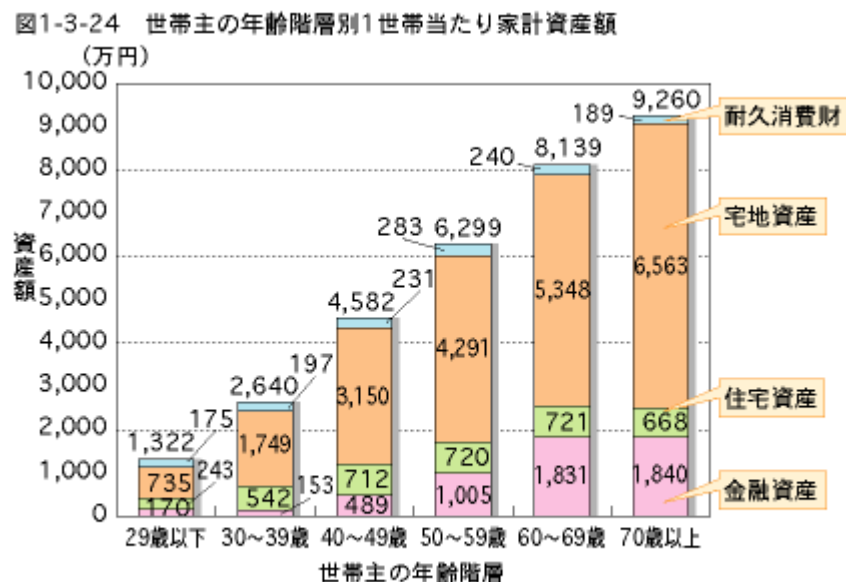
第3節 高齢者の経済的実像～所得保障制度はどのような役割を果たしてきたか

8 高齢者と資産

これまでの、高齢者の経済的な実像のうち、所得に関する部分を明らかにした。高齢者のもつ資産（貯蓄や住宅）の状況を明らかにすることは所得以上に難しいが、ここではいくつかの角度から分析を試みる。

まず、世帯主の年齢階層ごとに家計資産の全般的状況を見てみると、世帯主の年齢が高くなるにつれて家計資産額は増加し、世帯主が高齢者の世帯では他の年齢階層と比べて大きな資産を有している（図1-3-24）。

図1-3-24 世帯主の年齢階層別1世帯当たり家計資産額



資料：総務庁統計局「全国消費実態調査」（1994（平成6）年）

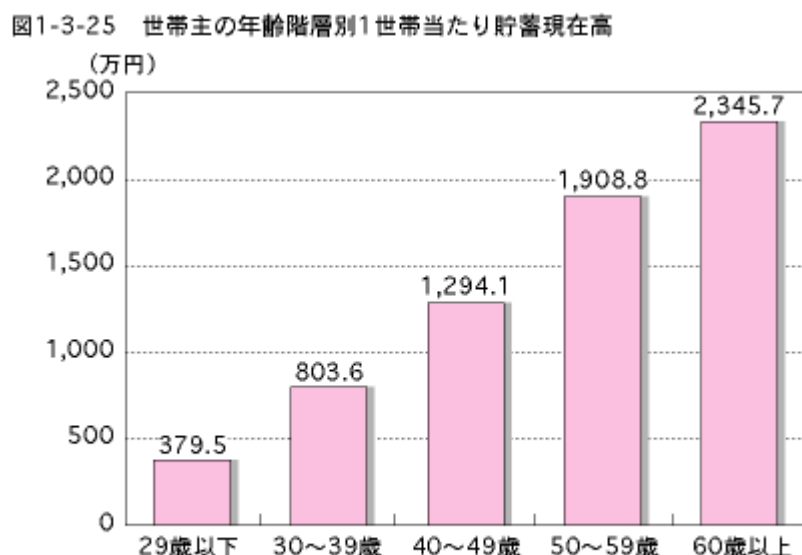
8-1 高齢者の貯蓄

（高齢者の世帯における貯蓄）

世帯主が高齢者である世帯は平均的には高い貯蓄をもっていることが知られている。世帯主の年齢階層別の1世帯（二人以上の世帯）当たりの貯蓄をみると高齢者ほど貯蓄は大きくなっている。こうした平均的な姿に加えて、次に国民生活基礎調査（1998（平成10）年）から、「65歳以上の高齢者のいる世帯」と全世帯から高齢者世帯と母子世帯を除いた「その他世帯」について、貯蓄階層別に見た世帯の分布をしてみる（図1-3-25）。

全体としてみると、その他の世帯全体よりも高齢者のいる世帯の方が、比較的高い貯蓄層の割合が高く、低い貯蓄層の割合が低いことがわかる（図1-3-26）。

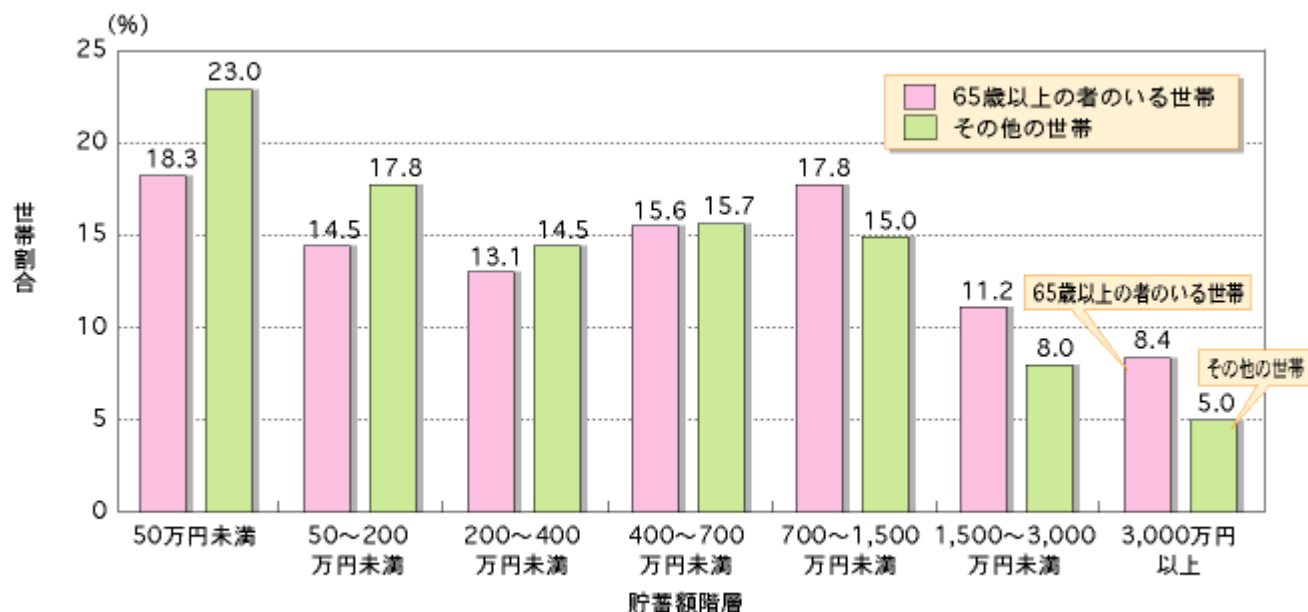
図1-3-25 世帯主の年齢階層別1世帯当たり貯蓄現在高



資料：総務庁統計局「貯蓄動向調査」（1998（平成10）年）より作成。

図1-3-26 貯蓄額階層別にみた高齢者の世帯の分布(1998年)

図1-3-26 貯蓄額階層別にみた高齢者の世帯の分布（1998年）



資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

(注) その他の世帯とは、全世帯から高齢者世帯及び母子世帯を除いたもの。

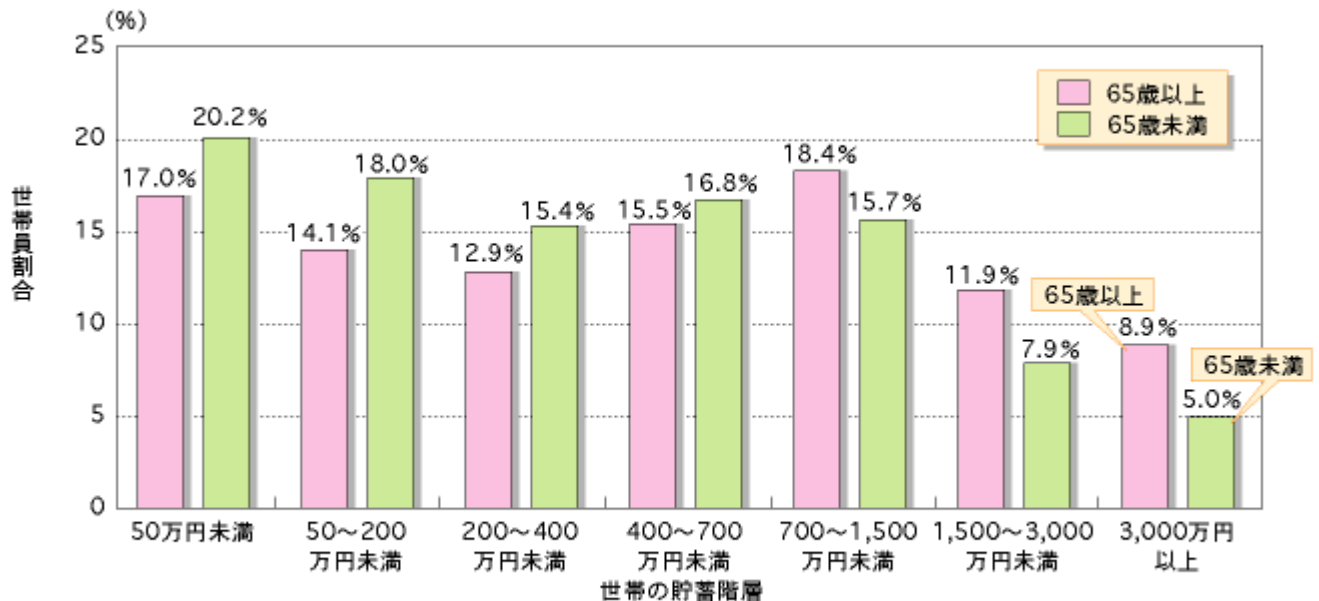
(高齢者が属する世帯の貯蓄)

さらに、65歳以上の高齢者がどのような貯蓄をもつ世帯に所属しているか、という角度からみる。

世帯の貯蓄階層別に、その世帯に属する世帯員の分布をみると、世帯分布と同様に、65歳以上の高齢者は、65歳未満の者と比べて、比較的貯蓄の高い世帯に属する割合が大きく、低い貯蓄の世帯に属する割合が小さいことがみてとれる(図1-3-27)。

図1-3-27 世帯の貯蓄階層別にみた世帯員の分布(1998年)

図1-3-27 世帯の貯蓄階層別にみた世帯員の分布 (1998年)



資料：平成11年度厚生科学研究(政策科学推進研究)「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

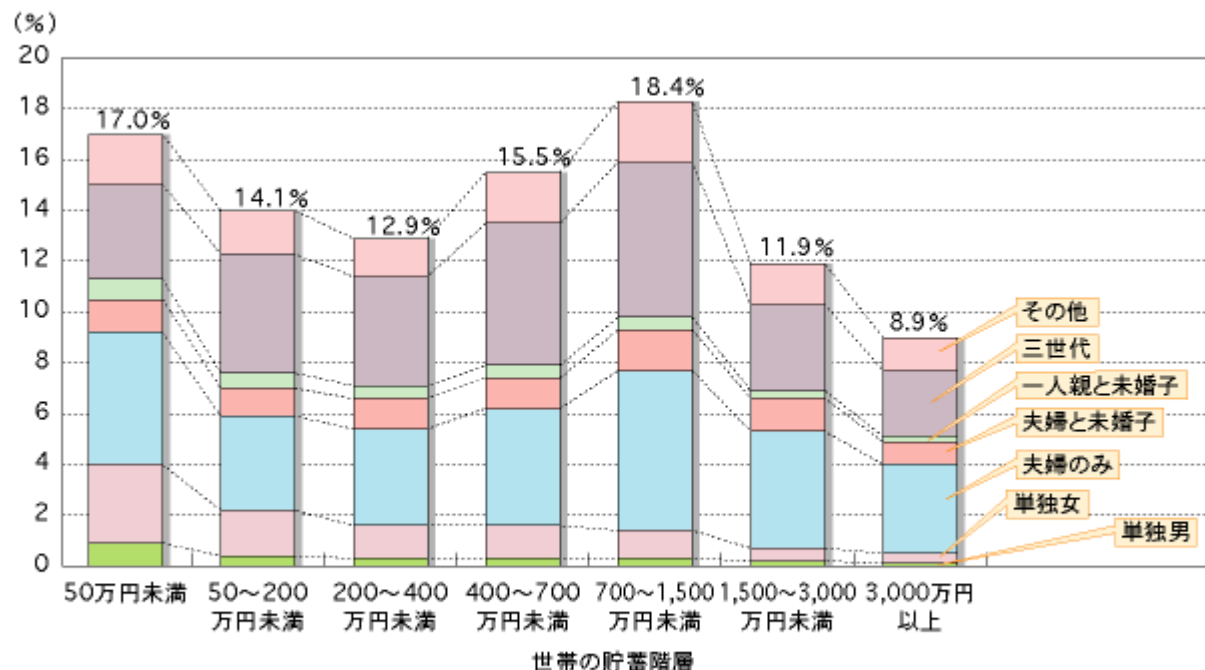
(家族類型と貯蓄)

所属する家族類型別に世帯の貯蓄階層別にみた高齢者の分布を見ると、世帯規模の小さな「一人暮らしの世帯」では貯蓄が低い世帯の割合が比較的大きい。一方、「夫婦のみの世帯」や「夫婦と未婚子の世帯」では、低い階層から高い階層へと幅広く分布しているが、高い貯蓄の割合も若干高い(図1-3-28)。

家族数、所得がある家族の人数が多いと考えられる三世帯世帯は、中貯蓄層がやや多い分布となっている。

図1-3-28 高齢者の所属する世帯構造・世帯の貯蓄階層別高齢者の構成比(1998年)

図1-3-28 高齢者の所属する世帯構造・世帯の貯蓄階層別高齢者の構成比(1998年)



資料：平成11年度厚生科学研究(政策科学推進研究)「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

(世帯の所得と貯蓄)

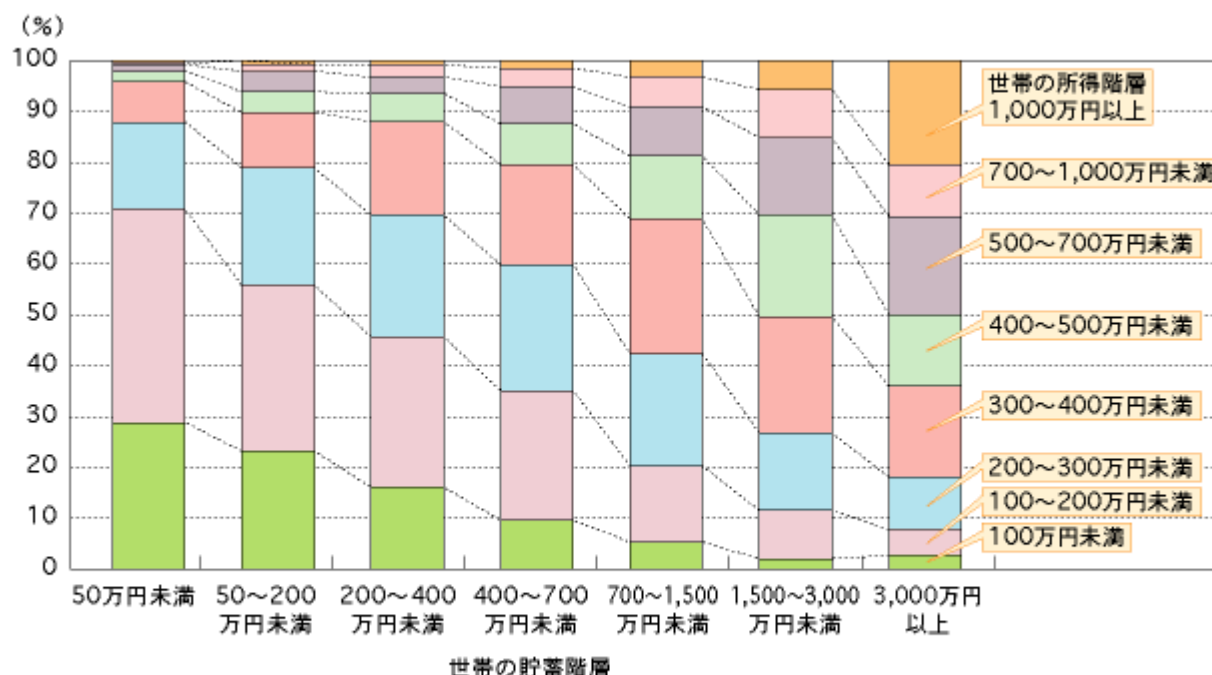
貯蓄の多い世帯に属する高齢者は、所得も高いのであろうか。

ここでは、65歳以上の高齢者のみの世帯またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった「高齢者世帯」について、貯蓄と所得の関係をみる(図1-3-29)。

全体としてみると、比較的貯蓄の低い世帯には所得の低い世帯に属する高齢者世帯が多く、貯蓄の高い層には所得の高い層も多いという傾向は見てとれる。その一方で、中程度の貯蓄層の世帯でも所得額の大きな高齢者世帯も少なからず存在する。

図1-3-29 貯蓄階層・所得階層別にみた高齢者世帯の構成比(1998年)

図1-3-29 貯蓄階層・所得階層別にみた高齢者世帯の構成比(1998年)



資料：平成11年度厚生科学研究(政策科学推進研究)「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

8-2 高齢者の住居

(高齢者の住む住宅の状況)

高齢者の住居の状況を、総務庁の調査から見ると、高齢者のいる世帯の持ち家率は平均で8割を超えており、全世帯の持ち家率を上回る状況にある(図1-3-30)。

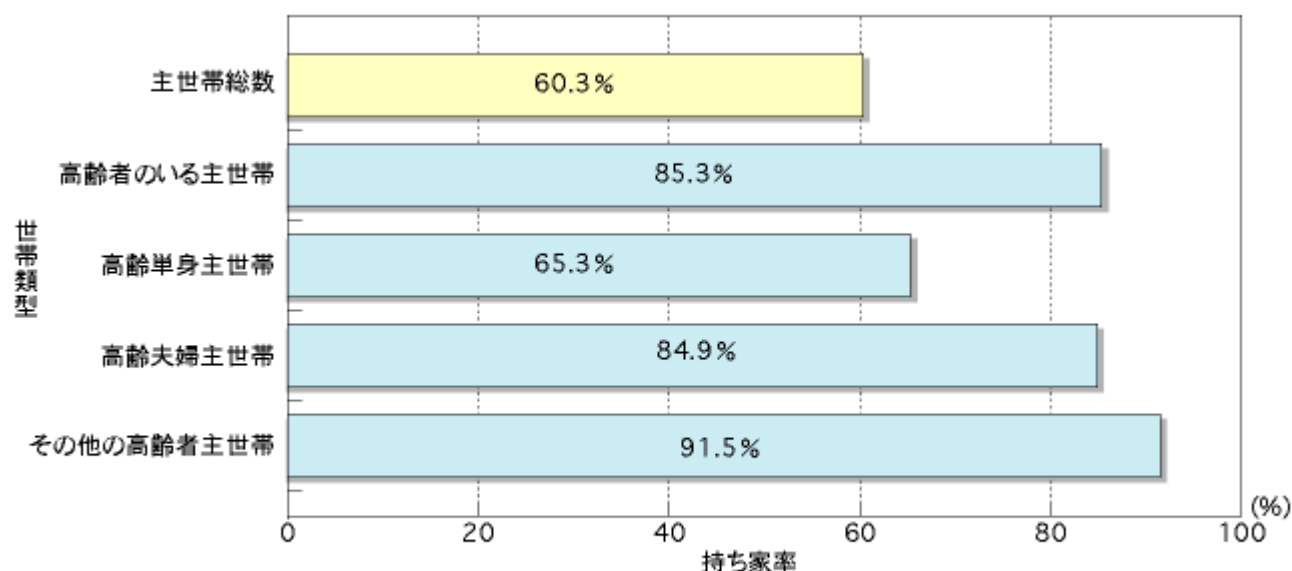
家族類型別の持ち家率を見ると、今後増加が予想される「一人暮らし世帯」では、持ち家率は6割台と低いものの、全世帯平均の持ち家率を上回る水準にある。

さらに、高齢者のいる世帯の家族類型と所得階層別に持ち家率を、同じ調査から見ると、所得の高い階層ほど持ち家率は高く、世帯所得400万円以上の階層では、持ち家率は「一人暮らし世帯」以外のすべての家族類型でもおおむね90%を超える。しかし、世帯所得400万円未満の所得階層でも持ち家率は70～85%ほどあり、同じ所得階層の全世帯ベースでの持ち家率が42～55%程度であるのと比較すると、高い持ち家率となっている(図1-3-31)。

高齢者個人が、どのような住居に住んでいるかについて、国民生活基礎調査から見ると、60歳以上の者の85%以上が持ち家に居住しており、若年層に比べれば高い割合となっている。一方で、賃貸住宅については、民間賃貸住宅、公社・公団等の賃貸公営住宅に居住する高齢者の割合はそれぞれ10%を下回っているが、若年層と比較すると相対的には民間賃貸住宅よりも公社1)公団等の賃貸公営住宅に居住する者の割合が高くなっている。この背景には、高度経済成長期に地方から大都市圏に流入した際に、公社・公団の住宅に住み始めた人々が長い間住み続けていること、公社・公団による高齢者の優先入居など高齢者に対する住宅施策の効果があるものと思われる(図1-3-32)。

図1-3-30 世帯類型別持ち家率(1998年)

図1-3-30 世帯類型別持ち家率(1998年)

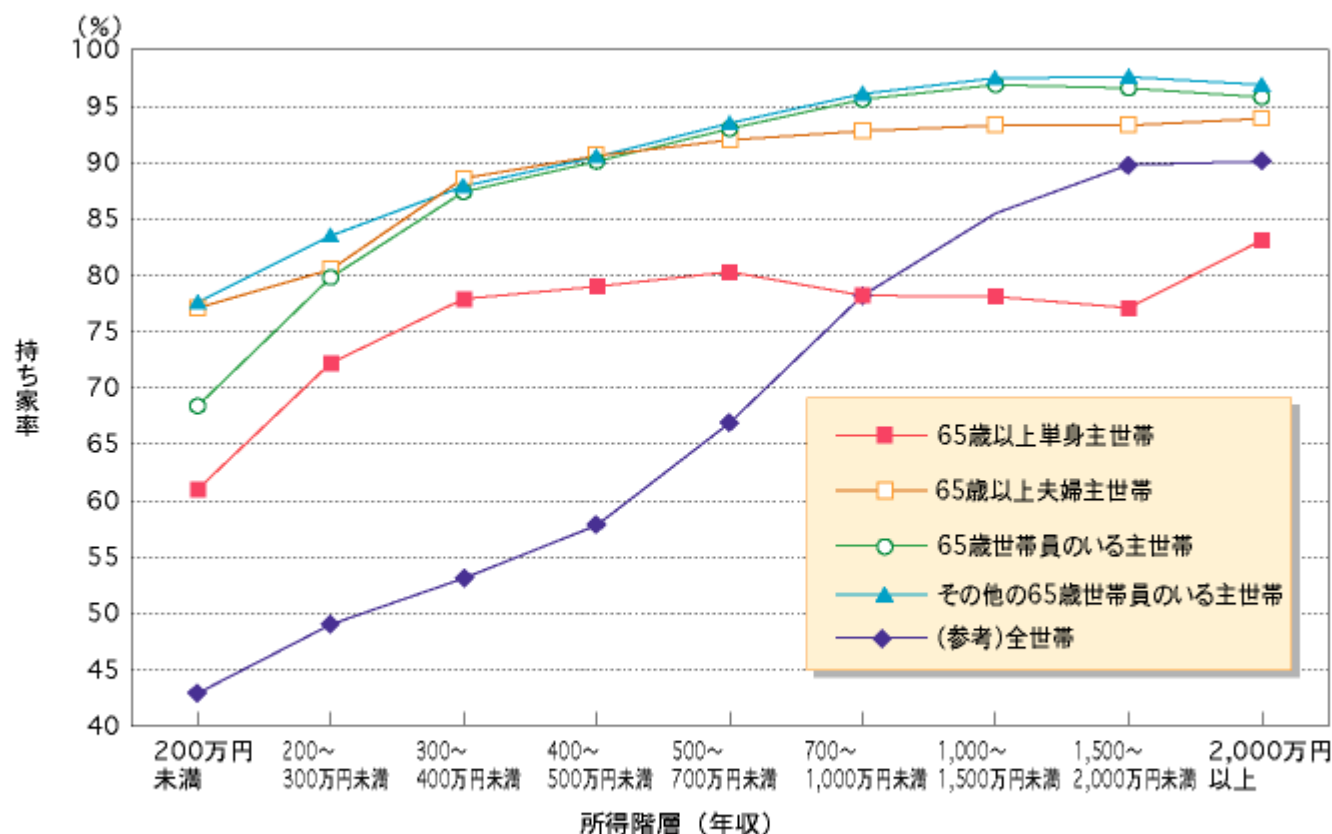


資料：総務庁統計局「平成10年住宅・土地統計調査」

(注) 総数には住宅の所有関係「不詳」を含む。主世帯とは、住居と生計を共にしている家族や一戸を構えた単身者の内、同居世帯(1つの住宅に2世帯以上居住している世帯の内、家の持ち主や借り主でない世帯)以外の世帯を指す。

図1-3-31 高齢者のいる世帯における持ち家率(1998年、所得階層別)

図1-3-31 高齢者のいる世帯における持ち家率(1998年、所得階層別)

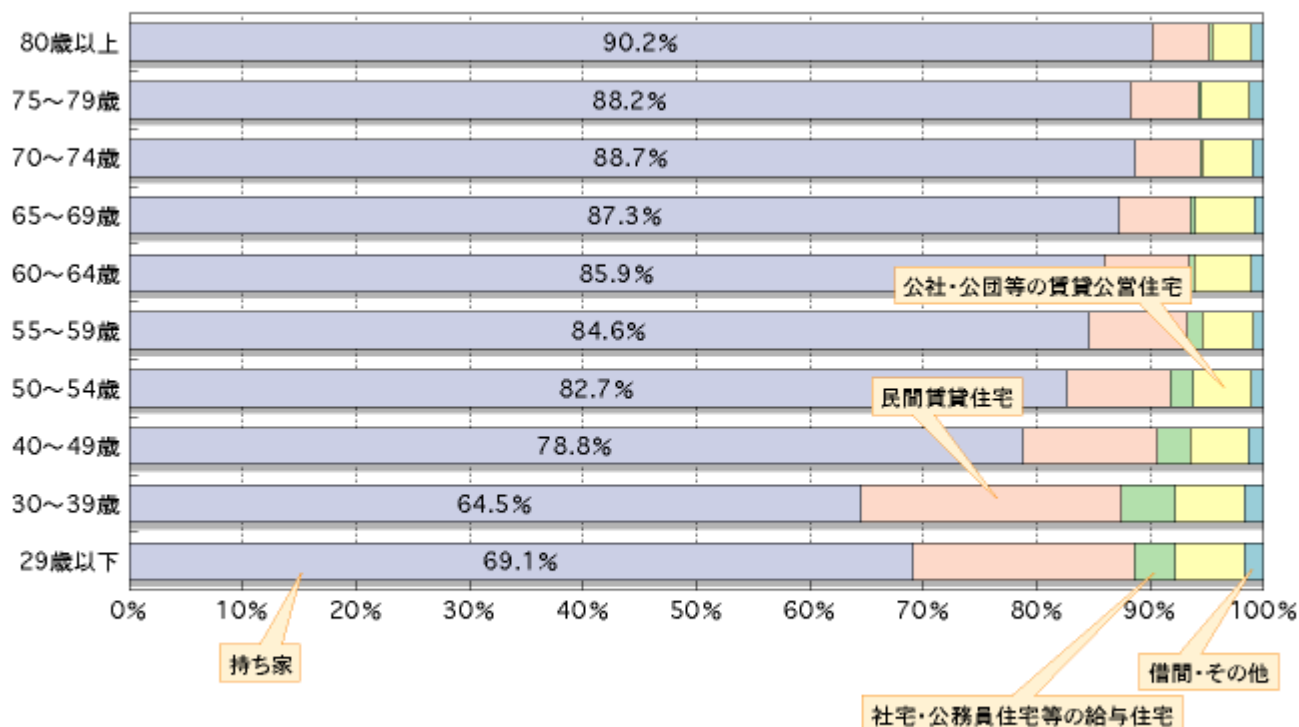


資料：総務庁統計局「平成10年住宅・土地統計調査」

(注) 総数には住宅の所有関係「不詳」を含む。主世帯とは、住居と生計を共にしている家族や一戸を構えた単身者の内、同居世帯(1つの住宅に2世帯以上居住している世帯のうち、家の持ち主や借り主でない世帯)以外の世帯を指す。

図1-3-32 世帯員の年齢・居住している住居の種類別にみた世帯員割合(1998年)

図1-3-32 世帯員の年齢・居住している住居の種類別にみた世帯員割合（1998年）



資料：平成11年度厚生科学研究（政策科学推進研究）「活力ある豊かな高齢社会実現のための方策に関する研究」において「国民生活基礎調査」の個票を再集計した結果を大臣官房政策課において引用したもの。

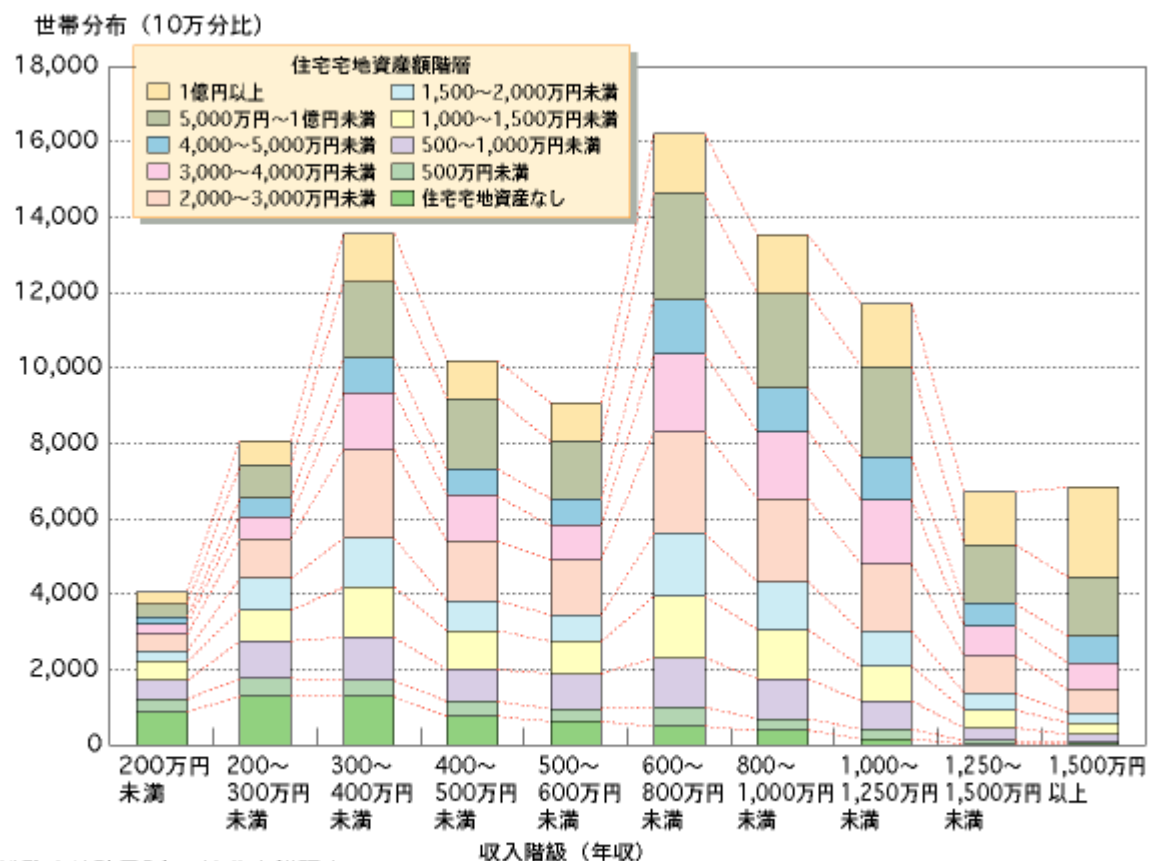
（住宅等の資産）

最後に、資産として住居をみるとどのような姿が見て取れるのであろうか。総務庁の調査から、2人以上の世帯の中から高齢者のいる世帯の所得階層別住宅宅地の資産額の状況を見ることとする。住宅宅地の資産価値別に世帯の構成割合を見ると、比較的、低所得層ほど住宅宅地資産が小さく、高所得層ほど高い住宅宅地資産をもつ傾向が見て取れる。この傾向は高齢夫婦世帯でも同様であり、高所得層ほど住宅宅地の資産価値は大きいといえる。ただ、年収がそれほど大きくない階層でも相当の住宅宅地資産をもつ世帯もある。高所得層ほど三世帯同居の世帯が多いと考えられるので、住宅の広さが三世帯同居にあわせて広がっていることなどから資産価値が大きくなっているとも考えられる。また、この住宅資産には住宅ローンといった負債額が考慮されていないことには留意する必要がある（図1-3-33・図1-3-34）。

また、住宅宅地資産の所有状況を、「高齢者（無職）のいる世帯」、「高齢者夫婦世帯」と「夫婦と未婚の子どものある世帯」、「夫婦共働き世帯（世帯主40～49歳）」と比べてみると、「高齢者（無職）世帯」や「高齢夫婦世帯」では、相当の住宅宅地資産を所有している者もいることがわかる。こうした資産の有効活用も今後求められてくるであろう（図1-3-35）。

図1-3-33 高齢者（無職）のいる世帯における収入階層・資産階層別世帯分布（1994年、10万分比）

図1-3-33 高齢者(無職)のいる世帯における収入階層・資産階層別世帯分布(1994年、10万分比)

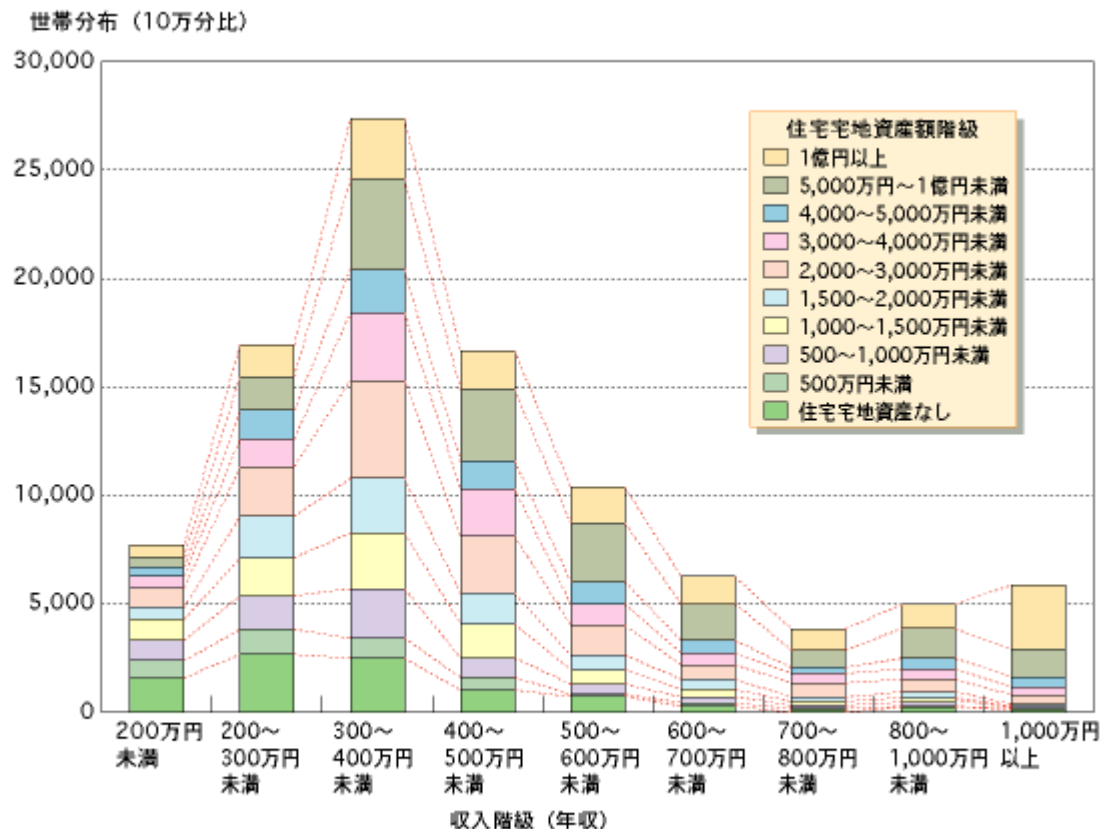


資料：総務庁統計局「全国消費実態調査」

(注) 高齢者(無職)のいる世帯とは、世帯主を含む世帯員のうち、65歳以上で就業していない世帯員がいる世帯(2人以上の世帯)を指す。

図1-3-34 高齢者夫婦世帯における収入階層・資産階層別世帯分布(1994年、10万分比)

図1-3-34 高齢者夫婦世帯における収入階層・資産階層別世帯分布(1994年、10万分比)

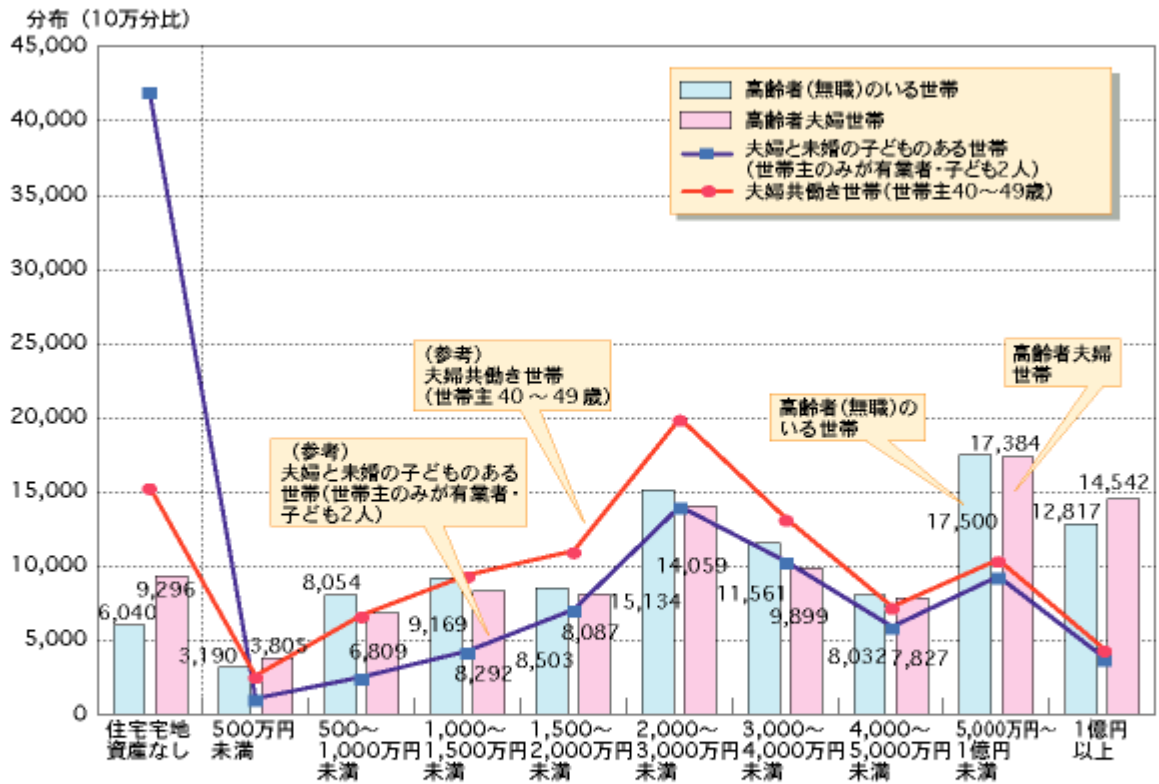


資料：総務庁統計局「全国消費実態調査」

(注) 高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯を指す。

図1-3-35 住宅宅地資産の資産額階層別にみた世帯分布 (1994年、10万分比)

図1-3-35 住宅宅地資産の資産額階層別にみた世帯分布(1994年、10万分比)



資料：総務庁統計局「全国消費実態調査」

(注) 高齢者(無職)のいる世帯とは、世帯主を含む世帯員のうち、65歳以上で就業していない世帯員がいる世帯(2人以上の世帯)、高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯を指す。夫婦共働き世帯とは、勤労者世帯のうち、世帯主とその配偶者が就業している世帯(農林漁業収入のある世帯は除く)を指す。夫婦と未婚の子どものある世帯(世帯主のみが有業者・子ども2人)は勤労者世帯である。